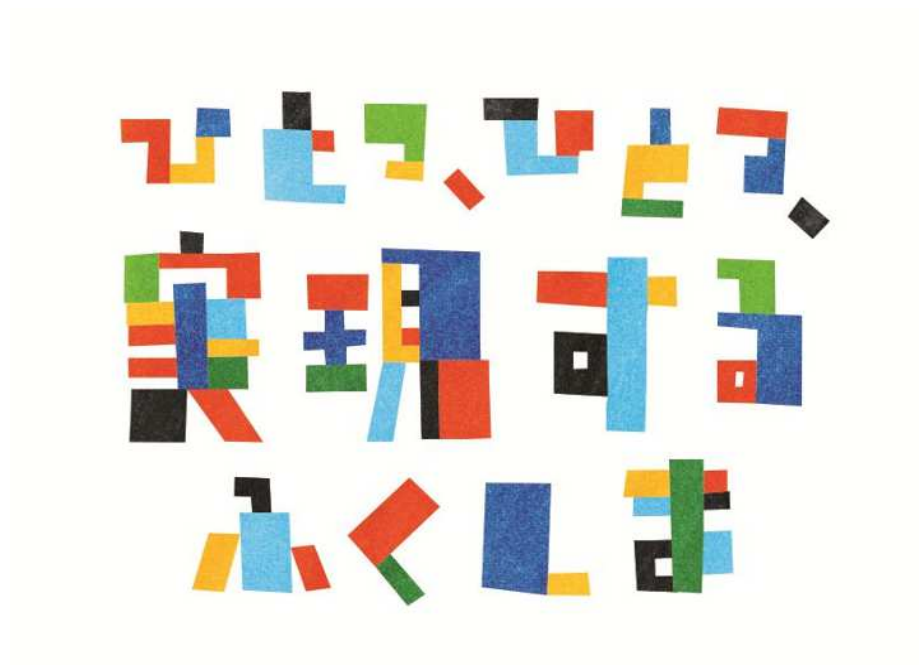


令和5年度主要事業PR版



令和5年4月1日
福島県農林水産部

目 次

※ **新規**：令和5年度新規事業

一新：令和4年度事業内容を見直し内容を追加して構築した事業

| I 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化 | | |
|-------------------------|-------------------------------|----|
| 1 | 福島県営農再開支援事業【農業振興課】 | 1 |
| 2 | 原子力被災12市町村農業者支援事業【農業振興課】 | 8 |
| 3 | 被災地域農業復興総合支援事業【農業振興課】 | 10 |
| 4 | 福島県高付加価値産地展開支援事業【農業振興課】 | 12 |
| 5 | 避難農業者経営再開支援事業【農業振興課】 | 14 |
| 6 | 放射性物質除去・低減技術開発事業【農業振興課】 | 16 |
| 7 | 放射性物質除去・低減技術開発事業（森林林業）【森林計画課】 | 18 |
| 8 | 放射性物質除去・低減技術開発事業（海面）【水産課】 | 20 |
| 9 | 放射性物質除去・低減技術開発事業（内水面）【水産課】 | 22 |
| 10 | ふくしま復興農地利用集積対策事業【農業担い手課】 | 24 |
| 11 | 企業農業参入サポート強化事業（復興）【農業担い手課】 | 26 |
| 12 | 農業系汚染廃棄物処理事業【環境保全農業課】 | 28 |
| 13 | 農業近代化資金融通対策事業【農業経済課】 | 30 |
| 14 | 農家経営安定資金融通対策事業【農業経済課】 | 33 |
| 15 | 福島県農林水産物販路拡大タイアップ事業【農産物流通課】 | 36 |
| 16 | 米の全量全袋検査（避難指示等市町村）推進事業【水田畑作課】 | 38 |
| 17 | 肉用牛全頭安全対策推進事業【畜産課】 | 40 |
| 18 | 新規 水産業復興加速化総合対策事業【水産課】 | 41 |
| 19 | ふくしまの漁業の魅力体感・発信事業【水産課】 | 44 |
| 20 | 東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業【水産課】 | 46 |
| 21 | 水産物流通対策事業【水産課】 | 48 |
| 22 | 漁場復旧対策支援事業【水産課】 | 51 |
| 23 | 共同利用漁船等復旧支援対策事業【水産課】 | 53 |
| 24 | 復興基盤総合整備事業 他【農村計画課・農村基盤整備課】 | 55 |
| 25 | ため池等放射性物質対策事業【農地管理課】 | 58 |
| 26 | ふくしま森林再生事業【森林整備課】 | 60 |
| 27 | 広葉樹林再生事業【森林整備課】 | 62 |
| 28 | 放射性物質被害林産物処理支援事業【林業振興課】 | 64 |
| 29 | 安全なきのこ原木等供給支援事業【林業振興課】 | 67 |
| 30 | 里山再生事業【森林保全課】 | 68 |
| 31 | 森林環境モニタリング調査事業【森林保全課】 | 70 |

| | | |
|------------|----------------------------------|-----|
| II | 多様な担い手の確保・育成 | |
| 32 | 新規福島大学と連携した地域農業モデル創出事業【農林企画課】 | 72 |
| 33 | 新規福島県農業経営・就農支援センター運営事業【農業担い手課】 | 75 |
| 34 | 新規地域計画策定推進緊急対策事業【農業担い手課】 | 77 |
| 35 | ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業【農業担い手課】 | 79 |
| 36 | 農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業【農業担い手課】 | 82 |
| 37 | ふくしま集落営農活性化プロジェクト促進事業【農業担い手課】 | 84 |
| 38 | 新規就農者育成総合対策事業【農業担い手課】 | 86 |
| 39 | 農業短期大学校施設統合整備事業【農業担い手課】 | 89 |
| 40 | ふくしま有機農業ひとづくり強化支援事業【環境保全農業課】 | 91 |
| 41 | 家畜疾病経営維持資金利子等補給事業【農業経済課】 | 93 |
| 42 | ふくしまの園芸人育成・魅力発信事業【園芸課】 | 96 |
| 43 | 福島県次世代漁業人材育成確保支援事業【水産課】 | 98 |
| 44 | 新規林業アカデミーふくしま運営事業【森林計画課】 | 100 |
| III | 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進 | |
| 45 | 福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業【農業振興課】 | 102 |
| 46 | 福島イノベ構想に基づく林業先端技術展開事業【森林計画課】 | 104 |
| 47 | 福島イノベ構想に基づく水産先端技術展開事業【水産課】 | 106 |
| 48 | 福島県産農産物競争力強化事業（研究）【農業振興課】 | 108 |
| 49 | 農地利用集積対策事業【農業担い手課】 | 110 |
| 50 | 経営体育成基盤整備事業 他【農村計画課・農村基盤整備課】 | 112 |
| 51 | かんがい排水事業 他【農村基盤整備課・農地管理課】 | 115 |
| 52 | 森林情報活用路網整備推進事業【森林整備課】 | 119 |
| IV | 需要を創出する流通・販売戦略の実践 | |
| 53 | 新規福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業【農林企画課】 | 121 |
| 54 | 一新農林水産業情報発信強化事業【農林企画課】 | 123 |
| 55 | 第三者認証GAP等取得促進事業【環境保全農業課】 | 125 |
| 56 | 農林水産物等緊急時モニタリング事業【環境保全農業課】 | 127 |
| 57 | ふくしまの恵み安全・安心推進事業【環境保全農業課】 | 129 |
| 58 | 一新ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業【農産物流通課】 | 131 |
| 59 | ふくしま”食の基本”推進事業【農産物流通課】 | 136 |
| 60 | ふくしま米生産情報発信事業【水田畑作課】 | 138 |
| 61 | 「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業【園芸課】 | 140 |
| 62 | 園芸グローバル産地育成強化事業【園芸課】 | 142 |
| 63 | 地域特産活用産地づくり支援事業【園芸課】 | 144 |
| 64 | 福島県産水産物競争力強化支援事業【水産課】 | 147 |
| V | 戦略的な生産活動の展開 | |

| | | |
|-----------|---------------------------------------|-----|
| 65 | スマート農業プロセスイノベーション推進事業【農業振興課】 | 150 |
| 66 | みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業【環境保全農業課】 | 152 |
| 67 | 環境にやさしい農業拡大推進事業【環境保全農業課】 | 154 |
| 68 | 新規ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業【水田畑作課】 | 157 |
| 69 | オリジナルふくしま水田農業推進事業【水田畑作課】 | 160 |
| 70 | 新規持続的畑作生産体系確立緊急対策事業（強い農業づくり整備事業）【園芸課】 | 163 |
| 71 | 園芸生産拠点育成支援事業【園芸課】 | 164 |
| 72 | 果樹園地継承促進事業【園芸課】 | 166 |
| 73 | 県育成品種種苗安定供給事業【園芸課】 | 168 |
| 74 | 県育成オリジナル品種活用産地づくり支援事業【園芸課】 | 170 |
| 75 | 風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業【園芸課】 | 172 |
| 76 | ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業【園芸課】 | 174 |
| 77 | 産地生産基盤パワーアップ事業（強い農業づくり整備事業）【園芸課】 | 176 |
| 78 | 園芸産地における事業継続強化対策（強い農業づくり整備事業）【園芸課】 | 178 |
| 79 | 産地生産力強化総合対策事業【園芸課】 | 180 |
| 80 | 新規飼料価格高騰対策事業【畜産課】 | 182 |
| 81 | 新規ふくしまならではの自給飼料増産推進事業【畜産課】 | 183 |
| 82 | 「福島牛」AI肥育確立事業【畜産課】 | 186 |
| 83 | ふくしまの畜産復興対策事業【畜産課】 | 188 |
| 84 | 畜産競争力強化対策整備事業【畜産課】 | 195 |
| 85 | 自給飼料生産復活推進事業【畜産課】 | 197 |
| 86 | 栽培漁業振興対策事業【水産課】 | 199 |
| 87 | さけ資源増殖事業【水産課】 | 201 |
| VI | 活力と魅力ある農山漁村の創生 | |
| 88 | ふくしまの元気を創る地域産業6次化推進事業【農林企画課】 | 203 |
| 89 | みんなでつなぐ誇れる中山間地域等農業推進事業【農業振興課】 | 205 |
| 90 | 鳥獣被害対策強化事業【環境保全農業課】 | 207 |
| 91 | 地域の力で進める！鳥獣被害対策事業【環境保全農業課】 | 210 |
| 92 | 多面的機能支払事業 他【農村振興課】 | 213 |
| 93 | 遊休農地活用促進総合対策事業【農村振興課】 | 216 |
| 94 | ため池等整備事業 他【農地管理課】 | 219 |
| 95 | 森林とのきずな事業【森林計画課】 | 222 |
| 96 | 森林情報（クラウド）活用推進事業（森林環境適正管理事業）【森林計画課】 | 224 |
| 97 | 治山事業（海岸防災林造成事業）【森林保全課】 | 226 |
| 98 | 治山事業（一般治山事業）【森林保全課】 | 228 |

福島県営農再開支援事業（継続）

1 趣 旨

原発事故により、農作物等の生産断念を余儀なくされた避難区域等においては、営農再開に向けた環境が整っていないことから、農業者が帰還して、安心して営農再開できることを目的として行う一連の取組を支援する。

2 事業内容

(1) 除染後農地等の保全管理

原則、除染作業が完了した農地のうち、将来、営農が再開される見込みのある農地であって、営農が再開されるまでの間、当該農地における除草等の保全管理、地力増進作物の作付や肥料・土壌改良資材の施用等の土づくり、営農再開に必要な不可欠な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修の取組を支援する。

(2) 鳥獣被害防止緊急対策

避難地域等の営農再開に向けて阻害要因となる野生鳥獣対策のため、被害防止活動の実施や被害防止施設の整備などの取組を支援する。

(3) 放れ畜対策

東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内で放れ畜となった牛等について、営農再開や帰還の支障となっているものの捕獲に向けた柵等の整備、捕獲、マーキング等の作業等を実施する。

(4) 営農再開に向けた作付・飼養実証

ア 稲の実証栽培

令和4年産稲の作付再開準備区域等において、区域内に農地を有する農家等が帰還後に安心して水稻栽培を再開できる技術体系を実証する取組を支援する。

1

イ 野菜等の出荷等制限解除

避難指示解除準備区域等において、ハウレンソウ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー等のアブラナ科花蕾類、カブ等の出荷制限等の解除に向けた実証栽培を行う。

ウ 野菜、花き及び飼料作物の実証栽培

避難指示解除準備区域等において、野菜、花き及び飼料作物の営農再開に向け、収量・品質を確保する栽培管理等の手法を実施するための取組を支援する。

エ 家畜の飼養実証

地域畜産の営農再開に向けて、安全な畜産物が生産出来ることを確認するための乳牛及び肉用牛の飼養実証に必要な経費を支援する。

オ 実証研究

避難区域等において、農業者の営農再開に対する不安を払拭することで地域の営農再開等を進めるため、県が地域の協力のもと、営農再開を希望する現地ほ場において、既存研究成果等を活用した実証栽培を行う。

(5) 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

避難指示の解除や除染の終了等により営農再開が可能となった農地のうち、避難からすぐに帰還しない農家の農地等を作業受託組織等が一時的に水稻、大豆、飼料作物などを栽培して管理耕作する場合に必要な農業機械の導入等を支援する。

(6) 放射性物質の交差汚染防止対策

放射性物質が付着した糞すり機等を使用することにより、農産物が放射性物質に汚染されること防止するため、交差汚染防止対策の実施・指導に係る取組や糞すり機等のとも洗いに係る経費を支援する。

(7) 新たな農業への転換支援

土地利用型作物における大規模で効率的な生産体制構築のための大区画化・組織的経営による営農再開の取組や園芸作物における新たな栽培方法・品目への転換による営農再開の取組を支援する。

2

- (8) 家畜の導入支援
 営農再開等に必要となる家畜の導入に係る経費を支援する。
- (9) 水稻の作付再開支援
 除染が終了した水田のうち、次年度に作付が再開される見込みの水田について、水稻の作付再開に必要な耕盤再形成や均平化のための代かき、獣害により損傷を受けた畦畔の修復に係る取組を支援する。
- (10) 除染後農地の地力回復支援
 ア 堆肥・酸度矯正資材の施用による地力回復
 除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場におけるたい肥等の調達経費・散布経費等を支援する。
 イ 大型機械による深耕
 除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場における大型機械による深耕を行うための経費を支援する。
- (11) 地域営農再開ビジョン策定支援
 避難指示区域等の営農再開に向けて、農業者の意向把握、担い手の再編、農地の集積など地域営農の展望（ビジョン）を総合的に検討するための取組を支援する。
- (12) 先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援
 ア 大規模な営農再開拠点の構築
 農業生産法人等が、市町村、農業協同組合、機械メーカー及び流通事業者等と連携し、大規模な営農営農再開拠点を構築するための先端技術の実装、新規作物の導入、管理耕作等の取組を支援する。
 イ 大規模な営農再開拠点の構築体制の推進
 アの成果の普及・啓発活動を実施する。
- (13) 放射性物質の吸収抑制対策

3

土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を図るため、カリ質肥料等の施用、低吸収品目・品種等への転換、果樹等の改植・剪定、反転耕・深耕の対策を支援する。

- (14) 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備
 放射性物質の吸収抑制対策等を効果的に実施するため、土壌・農産物等の分析、カリ散布状況等を記載した台帳の整備や現地調査の実施などの取組を支援する。
- (15) 特認事業
 原子力発電所事故によって中止を余儀なくされた農産物生産の再開及び出荷制限等の解除への取組を阻害する課題に迅速に対応するための取組を支援する。
 ア 営農再開に向けた復興組合支援
 復興組合等が営農再開に向けた農地の保全管理等の事業に取り組む際に必要となる経費を支援する。
 イ 稲作生産環境再生対策
 作付中止期間に獣害により損傷した畦畔等の修復や追加的に必要となった雑草等の防除のほか、避難区域等以外の地域における交差汚染を防止するための糶すり機等のとも洗いなどの取組を支援する。
 ウ 農業者の安全管理支援
 農業者が安心して営農できるよう、放射線に関する健康講座の開催のほか、農作物・農地土壌等の放射性物質に関する調査、分析の取組を支援する。
 エ 斑点米対策
 カメムシ類による斑点米の被害に対応するため、色彩選別機のリース経費を支援する。
 オ 作付再開水田の漏水対策
 長期間にわたって水稻の作付を休止した水田における作付再開を円滑に推進するため、通常の営農活動に追加して行う漏水対策を支援する。
 カ 「たらのめ」生産再開支援
 避難地域等において管理を再開した「たらのき」園地における追加的防除及び改植を支援する。

4

- キ 作付再開に伴う水稲苗の供給支援
米全量生産出荷管理等の対象区域において、水稲苗の育苗を他市町村で行う場合、生産した苗の区域内への輸送に必要な掛かり増し経費を支援する。
- ク 避難指示解除区域における飼料生産供給対策
避難指示解除区域で除染後農地を活用した飼料作物の作付と、生産された飼料の県内流通に必要な供給体制の整備、飼料分析等を支援する。
- ケ 除染後牧草の品質・生産性回復対策
原発事故後に除染と吸収抑制対策（カリ質肥料の散布）を実施した牧草地を対象として、土壌分析結果に基づく苦土石灰の施用を支援する。
- コ 有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ実施支援
県が市町村と連携し、イノシシ、ニホンザル等の生息状況等の把握などにより、対象地域内の状況を踏まえた総合的な対策を講じる体制整備を支援する。
- サ 集落単位等で農地を作付管理する地域への支援
集落ぐるみでの地域営農の再構築を図るため、実践モデルほ場の設置や農業用機械のリース導入、農地の作付管理等を支援する。
- シ 避難区域等における農業者等の確保支援
避難区域等における新規就農や企業参入等の実現可能性を把握し、地域営農再開ビジョン等へ反映していくため、活用可能な支援策等の調査、就農・参入モデルの策定、就農・参入上の課題・要望調査、地域の受け入れ体制の調査、各種調査結果や情報等のプラットフォームの構築の取組を支援する。
- ス 担い手への農地集積に向けた準備への支援
地域営農再開ビジョン等により担い手への農地集積が見込まれる農地について、当該農地における除草等の荒廃防止、地力増進作物の作付や肥料・土壌改良資材の施用等の土づくり、営農再開に必要な不可欠な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修の取組を支援する。
- セ 作付再開水田の均平化支援
新たに水稲等の作付を再開する農地又は再開して間もない農地において、大型機械による乾土均平の取組を支援する。

5

- ソ 公共牧場等の再生利用支援
原発事故に起因して営農中断または自給飼料の生産・利用が行われていないことにより、荒廃または生産性が低下した公共牧場等の再生・利用再開に必要な取組を支援する。

- 3 事業実施主体 (1)、(4) のア、ウ、エ、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(13) 市町村、農業協同組合、農業者団体等
(2) 市町村、協議会等
(3)、(4) のイ、オ、(12) のイ 県
(8) 農業者、農業法人等
(11) 市町村、農業協同組合、協議会等
(12) のア 農業法人、農業協同組合等
(14)、(15) のウ 県、市町村、農業協同組合等
(15) のア、エ、ク 農業協同組合、農業者団体等
(15) のイ、オ、カ、ケ、シ、ス、セ、ソ 市町村、農業協同組合、農業者団体等
(15) のコ 県
(15) のキ 市町村、農業協同組合等
(15) のサ 農業者団体等

4 予算額 3,948,461千円

5 補助率 定額、1/2以内等

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

福島県営農再開支援事業の活用イメージ

令和5年1月
福島県農業振興課

営農再開に向けた条件整備 → 営農再開

| | | |
|-------|--|--|
| 農地管理 | <ul style="list-style-type: none"> ● 除染後農地等の安全管理 (除草・地力増進作物の作付等) ○ 担い手への農地集積に向けた準備への支援 : 営農再開ビジョン等による担い手への農地集積に向けた準備としての除草・地力増進作物の作付等 ○ 営農再開に向けた復興組合支援 (安全管理等に取り組む復興組合の運営事務経費) ● 除染後農地の地力回復支援 (堆肥等の調達・運搬・散布、土壌分析経費等、深耕に要する大型機械レンタル・雇用労賃等) | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援 : 避難農業者に代わり耕作するための管理費・農業機械のリース・レンタル ○ 集落等单位で農地を作付管理する地域への支援 : 座談会、実践モデル圃場の設置、検討会等・農業機械のリース・レンタル・農地の作付管理費 ○ 農業者の安全管理支援 (農業者を対象とした健康講座) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 営農再開に向けた作付・飼養実証 : 米・野菜・花き・飼料作物等の作付実証、乳牛・肉用牛の飼養実証等 : 県による展示ほの設置、現地検討会等 ● 水稲の作付再開支援 : 通常営農に追加して実施する耕盤再形成のための代かき : 獣害により損傷を受けた畦畔の修復等 ○ 稲作生産環境再生対策 (作付再開等水田における畦畔修復) ○ 作付再開水田の漏水対策 (通常営農に追加して実施する漏水対策経費) ○ 作付再開水田の均平化支援 (大型機械による乾土均平) ● 放射性物質の交差汚染防止対策 (初すり機等の「とも洗い」、玄米等処分経費) | <ul style="list-style-type: none"> ● 先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援 : 地域の営農の核となる新たな経営体等による先端技術の実装等 ● 放射性物質の吸収抑制対策 : 吸収抑制資材の施用・低吸収品目・品種等への転換等 ● 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備 : 農産物等の分析、訪問指導に係る経費等 ○ 稲作生産環境再生対策 (再掲) : 作付再開水田における追加して行う雑草、病害虫防除費 ○ 斑点米対策 (色彩選別機のリース費用) ○ 水稲苗の供給支援 (他市町村からの苗の輸送費) |
| 再開支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共牧場等の再生利用支援 (荒廃草地の刈払い、公共牧場の草地更新等) | <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな農業への転換 : 農業用機械・施設のリース : 土地利用型作物の大区域画化整地費用・園芸作物で新たに必要となる生産資機材 ● 家畜の導入支援 (家畜の導入経費) ○ 「たらのめ」生産再開支援 (追加防除経費等) ○ 飼料生産供給対策 (広域流通のための体制整備費、飼料分析経費) ○ 除染後牧草の品質・生産性回復対策 (石灰資材の購入経費) |
| 鳥獣害対策 | <ul style="list-style-type: none"> ● 鳥獣害被害防止緊急対策 : 被害防止活動 (箱わなの設置等)、被害防止施設 (電気柵・金網柵等) の整備、緩衝帯の設置等 ○ 被害防止対策パッケージ実施体制整備支援 : イノシシ、ニホンザル等の生息状況調査、総合的な対策の立案 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難地域等における農業者等の確保支援 (就農・参入に係る調査・検討の経費等) ● 地域営農再開ビジョンの策定支援 (農業者の意向調査、ビジョン策定に向けた検討会等) | |

7

原子力被災12市町村農業者支援事業 (継続)

1 趣 旨

原子力被災12市町村 (田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村) において、営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設等の導入を支援する。

2 事業内容

- (1) 原子力被災12市町村において、事業実施主体が営農再開等を行う場合、以下の取組に必要な経費について助成する。
- ア 農業用機械等の導入
農作物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費
 - イ 農業用施設整備・撤去
農作物の生産に必要な施設の整備・撤去に要する経費
 - ウ 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入

3 事業実施主体 被災12市町村において、営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を行う農業者等 (農業者、集落営農組織、農業法人等)

4 予算額 984,634千円

5 補助率 3/4以内 上限1,000万円×3/4
(市町村が特に認める場合は、上限3,000万円×3/4)

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

原子力発電所事故の被災12市町村において、農業の再生を進めるため、営農再開に必要な初期経費を支援する。

支援内容

被災12市町村における営農再開及び規模拡大に必要な機械・施設の導入等を支援



農業用機械の導入



施設の導入

【支援対象】

被災12市町村で営農再開等を行う農業者
(新規就農者も対象)

【補助対象経費】

農業用機械、施設、果樹の新植・改植、
花き等の種苗 など

【補助率等】

補助率 **3/4以内**
補助対象経費の上限額 1,000万円
(市町村の特認の場合は3,000万円)

- 営農再開及び新たに営農を行う農業者の初期投資を大幅に軽減
- 農業者の自立を促進することにより、地域全体の復興を加速化

令和5年度当初予算
984,634千円

9

被災地域農業復興総合支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力災害により被災した地域において、農業の復興のため、様々な農業用施設等を一体的に整備する必要がある。

このため、市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援し、地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保及び早期の営農再開を図る。

2 事業内容

(1) 被災市町村が被災農業者等への貸与を目的に、農業用施設・機械を整備する経費について補助する。

ア 交付対象

- ・生産、加工、流通、販売に必要なハウス、水耕栽培施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設等の農業用施設
 - ・トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械
- ※農業用機械施設補助の整理合理化通知は適応されない。

3 事業実施主体 原子力災害により被災した市町村（12市町村）

4 予 算 額 7,900,325千円

5 補 助 率 3/4以内（別途、震災復興特別交付税措置予定）

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

被災地域農業復興総合支援事業(福島再生加速化交付金)

事業概要

原子力災害により被災した市町村が策定する計画に掲げられた農業復興を実現するため、市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援する。

補助対象

- ① 生産・加工・流通・販売に必要なハウス、水耕栽培施設、農業用水施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設などの農業用施設
- ② トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械

対象地域

原子力被災12市町村

交付団体

福島県

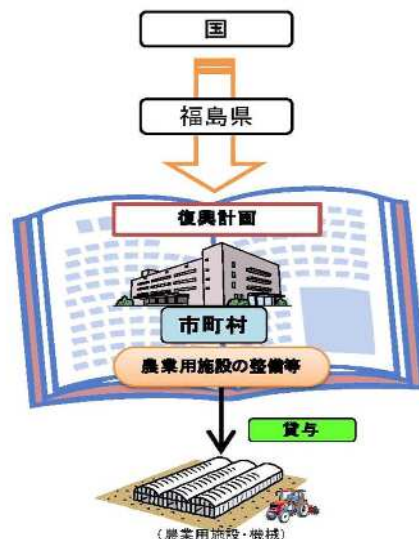
事業実施主体

市町村

国庫補助率等

国: 3/4、
事業実施主体: 1/4

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。
※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。



11

福島県高付加価値産地展開支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力被災12市町村の営農再開の加速化に向け、市町村を越えて広域的に生産、加工等が一体となった産地（高付加価値産地）の創出に必要な施設整備等を支援する。

2 事業内容

(1) 整備事業

高付加価値産地の拠点となる集出荷施設、乾燥貯蔵施設、冷凍・加工施設、育苗施設、畜産関連施設等の整備を支援する。

(2) 推進事業

高付加価値産地の展開に必要な、機械リース、生産資材や家畜の導入、高収益作物の導入や新たな栽培技術及びICTの導入等に向けた調査・検証、出荷規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた調査・検証、耕畜連携の推進、コントラクターの育成等を支援する。

3 事業実施主体

- (1) 農業者団体、民間事業者等
- (2) 農業者団体、農業者、民間事業者等

4 予算額

3,463,750千円

5 補助率

- (1) 国3/4以内、県9/40内（震災復興特別交付税措置予定）
- (2) のうち機械リース 国3/4以内、県9/40以内（震災復興特別交付税措置予定）
- (2) のうち機械リース以外 定額

6 事業実施期間

令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

12

福島県高付加価値産地展開支援事業

(R5当初予算額：3,463,750千円)

背景

- ・避難地域の営農再開率は震災前の4割。
- ・農業の担い手の確保が極めて重要な課題。
- ・これまでの取組は市町村単位で、個々の経営体の点的な再開。
- ・農業産出額は、全県では震災前の9割まで回復しているが、避難地域では震災前の1割に停滞。

地域外から参入者を呼び込み、安心して営農ができる魅力的な農業を広域的に展開することが不可欠

販路を有する実需者等と連携した産地形成が必要

※農水省が令和2年7月に公表した「市町村を越えた広域的な高付加価値産地構想」を具体化するため、本事業を予算化。

事業内容

(1)整備事業（ハード事業） 3,168,750千円

○高付加価値産地の拠点となる**集出荷施設、乾燥貯蔵施設、冷凍・加工施設、育苗施設、畜産関連施設**等を支援。

- ・事業実施主体：農業者団体、民間事業者等
- ・国庫補助率：3/4
- ・県高上げ補助：9/40（震災復興特別交付税措置予定）

(2)推進事業（ソフト事業） 295,000千円

○高付加価値産地の展開に必要な、**機械リース、生産資材や家畜の導入**等を支援。

- ・事業実施主体：農業者団体、農業者、民間事業者等
- ・国庫補助率：機械リース 3/4、それ以外は定額
- ・県高上げ補助：機械リース 9/40（震災復興特別交付税措置予定）

国の高付加価値産地のイメージ

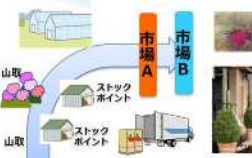
広域JAと米飯加工業者が連携した
パックご飯向け米産地



加工・業務用野菜を生産から加工まで一貫して行う産地



広域的な共同輸送でコストと品質を両立する切り枝産地



大規模酪農牧場と肉用牛繁殖施設を核にした
福島県産牛地域内一貫生産



効果

営農再開の加速化、新たな産地の創出

避難農業者経営再開支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村。）から避難を余儀なくされた農業者の避難先や移住先における農業経営の再開を支援することによって、避難農業者の生活再建を図る。

2 事業内容

(1) 避難農業者が原子力被災12市町村外（県外を含む。）の避難先や移住先で農業経営を開始する際に必要な農業用機械、施設等の導入等と、避難元市町村が避難農業者の農業経営の開始に向けて、各種調整等に要する事務経費を支援する。

3 事業実施主体

避難農業者（※直近の事業年度にかかる農産物の販売金額が、被災前と比べて50パーセント以下である者）

4 予算額

11,003千円

5 補助率

1/3以内
 (ただし、帰還困難区域等農業者が将来原子力被災12市町村で農業経営を再開する意志がある場合は、3/4以内)

6 事業実施期間

令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

避難農業者経営再開支援事業

【令和5年度予算額：11,003千円】

令和5年1月
農業振興課

- 原子力被災12市町村農業者の生活再建を図るため、原子力被災12市町村外（県外を含む）の移住先や避難先における農業経営の再開に必要な機械・施設の導入等を支援

現状と課題

長期にわたる避難生活や帰還困難区域の取扱い方針の決定等により、**当面、地元への帰還の見通しが立てられない状況**

避難の長期化、営農意欲の減退等により今なお、就業に至っていない避難農業者がいることから、**生活再建を後押しする支援策が必要**

避難農業者から営農再開に向けた支援策として、最も多い要望は、避難に伴い使用できなくなった**農業用機械・施設等の再整備に対する支援**

当面、帰還等の見通しがたない避難農業者が、避難先等で農業経営を再開する際に必要な機械・施設の導入等を支援

避難農業者経営再開支援事業

①事業の目的

原子力災害により避難を余儀なくされている農業者の営農意欲を高め、移住先、避難先における農業経営の再開を支援することで、原子力被災12市町村農業者の早期の生活再建を図る。

②事業の内容

- 原子力被災12市町村農業者が、当該市町村外（県外を含む）の移住先、避難先で農業経営を再開する際に必要となる農業用機械・施設の導入等に要する経費を支援する。
- 避難元市町村が避難農業者の営農再開に向けて、各種調整等に要する経費を支援する。

③事業実施主体

- 避難元市町村（原子力被災12市町村）
- 助成対象者：原子力被災12市町村外（県外を含む）の移住先、避難先で営農を再開する原子力被災12市町村農業者

④対象経費

- 農業用機械・家畜等の導入
- 生産施設等の整備 など

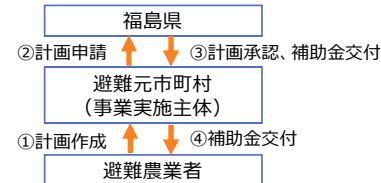
⑤補助額

【経営再開支援補助金】（補助対象経費の上限額：10,000千円）

| 補助率※ | 帰還困難区域内農業者 | | 帰還困難区域外農業者 |
|---------------|---------------|---------------|------------|
| | 将来帰還する意向がある場合 | 将来帰還する意向がない場合 | |
| 将来帰還する意向がある場合 | 3/4以内 | 1/3以内 | 1/3以内 |
| 将来帰還する意向がない場合 | 1/3以内 | | |

※「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」（商工業者向け）と同じ補助率

⑥事業の流れ



15

放射性物質除去・低減技術開発事業（農業）

1 趣 旨

安全・安心な農産物の生産に向けて、放射性物質の除去・低減等の技術開発を行う。

2 事業内容

- 放射性物質の分布状況の把握
営農再開や安全な農産物生産に向けた対策を講じるため、放射性セシウムの分布実態を明らかにする。
- 放射性物質の吸収抑制技術等の確立
施肥や放射性セシウム動態の観点から土地利用作物、果樹、牧草の放射性物質吸収抑制技術を開発する。
- 営農再開に向けた技術の実証
特定復興再生拠点区域の避難指示解除前に、放射性セシウムの移行リスク評価や吸収抑制等の放射性物質対策をはじめ、除染後農地の地力回復対策、雑草対策、鳥獣被害対策等の営農再開に向けた様々な対策技術を開発・実証することで、円滑な営農再開に寄与する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 67,199千円

5 事業実施期間 平成24年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

16

放射性物質除去・低減技術開発事業(農業)(H24～R7)

安全・安心な農林水産物の生産に向けて、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の除去・低減等の技術を開発する。(R5予算：67,199千円)

放射性物質の分布状況の把握

放射性物質の吸収抑制技術等の確立

営農再開に向けた技術の実証

R4成果

○樹園地における土壌及び果実の放射性セシウム濃度の推移

○果実・葉中における放射性セシウム濃度の経年変化

○水田におけるカリ上乗せ施用終了後の交換性カリ含量の推移

○野菜類においても交換性カリ含量を高めると放射性セシウム吸収は抑制できる

など

○トラクタ搭載型放射能測定ロボットによる農地の放射性セシウム汚染状況の可視化

○特定復興再生拠点区域で安全な飼料用トウモロコシと牧草が生産できる

R5の研究内容

○県内農地土壌の放射性セシウム濃度の経年変化

○果樹における放射性セシウム濃度の経年変化

○大気浮遊じんおよび降下物中の放射性セシウム濃度調査

など

○県内農地土壌の交換性塩基含量実態解明

○水稻の生産性と安全性の評価及び放射性物質移行抑制の実証

○カキ・ユズにおける放射性物質の吸収抑制技術等の開発

など

○「見える化」技術を活用した特定復興再生拠点区域の生産環境評価技術の確立

○地力回復技術および雑草管理技術の開発

○放射性物質のリスク評価及びカリ施肥適正化等安全性確保対策技術の確立

など

17

放射性物質除去・低減技術開発事業(森林林業)(継続)

1 趣 旨

安全・安心な林産物の生産に向けて、放射性物質の除去・低減等の技術開発を行う。

2 事業内容

放射性物質が森林・林産物に与える影響の解明と対策技術の確立

森林内における放射性物質の動態を明らかにするとともに、林産物及び特用林産物への影響の把握と汚染低減技術を開発する。

3 事業実施主体

県

4 予算額

22,402千円

5 事業実施期間

平成24年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7426】

18

放射性物質除去・低減技術開発事業(森林林業)(H24～R7)

安全・安心な林産物の生産に向けて、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響の把握、除去・低減等の技術を開発する。(事業費 22,402千円)

〈これまでの成果〉

- ・ 樹木や山菜の初期汚染実態の把握
- ・ コナラ萌芽枝やスギ材部の放射性セシウム濃度推移の把握
- ・ 森林内の空間線量率低減手法の検討
- ・ スギ樹皮の放射性セシウム濃度簡易推定技術の開発

など

〈R5の研究内容〉

- 山菜類の放射性物質汚染動態の把握と汚染低減対策
- 県産きのこの放射性物質汚染メカニズムの解明
- コナラ等立木の汚染実態に関する研究
- コナラ等広葉樹の利用推進に関する研究

など



試験地のコナラ立木(萌芽)



シイタケの試験栽培

19

放射性物質除去・低減技術開発事業(海面)(継続)

1 趣 旨

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除去・低減等の対応技術を開発し、安全・安心な水産物の生産のため、成果を迅速に普及できる技術開発を行う。

2 事業内容

- (1) 生態特性に応じた放射性物質の蓄積メカニズムの解明
魚介類の生息環境や個体間差による放射性物質の蓄積状況の違いを調査し、放射性物質の魚類への蓄積メカニズムを解明する。
- (2) 海水・海底土における放射性物質の動態把握と汚染源の特定
本県沿岸の海水と海底土壌の放射性物質濃度について調査し、その挙動を把握して、放射性物質分布のメカニズムを解明する。
- (3) 陸域から河川を通じた海域への放射性物質輸送及び魚介類、漁場への影響解明
河川から海域及び魚介類への放射性物質の移行経路を調査し、河川由来の放射性物質の海面漁場、魚介類への影響を把握する。
- (4) 環境から魚介類へ取り込まれる放射性物質の動態把握
飼育試験により、魚介類への放射性物質の環境中又は餌料からの移行・排出について把握する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 35,263千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：水産課 024-521-7378】

放射性物質除去・低減技術開発事業（海面）

（令和3年度～令和7年度）

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除去・低減等の対応技術を開発し、安全・安心な水産物の生産のため、成果を迅速に普及できる技術開発を行う。

1 生態特性に応じた放射性物質の蓄積メカニズムの解明

<令和5年度の取組>

魚介類の生息環境や個体間差による放射性物質蓄積状況の違いを調査し、放射性物質の魚類への蓄積メカニズムを解明する。

<成果の波及効果>

魚介類における放射性物質の蓄積メカニズムを明らかにすることで、沿岸漁業の本格操業に向けた魚介類の安心につながる科学的知見を漁業者や消費者に向けて発信する。

3 陸域から河川を通じた海域への放射性物質輸送及び魚介類、漁場への影響解明

<令和5年度の取組>

河川から海域及び魚介類への放射性物質の移行経路を調査し、河川由来の放射性物質の海面漁場、魚介類への影響を把握する。

<成果の波及効果>

陸域からの放射性セシウムの供給メカニズムを明らかにし、福島県水域における魚介類および環境に関する科学的知見を発信することで、漁業者や消費者の安心の確保につなげる。

2 海水・海底土における放射性物質の動態把握と汚染源の特定

<令和5年度の取組>

本県沿岸の海水と海底土壌の放射性物質濃度について調査し、その挙動を把握して、放射性物質分布のメカニズムを解明する。

<成果の波及効果>

海水・海底土における放射性セシウムの挙動メカニズムを明らかにし、福島県沿岸環境に関する科学的知見を発信することで、漁業者や消費者の安心の確保につながる。

4 環境から魚介類へ取り込まれる放射性物質の動態把握

<令和5年度の取組>

飼育試験により、魚介類への放射性物質の環境中又は餌料からの移行・排出について把握する。

<成果の波及効果>

飼育実験から得られる知見から、魚類の放射性セシウム蓄積メカニズムの解明や放射性セシウム濃度の将来予測に資する数的シミュレーションへの活用が期待できる。

21

放射性物質除去・低減技術開発事業（内水面）（継続）

1 趣 旨

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除去・低減等の対応技術を開発し、安全・安心な水産物の生産のため、成果を迅速に普及できる技術開発を行う。

2 事業内容

- (1) 福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査業務
県内の湖沼・河川で魚類、餌料生物、環境水、底泥等の試料を採取し、放射性セシウムの由来と魚類への移行過程を解明する。
- (2) 湖沼の魚類の放射性物質調査及び研究
帰還困難区域等における湖沼の湖水、餌料生物、魚類の放射性物質濃度を測定し、湖沼ごとの特性を明らかにする。
- (3) 河川に生息する魚類の放射能調査（溪流魚、アユ）
帰還困難区域及び出荷制限指示下の河川で漁業再開が可能な時期を把握するため、放射性物質の低減に係る予測手法を実証する。
- (4) 飼育による放射性セシウムの取込・排出試験
餌料（プランクトン）由来の魚類への放射性物質の取り込みについて把握するため、飼育試験手法を確立する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 15,438千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：水産課 024-521-7378】

放射性物質除去・低減技術開発事業（内水面）

（令和3年度～令和7年度）

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除去・低減等の対応技術を開発し、安全・安心な水産物の生産のため、成果を迅速に普及できる技術開発を行う。

1 福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査業務

<令和5年度の取組>

県内の湖沼・河川で魚類、餌料生物、環境水、底泥等の試料を採取し、放射性セシウムの由来と魚類への移行過程を解明する。

<成果の波及効果>

河川、湖沼において放射性セシウム濃度が基準値を安定的に下回ることが見込まれる時期を予測できるようになり、漁業再開が可能となる時期・水域の見通しが立てられる。

3 河川に生息する魚類の放射能調査（漂流魚、アユ）

<令和5年度の取組>

帰還困難区域及び出荷制限指示下の河川で漁業再開が可能な時期を把握するため、放射性物質の低減に係る予測手法を実証する。

<成果の波及効果>

放射性物質の経時的な低減化による漁業再開が可能な時期が判明し、漁協の漁場利用に関する事業再開について検討が進められるようになる。

2 湖沼の魚類の放射性物質調査及び研究

<令和5年度の取組>

帰還困難区域等における湖沼の湖水、餌料生物、魚類の放射性物質濃度を測定し、湖沼ごとの特性を明らかにする。

<成果の波及効果>

湖沼間の放射性物質の影響に係る特性を踏まえた魚類の放射性物質濃度の低下予測が可能となり、漁協の漁場利用に関する事業再開について検討が進められるようになる。

4 飼育による放射性セシウムの取込・排出試験

<令和5年度の取組>

餌料（プランクトン）由来の魚類への放射性物質の取り込みについて把握するため、飼育試験手法を確立する。

<成果の波及効果>

魚類の餌料となる動物プランクトンの放射性セシウムの取込試験ができるようになり、餌料由来の魚類への放射性物質の取り込みを把握する端緒を得ることができる。

23

ふくしま復興農地利用集積対策事業（継続）

1 趣 旨

福島復興再生特別措置法に基づく農用地利用集積等促進計画策定や農地中間管理事業の活用等により地域の担い手や参入企業等への農地の集積・集約化を促進する。

2 事業内容

(1) 復興再生農地中間管理機構事業

農地中間管理機構が被災地域の農地を借受け、担い手への貸付けを促進するため、農地相談員の設置に係る経費等を助成する。

(2) 復興再生機構集積協力金交付事業

被災12市町村の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農地中間管理事業の活用により担い手へ農地を貸し付けた場合に、地域または農地の出し手に対して協力金を交付する。

ア 地域集積協力金

農地利用集積対策事業と同じ。ただし、一般地域でも中山間地域の単価が適用される。

イ 集約化奨励金

農地利用集積対策事業と同じ。

ウ 経営転換協力金

農地利用集積対策事業と同じ。ただし、令和7年度まで交付単価（1.5万円/10a）を据え置き。

3 事業実施主体 2の(1) (公財) 福島県農業振興公社、2の(2) 市町村

4 予算額 123,303千円

5 補助率 2の(1) 定額、2の(2) 定額

6 事業実施期間 令和3年度～5年度

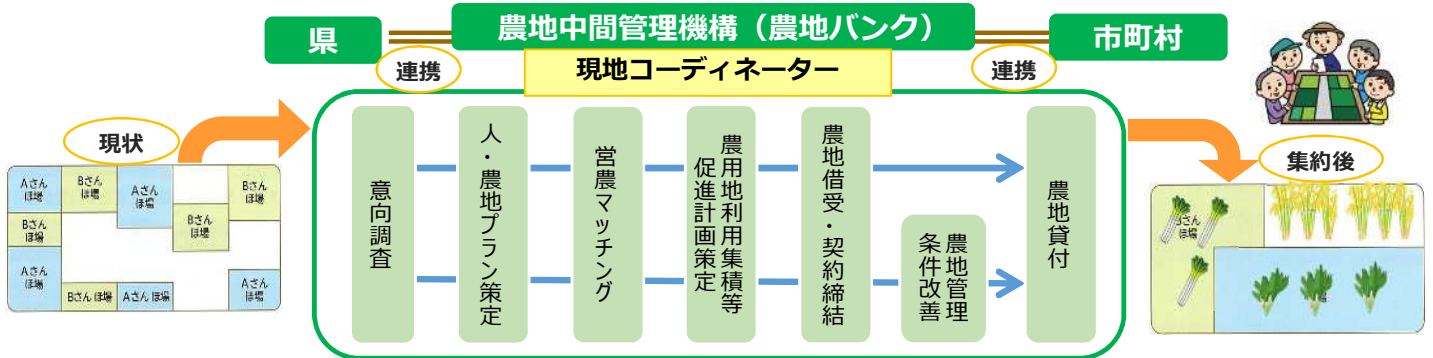
【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

事業概要

被災12市町村において、担い手への農地集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構の農地相談員を配置するとともに、地域でまとまった農地を農地バンクに貸し付ける場合等の協力金を交付する。

1 復興再生農地中間管理機構事業

被災12市町村に配置された農地相談員が、県・市町村と連携し、人・農地プランの策定支援や農地の借受・貸付のマッチング、農用地利用集積等促進計画(案)の策定等に取り組み、担い手等への農地集積・集約化を促進



2 復興再生機構集積協力金交付事業

被災12市町村の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農地中間管理事業の活用により担い手へ農地を貸し付けた場合、地域または農地の出し手に協力金を交付

(1) 地域集積協力金

機構への貸付又は農作業委託により、担い手への農地の集積に取り組む地域を支援。

(2) 集約化奨励金

機構からの転貸または農作業受託により農地の集約化を図る場合に奨励金を交付。

(3) 経営転換協力金

リタイア等をする農業者が機構に10年以上農地を貸し付ける場合に協力金を交付。

25

企業農業参入サポート強化事業（復興）（継続）

1 趣 旨

浜通り地域等における農業分野への企業等の参入を支援し、本県農業の復興と多様な担い手の確保に資する。

2 事業内容

(1) 被災地再生農業参入支援事業

農業をイノベーション・コースト地域の成長産業と位置付け、スマート農業等を活用した新たな農業の展開と雇用創出による高付加価値・高収益農業を目指す企業等の参入を促進し、安定した農業生産と6次化まで含めた広域食料供給基地の構築に向けて、関係機関・団体、地域農業者と連携した活動を展開する。

3 事業実施主体 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

4 予算額 21,433千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 令和3年度～令和5年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

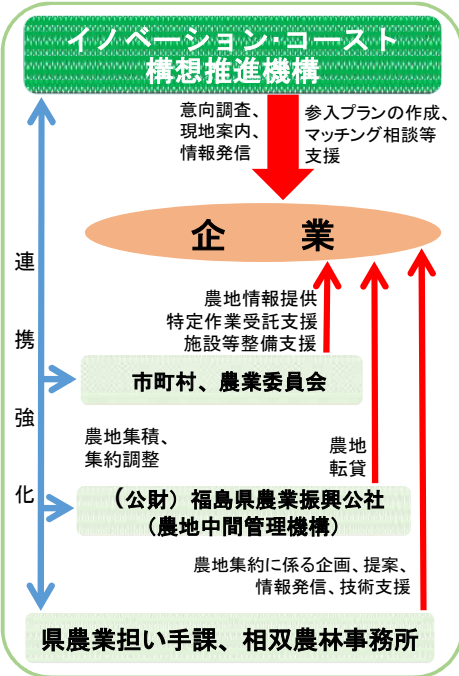
浜通り地域等への企業等農業参入の促進 (イノベーション・コースト構想推進機構関連事業) (R3~R5)

令和4年9月
農業担い手課

事業の必要性

- 浜通り地域等のうち被災12市町村の営農再開率は30%台と震災前の水準には遠く及んでいない。
- 夏期冷涼、冬期温暖な気象条件を生かした生産、販売と、スマート農業や再生エネルギーを活用した新たな農業の展開を目指す企業参入を促進。
- 企業からは集約された農地、地域の気象条件、雇用労力の確保や住居等情報など、参入に向けた課題、要望。
- 福島特措法の改正により県が利用集積計画の策定が可能となったことを踏まえ、従来の施設整備と併せて参入を強力に支援。

推進体制



課題

【参入希望の企業】

- まとまった農地の確保が困難(10ha/カ所程度)
- 市町村の地域情報が不足
- 新地域での生産管理に不安
- 労働力の確保が困難

【市町村】

- 企業情報(経営等)不足
- 農地所有者の賃借等に関する意向把握や調整に過大な労力
- 単独ではマッチング機会の創出が困難
- 企業参入を推進するノウハウ不足
- 市町村により異なる状況

福島復興再生特別措置法改正
福島再生加速化交付金、高付加価値産地構想等

必要な取組

1 参入意向企業支援

- 県、市町村、農地中間管理機構、イノベーション・コースト構想推進機構との連携強化
- 参入プランの策定支援
- 農地マッチング、現地案内等
- 調査ほ場の設置支援

2 情報収集

- 参入希望調査とリスト整理
- 参入見込み企業の経営内容など把握
- 農地情報の収集

3 情報発信

- 企業参入セミナー
- 参入企業の優良事例の紹介
- 市町村情報の収集と発信
- 県やイノベーション・コースト構想推進機構HPによる情報発信

新たな農業の展開と雇用創出、
食料供給産地の創出

27

農業系汚染廃棄物処理事業(継続)

1 趣 旨

放射性物質に汚染され、利用が困難となった農林業系汚染廃棄物の適切な処理や一時保管場所の巡回・モニタリング、修繕など、適正かつ安全な保管状態を維持するために必要な経費及び一時保管場所に使用した農地の営農再開に向け、保管に要した資材の処分や農地の再整備等の原状回復を支援する。

2 事業内容

(1) 農業系汚染廃棄物処理事業

放射性物質に汚染され、利用が困難となった農林産物及び副産物等の農業系汚染廃棄物を適正に保管するための一時保管場所の設置や、廃棄物及び周辺環境のモニタリング等の市町村等が計画した取り組みを支援するとともに、廃棄物の焼却等による減容処理終了後、一時保管に使用した資材の処分や農地の原状回復等の取り組みを支援する。

3 事業実施主体 市町村、民間団体等

4 予算額 57,797千円

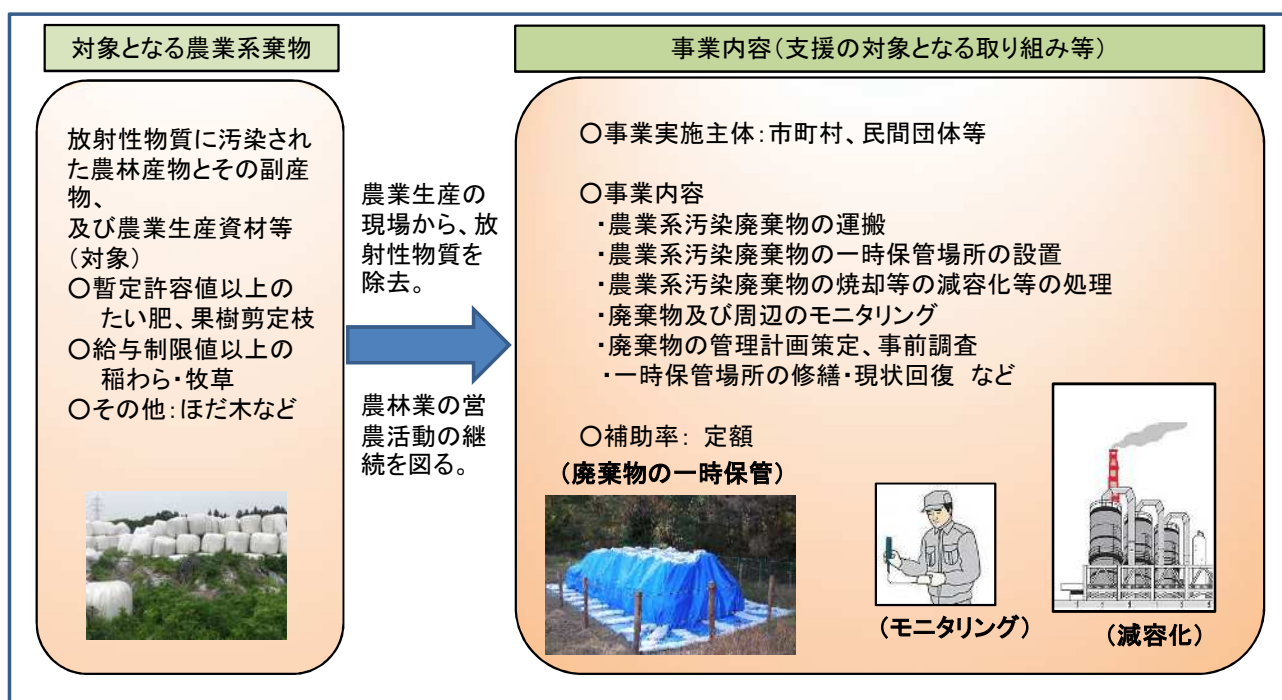
5 補助率 定額

6 事業実施期間 平成23年度～令和5年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

農業系汚染廃棄物処理事業(継続)

放射性物質に汚染され、利用が困難となった農林業系汚染廃棄物の適切な処理や一時保管場所の巡回・モニタリング、修繕など、適正かつ安全な保管状態を維持するために必要な経費及び一時保管場所に使用した農地の営農再開に向け、保管に要した資材の処分や農地の再整備等の原状回復を支援する。



29

農業近代化資金融通対策事業(継続)

1 趣 旨

意欲と能力をもって農業経営を営む者等に対し、農業経営の展開を図るために必要な長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うとともに、原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に対して福島県農業信用基金協会の債務保証にかかる保証料の一部を補助することにより、農業者等の負担を軽減し、農業担い手の経営規模拡大や営農再開した被災農業者の営農継続等を支援する。

2 事業内容

(1) 利子補給事業:農協等融資機関に対して利子補給を行う。

| 区分 | 融資枠 | 貸付対象者 | 貸付利率 | 貸付限度額 | 償還期限(うち据置) |
|-------|-------------|---|-----------|---|-------------------|
| ①一般資金 | 12億 5千万円 | 認定農業者、認定新規就農者、一定の要件を満たす農業者(法人、集落営農組織を含む)等 | 金融情勢により変動 | (個人) 1,800万円 ※知事特認 2億円 (法人・団体) 2億円 他 | 原則15年以内 (7年以内) |
| ②復興 | 3億 6千万円 | 上記のうち、 原発事故の被災12市町村の農業者で営農再開し2年を経過した者等 | | | |

(2) 保証料補助事業:福島県農業信用基金協会に対して保証料の一部を補助する。

| | |
|-----|---|
| ②復興 | 補助対象:借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料 補助条件:一括前取方式を選択する場合 |
|-----|---|

3 事業実施主体

- (1) 利子補給事業:農業協同組合等融資機関
- (2) 保証料補助事業:福島県農業信用基金協会

| | | | |
|---------|------|-----------------------------|----------|
| 4 予 算 額 | | ①一般資金：62,115千円、②復興：16,166千円 | |
| | | ①一般資金 | ②復興 |
| 令和5年度 | 当初 | 62,115千円 | 16,166千円 |
| 令和4年度 | 2月補正 | 52,964千円 | 12,636千円 |

5 補 助 率（利子補給率等）

- (1) 利子補給率 金融情勢により変動
- (2) 保証料補助 借受者が支払う保証料の1/2

6 事業実施期間 ①一般資金：昭和37年度～令和5年度、②復興：平成30年度～令和5年度

【担当課：農業支援総室農業経済課 024-521-7349】

農業近代化資金融通対策事業

《趣旨》

意欲と能力をもって農業経営を営む者等に対し、農業経営の展開を図るために必要な長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うとともに、原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に対して福島県農業信用基金協会の債務保証にかかる保証料を補助することにより、農業者等の負担を軽減し、農業担い手の経営規模拡大等や営農再開した被災農業者の営農継続を支援する。

【事業内容】

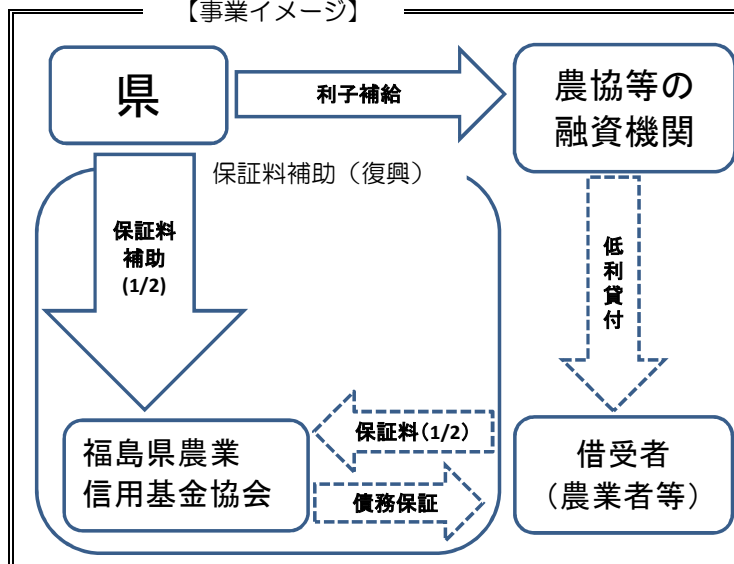
(1) 利子補給事業（一般資金・復興）

- ① 貸付対象者
認定農業者等
- ② 貸付限度額
個人 1,800万円、法人・団体 2億円
- ③ 償還期限
原則15年以内（据置期間7年以内）
- ③ 利子補給
金融情勢により変動
- ④ 取扱融資機関
県と利子補給契約を締結している農協、銀行、信金

(2) 保証料補助事業（復興）

- ① 対象者
上記利子補給事業対象者のうち、原発事故の被災12市町村の農業者で営農を再開し2年を経過した者等
- ② 補助対象
借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料
- ③ 補助率
借受者が支払う保証料の1/2

【事業イメージ】



農家経営安定資金融通対策事業（継続）

1 趣 旨

原発事故による風評被害等の影響、災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために農業者等が必要とする長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うことにより、農業者等の負担を軽減し、農業経営の維持安定や営農継続・営農再開を支援する。

2 事業内容

農協等融資機関に対して利子補給を行う。

①一般資金（小災害資金（一般）、負債整理資金、農業経営高度化資金、中山間地域経営維持資金）、経営支援資金

| 融資枠 | 貸付対象者 | 貸付利率 | 貸付限度額 | 償還期限（うち据置） |
|--------------|--|---------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 1億 2千1百万円 | 自ら農業を営み又は農業に従事する個人、 自ら農業を営み又は農業に従事する個人が 主たる構成員又は出資者となっている団体 ※資金により異なる | 金融情勢に より変動 | 300～500万円 ※資金により異なる | 5年以内～7年以内 （1年以内） ※資金により異なる |

②東日本大震災農業経営対策特別資金（原発事故対策緊急支援資金）

| 融資枠 | 貸付対象者 | 貸付利率 | 貸付限度額 | 償還期限（うち据置） |
|-----|--|----------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 1億円 | 平成23年3月に発生した原発事故により 農業経営に影響を受けている農業者等 | 4月1日 時点の利率 で固定 | （個人）1,000万円 （法人・団体） 1,200万円 | 10年以内 （3年以内） |

3 事業実施主体 農業協同組合等融資機関

33

| | | | | |
|---------|---|---------|-------------------|--|
| 4 予 算 額 | ①一般資金：3,660千円、②東日本大震災農業経営対策特別資金：1,870千円 | | | |
| | | ①一般資金 | ②東日本大震災農業経営対策特別資金 | |
| | 令和5年度 当初 | 3,660千円 | 1,870千円 | |
| | 令和4年度 2月補正 | 2,878千円 | 1,987千円 | |

5 補助率（利子補給率）

- ①一般資金：金融情勢により変動
- ②東日本大震災農業経営対策特別資金：4月1日時点で固定

6 事業実施期間

- ①一般資金：昭和50年度～令和5年度
- ②東日本大震災農業経営対策特別資金：平成23年度～令和5年度

【担当課：農業支援総室農業経済課 024-521-7349】

農家経営安定資金融通対策事業

《趣旨》

原発事故による風評被害等の影響、災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために農業者等が必要とする長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うことにより、農業者等の負担を軽減し、農家経営の維持安定や営農継続・営農再開を支援する。

【事業内容】

(1) 一般資金

災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために資金を必要とする農業者等に融通する資金

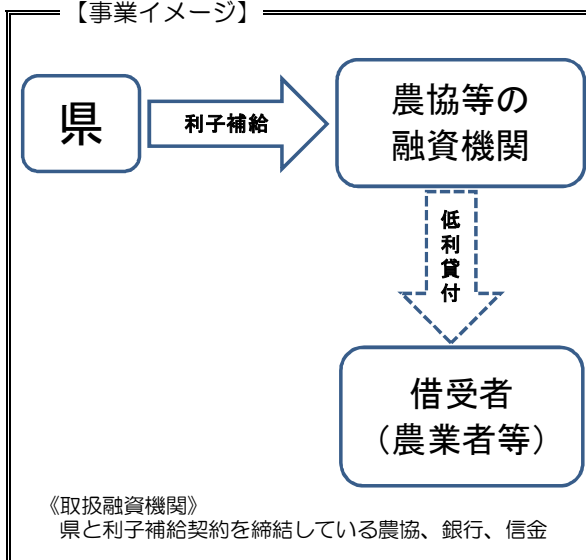
- ① 貸付限度額
資金用途に応じ300万円～500万円
- ② 償還期限
資金用途に応じ5年以内～7年以内(据置期間1年以内)
- ③ 利子補給
金融情勢により変動

(2) 東日本大震災農業経営対策特別資金

原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に融通する資金

- ① 貸付限度額
1,000万円(法人・団体 1,200万円)
- ② 償還期限
10年以内(据置期間3年以内)
- ③ 利子補給
4月1日時点で固定

【事業イメージ】



35

福島県産農産物等販路拡大ティアップ事業(継続)

1 趣 旨

原子力被災12市町村で、営農再開が進む中、生産される農産物の販路確保等の支援が必要となっていることから、専門家等を活用した農業者へのコンサルティングや実需者とのマッチングにより、農産物等の販路開拓等を支援する。

2 事業内容

原子力被災12市町村での農業者へのコンサルティング

原子力被災12市町村において農業者からの要望を受けて専門家の選定を行い、販路拡大に向けたコンサルティングや実需者とのマッチング等の取組を支援する。

3 事業実施主体 公益社団法人福島相双復興推進機構

4 予算額 74,685千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-7377】

36

(令和5年度当初予算)

福島県産農産物等販路拡大ティアアップ事業

【概要】 原子力被災12市町村において農業者からの要望を受けて専門家の選定を行い、販路拡大に向けたコンサルティングや実需者とのマッチング等の取組を支援する。

震災後下落した価格を回復させたい

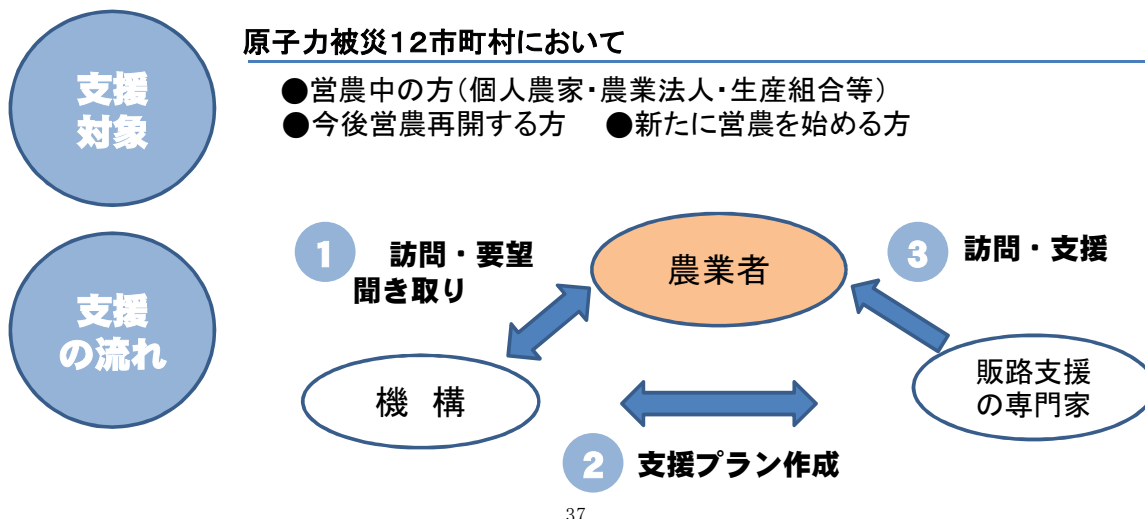
好条件の販路形成

生産拡大したいが販売先がない

新規販路開拓

【実施主体】 公益社団法人福島相双復興推進機構

【予算額】 74,685千円



37

米の全量全袋検査（避難指示等市町村）推進事業（継続）

1 趣 旨

米の全量全袋検査の確実な実施に向け、追加的費用に相当する資金繰りを支援するための貸付を実施する。

2 事業内容

米の全量全袋検査を実施するには、検査や検査場所の確保費用などの追加的費用が発生する。これらの追加的費用は東京電力ホールディングス株式会社からの賠償金の対象となるが、賠償金が支払われるまで時間がかかることから、追加的費用の支払いに相当する資金の貸付を実施する。

- (1) 貸付先 ふくしまの恵み安全対策協議会（事務局：公益財団法人福島県農業振興公社）
- (2) 貸付期間 令和5年8月～令和6年3月末
- (3) 返済 返済は東京電力ホールディングス株式会社からの賠償金を充てる。

3 事業実施主体

県

4 予算額

684,000千円

5 補助率

—

6 事業実施期間

平成24年度～令和5年度

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7369】

米の全量全袋検査(避難指示等市町村)推進事業(予算:684,000千円)

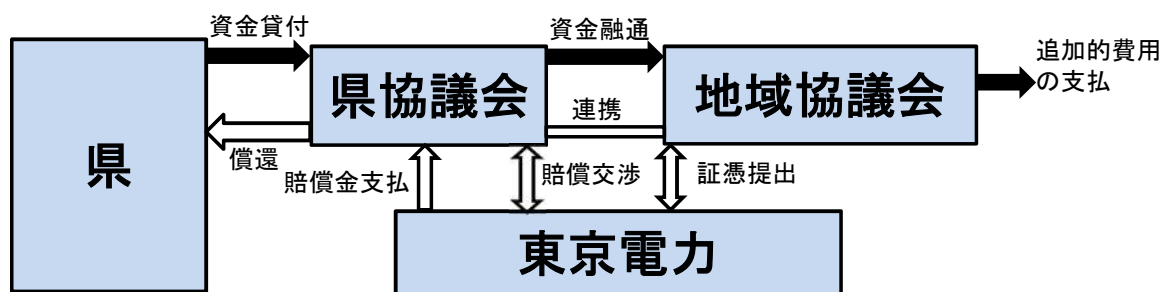
福島県水田畑作課

趣旨・目的

各地域の恵み協議会（以下「地域協議会」という。）が行う米の全量全袋検査において発生する追加的費用については東電の賠償対象となっているが、実費賠償となっているため、追加的費用を支払った後でなければ賠償請求できない。よって、当該追加的費用が賠償されるまでの間、県がふくしまの恵み安全対策協議会（以下「県協議会」という。）に対し、検査運営資金の貸付を行い、円滑な検査の実施を支援する。

事業内容

- 1 県は、県協議会に対し、検査運営資金を貸付する。
 - (1) 令和5年度予算額 6.84億円
 - (2) 貸付金の実績額 令和2年度：6.5億円 令和3年度：4.97億円 令和4年度：4.88億円
※米の全量全袋検査は、令和2年度から避難指示等があった市町村のみで実施。
 - (3) 貸付の予定時期 令和5年8月頃
- 2 県協議会は、地域協議会が作成した実施計画に基づき検査運営の資金を融通する。
- 3 県協議会は、東京電力ホールディングス（株）から支払われた賠償金をもとに、貸付日の属する年度内に県に対し貸付金を償還する。



39

肉用牛全頭安全対策推進事業（継続）

1 趣 旨

牛肉に対する消費者等の信頼を回復するとともに、県産ブランドの再生及び肉用牛農家の経営の安定を図るため、肉用牛を県外へ出荷する際に放射性物質検査を実施し、安全性の確保を図る。

2 事業内容

(1) 肉用牛全頭安全対策推進事業

ア 牛肉の放射性物質の検査

本県産牛肉の安全性を確保し、消費者の信頼回復、県産ブランドの再生及び畜産農家の経営の安定を図るため、県外においてと畜処理される肉用牛について、放射性物質検査に必要な材料を採取して検査機関へ搬入し、検査を行う体制を確立する。

イ 牛生体の放射性物質検査

放射性物質の検出リスクの高い繁殖雌牛等については、出荷前の生体で放射性物質検査を実施し、基準値を超過する牛肉が出荷されない体制を整備する。

3 事業実施主体

県

4 予 算 額

30,020千円

5 補 助 率

—

6 事業実施期間

令和2年度～令和5年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7365】

水産業復興加速化総合対策事業（新規）

1 趣 旨

本県の海面・内水面水産業が、真の復興を成し遂げるため、水産業の継続的な生産拡大や地域の活力を取り戻し水産業の好循環サイクルが力強く機能するための総合的な対策を実施する。

2 事業内容

(1) 経営体復興促進事業

新規就業者の定着や将来の担い手掘り起こし、漁業経営体や産地水産流通・加工業者の事業継続・拡大に必要な漁具・機器等に対し支援する。

- ア 漁業就業者の定着対策（現場研修の拡充支援）
- イ 将来の漁業担い手確保のための乗船体験等の実施
- ウ 漁業者の操業拡大に必要な漁具等更新・追加支援
- エ 水産流通・加工業者の事業継続に必要な機器等の更新・追加支援

(2) 漁協等復興促進事業

漁業協同組合や県漁業協同組合連合会が復興に注力できるよう、生産活動に必要な水産業共同利用設備等の更新・追加、販売・製氷事業の安定的運用に不可欠な掛かり増し経費、漁協等の事務負担軽減に繋がる外部委託に対し支援する。

- ア 漁業生産の継続、拡大に必要となる共同利用設備の充実支援
- イ 漁協の製氷事業運営費支援
- ウ 漁協の各種支援事業実施に必要な人件費の支援

(3) ふくしま水産業生産・流通復興支援事業

水産業の復興に向けた「ふくしま型漁業」の実現を推進するため、県漁業協同組合連合会が、県産水産物の生産・流通拡大計画を策定し3か年計画で取り組む、事業活動の強化・拡大を支援する。

(4) 地域復興促進事業

41

県内でも地域によって大きく異なる水産業の復興状況を踏まえ、地域の現状を知る機会や課題解決のため市町村と漁協等が連携して行う取組を実施する。また、震災・原子力災害により遊漁者数が減少し回復が遅れている内水面漁業について、漁場造成（増殖事業）に必要な経費を支援する。

- ア 海面・内水面水産業の復興のための市町村と漁協
- イ 内水面漁協が行う漁場造成への支援

- | | |
|----------|--|
| 3 事業実施主体 | (1) 県、漁協、水産加工協等 (2) 漁協、県漁連 (3) 県漁連 (4) 県、漁協、内水面漁連 |
| 4 予算額 | 1,000,271千円 |
| 5 補助率 | (1) 2/3、定額 (2) 1/2、定額 (3) 定額 (4) 1/2、定額 |
| 6 事業実施期間 | 令和5年度～令和7年度 |

【担当課：水産課 024-521-7376】

(新)水産業復興加速化総合対策事業

- 本県水産業は、本格操業への移行や、出荷制限解除による遊漁再開等、復興に向け重要な局面にあるが、風評の再燃不安、経営環境の悪化等により、関係者の意欲低下が懸念される。
- 復興を成し遂げるため、以下の支援により「関係者全て」が意欲を持って取り組み、水産業の「好循環サイクル」が力強く機能するよう支援する。

経営体復興促進事業

- ・漁業就業者の定着対策(新規就業現場研修の拡充支援)
- ・将来の漁業担い手掘り起こしのための乗船等体験への支援
- ・漁業者の操業拡大に必要な漁具等更新・追加支援
- ・産地の水産流通・加工業者の機器更新・追加への支援

漁協等復興促進事業

- ・漁業生産の継続、拡大に必要となる共同利用設備の充実支援
- ・漁協等の冷凍冷蔵施設、製氷施設等の施設運営費への支援
- ・漁協の各種支援事業実施に必要な人件費への支援

ふくしま水産業生産・流通復興支援事業

- ・県内水産業をけん引する県漁連の事業活動強化・拡大への支援

地域復興促進事業

- ・海面・内水面水産業の復興のための市町村と漁協等が連携した課題解決等に向けた取組への支援
- ・地域振興の要である内水面漁協が行う漁場造成(増殖経費等)への支援

43

ふくしまの漁業の魅力体感・発信事業（継続）

1 趣 旨

本県の漁業（内水面含む）が持つ魅力や水産物のおいしさなどの情報を各種メディアが連携し、継続的に県外へ発信することで、本県の漁業や水産物に対する理解の醸成を進め、根強く残る風評の払拭を図る。

2 事業内容

(1) オールメディアによる漁業の魅力発信

TV、新聞等の媒体を使用し、海面・内水面の各県内水産業について、生産・加工・販売・流通・消費・利用の各場面にフォーカスした地域ニーズに基づく県独自の魅力発信を行う。

(2) ふくしま常磐ものナビによる購買促進

来県者向けの店舗検索・情報発信を支援するWebアプリを提供し、スタンプラリーでこの活用を促すことで、常磐もの取扱店舗への集客を支援し、県外消費者の購買を促進する。

3 事業実施主体 (1) 県 (2) 県

4 予算額 130,800千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：水産課 024-521-7378】

<現状>

- ・沿岸漁業の水揚げ数量は未だ震災前比の19.5%に停滞
 - ・試験操業が終了し、**R3.4月から操業拡大に向けた取組が開始**
 - ・放射性物質を理由に消費者の**6.5%が県産食品の購入を忌避***
 - ・令和5年以降の**ALPS処理水放出開始**により、**消費者の忌避感が高まる懸念**
- *第15回風評被害に関する消費者意識の実態調査（R4.3月 消費者庁）

<求められる対策>

風評への懸念に打ち勝つ「理解」「共感」の醸成

- ・ALPS処理水放出時期公表に伴う、新たな風評発生懸念にも柔軟に対応しながら、県水産業に関するメディア横断の多角的な情報発信を**県外に広く伝達**
- ・**県水産業の各場面（生産・加工・販売・流通・消費・利用）に注視し、そこに関わる人々の想いを明確化した情報発信による理解・共感の醸成**
- ・消費者の誰もが**県産水産物を買う環境の整備**

①オールメディアによる漁業の魅力発信

（広く理解・共感を得る情報の発信） 110,000千円

◇TV、ラジオ等が県内の市町、県内水産関連団体と連携し、県産水産物の魅力を県外の消費者へ発信

<情報発信の手段>

- ・TV放映企画（産地企画番組）
- ・ラジオ放送企画（旬の魚紹介）
- ・新聞掲載企画（産地特集）

<情報発信の主たるターゲット>

- ※TV－主婦層（中高年）、若年層
- ※ラジオ－通勤、営業中のサラリーマン層
- ※新聞－サラリーマン層（中高年）
- ※Web記事－ネット利用の高い若年層

<メディア合同プロジェクト+市町連携>



各種メディアと市町が連携し、地元の生きた話題を発掘し、多角的な情報を発信

<放送企画のコンテンツ（例）>



さかなくんのお魚紹介、あばれる君の産地訪問（復興庁）



福島鮮魚便（福島県）



県の他の取組や復興庁等の他部局と連携

施策の展開

②“ふくしま常磐ものナビ”を通じた県産水産物の購買促進

（誰もが県産水産物を買う環境の整備） 20,000千円

◇オールメディアによる情報発信と連携し、開設した常磐ものナビを活用して、常磐もののメニューを提供する飲食店や販売店舗（EC販売含む）等をスタンプラリーにより利用促進し、季節のメニュー情報等の提供により県外消費者の来県と購買を誘導

<WEBアプリのイメージ>



季節の一押しメニューの紹介により

県外消費者の県内訪問を誘導

ECサイトを束ねた総括HPにより県外

消費者へ購買機会を提供

根強い風評の払拭と新たな風評の懸念を抑制

東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災及び東京電力（株）福島第一原子力発電所事故によって漁業者や水産加工業者による水産業活動は甚大な被害を受けた。このため、被災漁業者や被災水産加工業者に対し、緊急に必要な設備や経営のための資金融通を支援し、漁業・水産加工業の継続・再開の推進を図る。

2 事業内容

東日本大震災及び東京電力（株）福島第一原子力発電所事故による被害を受けた漁業者、水産加工業者に対する漁具・設備などの購入資金、経営維持に必要な資金を円滑に融通するため福島県信用漁業協同組合連合会に資金預託を行う。さらに、利子補給を行い福島県信用漁業協同組合連合会と協調して無利子で貸付を行う。

3 事業実施主体 福島県信用漁業協同組合連合会

4 予算額 51,299千円

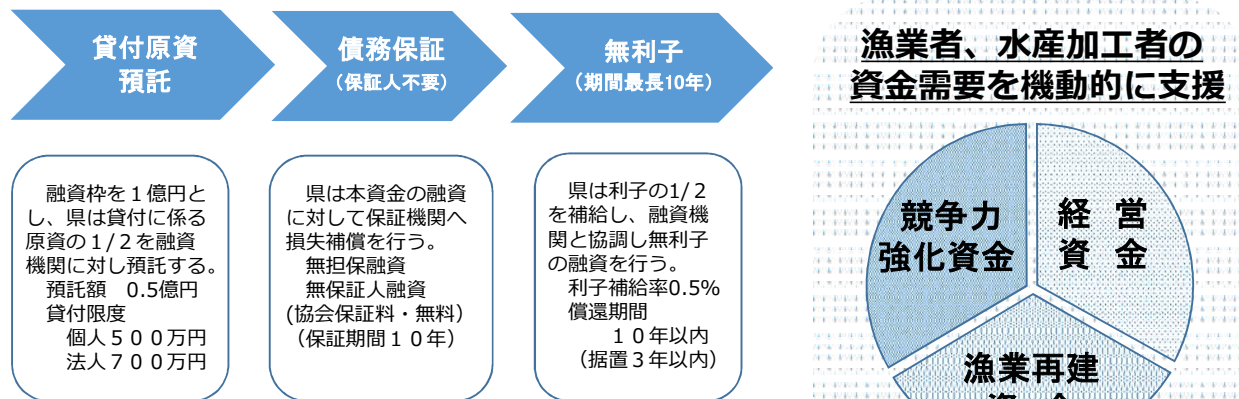
5 補助率 利子補給率 年0.5%

6 事業実施期間 平成23年度～令和5年度

東日本大震災漁業経営対策特別資金

震災及び原発事故の影響により被害を受けた県内の漁業者、水産加工者の漁業経営を支援する。

消失した漁具購入や経営維持に必要な資金などを円滑に融通する。(県単事業)



◆融資実績

経営資金、漁網、レーダー
漁具、エンジン、魚探
漁船、車両、等



2023 農林水産部 水産課

47

水産物流通対策事業 (継続)

1 趣 旨

東日本大震災と原子力災害により大きな被害を受けた本県水産流通加工業の復興のため、遠隔地からの加工用原料の調達や県内消費地市場に県産水産物取扱拡大計画による県産水産物の計画的な流通拡大対策を支援する。

2 事業内容

- (1) 水産加工原料等安定確保支援事業
漁協や水産加工協等が遠隔地から原料を確保するための経費 (運搬料) 等に対して支援する。
- (2) 福島県産水産物消費拡大事業
県産水産物の取扱量拡大計画を策定し、計画的な流通拡大に取り組む団体の活動を支援する。

3 事業実施主体

- (1) 福島県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合等
- (2) 水産卸・仲卸業者により組織される協議会

4 予算額

130,033千円

5 補助率

- (1) 1/2以内
- (2) 定額

6 事業実施期間

平成23年度～令和7年度

【担当課：水産課 024-521-7378】

48

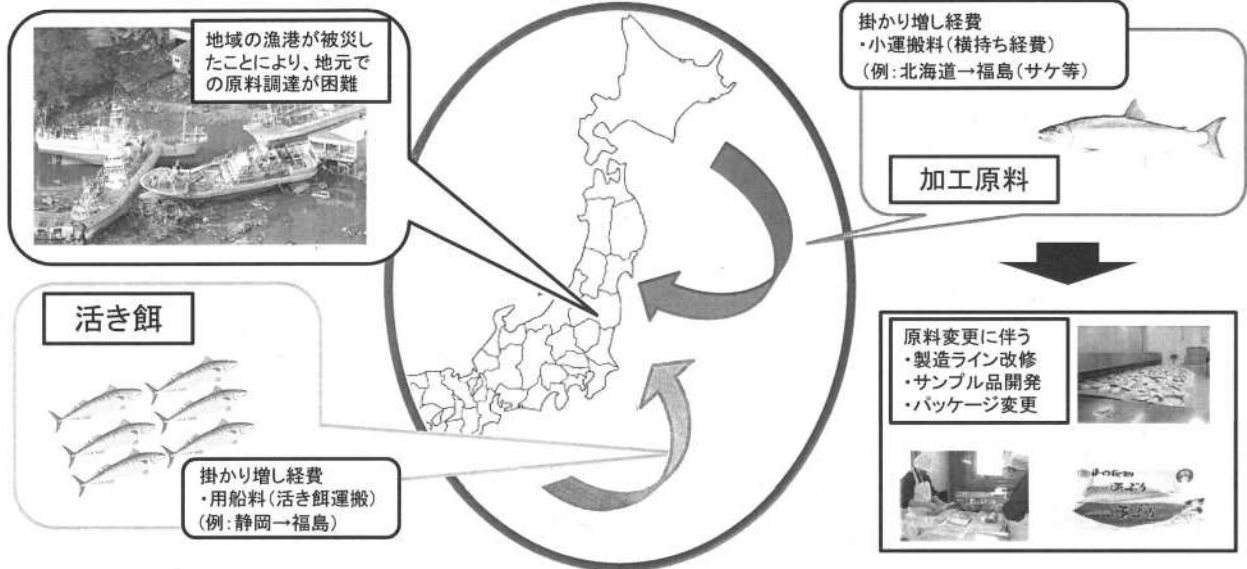
水産物流通対策事業 水産加工原料等安定確保支援事業

【事業目的】

地域の漁港が東日本大震災で甚大な被害を受けた中、流通・加工を行う漁協、水産加工協等の早期復興を促進するため、漁業・水揚げが本格的に再開される当面の間、緊急的に漁協、水産加工協等が、遠隔地から原料を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援する。

【事業主体：漁協、漁連、水産加工協】

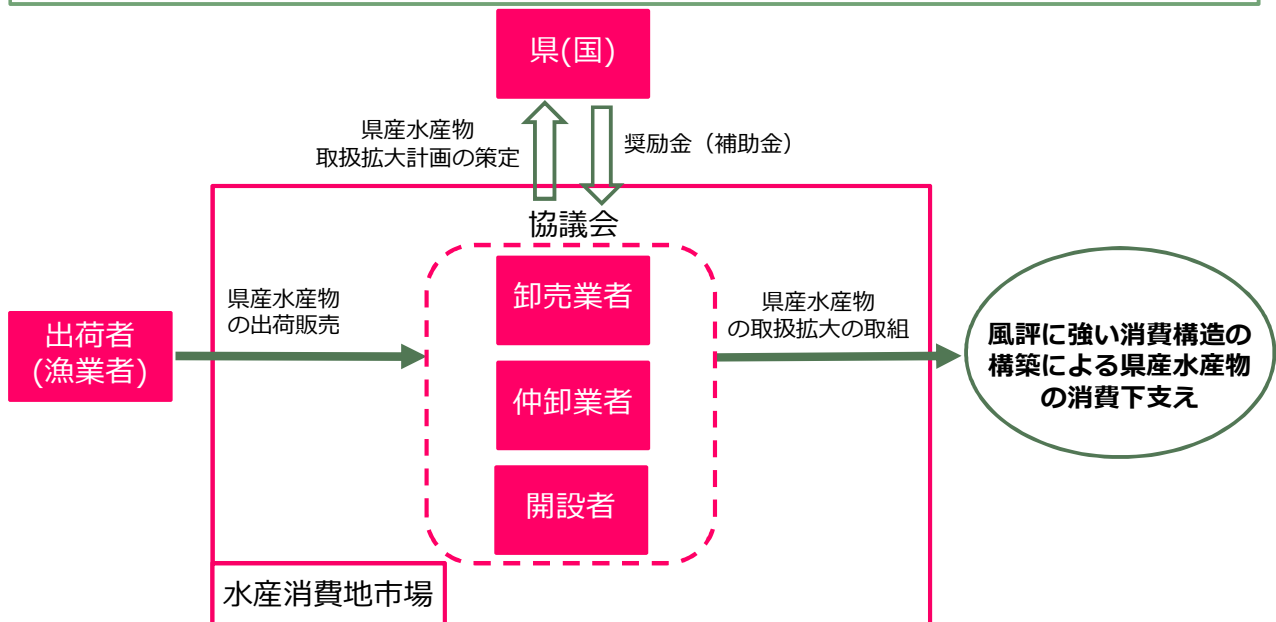
- 漁協、水産加工協等が遠隔地から原料等を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援する。
- 被災地での出漁準備が円滑に進むよう漁協等が遠隔地から生き餌を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援する。



49

令和5年度水産物流通対策事業（福島県産水産物消費拡大事業）

- 県産水産物の消費拡大を奨励するため、県内の水産消費地市場において県産水産物取扱計画の策定を推進する。
- 計画の策定・実施主体は卸・仲卸業者・開設者による協議会とし、市場毎の特性を活かした創意工夫による取組に対して支援する。



50

漁場復旧対策支援事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災によって、多くの建物等の破片が漁場に堆積し、漁業生産活動が困難となっていることから、漁業者による回収が困難な大型コンクリート片等について、県が回収を行う。

2 事業内容

漁場堆積物除去事業

漁場に堆積した建物等の破片の回収を実施する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 251,232千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成23年度～令和5年度

【担当課：水産課 024-521-7378】

51

漁場復旧対策支援事業

東日本大震災によって沿岸漁場に流出した建物等の大型破片等について、専門業者による回収作業を行うことにより、漁場機能の回復を図る。

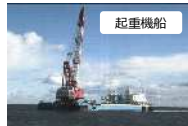
<事業の内容>

1 漁場堆積物除去事業

県が業務委託により、起重機船等を使用し大型破片等の回収を行う。

<補助率> 国8/10 県2/10

<事業実施主体> 県



<事業のイメージ>

<事業の実施状況>

漁場堆積物除去事業



52

共同利用漁船等復旧支援対策事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により、漁業生産の根幹である漁船・漁具の多数が甚大な被害を受け、漁業生産活動の継続が困難な状況となった。そのため、漁業協同組合等が組合員の共同利用に供する漁船の建造、中古船の購入及び漁具の購入を行う取組を支援することで、早急な漁業生産活動の継続・再開を押し進める。

2 事業内容

漁業協同組合等が、東北地方太平洋沖地震及びこれにより発生した津波により漁船・漁具を失った組合員のため、共同利用やリースにより使用することを目的として行う漁船の建造、中古船の購入及び漁具の購入に必要な経費に対して補助を行う。

3 事業実施主体 漁業協同組合等

4 予算額 88,624千円

5 補助率 7/9以内

6 事業実施期間 平成23年度～令和5年度

【担当課：水産課 024-521-7379】

53

共同利用漁船等復旧支援対策事業

被災した漁船等の早期復旧を図り、漁業生産力の面からふくしま型漁業の実現を支援

<震災後の状況>

県内登録隻数1,173隻
(H23.3.10現在)のうち
760隻が全損。



壊滅的被害のため、漁業者
個人での復旧は困難！！



<事業の内容>

漁業協同組合等が、被災し、漁船・
漁具を失った組合員のため、共同利
用やリースにより使用することを目
的として行う漁船の建造、中古船の
購入及び漁具に必要な経費に対し、
補助を行う。

◇補助率：7/9以内

◇復旧実績(令和4年12月末現在)

漁船:257隻

漁具:1,919式

※着手中を含む。



漁船等の復旧・操業再開

54

復興基盤総合整備事業 他（継続）

1 趣 旨

東日本大震災による津波被災や、地盤沈下、原子力災害から本県の農業・農村の復興・再生を推進するため、農地・農業用施設の整備を総合的にかつ迅速に実施する。

2 事業内容

- (1) 復興基盤総合整備事業
東日本大震災からの農地・農業用施設の復旧・復興を行う。
- (2) 農業基盤整備促進事業
営農再開のための環境整備を行う。
- (3) 水利施設整備事業
農業用水の安定供給を図るため、用排水路等の新設・改修を行う。
- (4) 農地整備事業
農業生産性の向上・効率的な農業経営を図るため整備を行う。
- (5) 農地防災事業
農地・農業用施設の自然災害を未然に防止し保全対策を行う。
- (6) 中山間地域総合整備事業
立地条件の不利な中山間地域の農業生産基盤及び農村生活環境整備を一体に整備し活力ある農村づくりを行う。
- (7) 復興基盤実施計画
復興基盤総合整備事業の実施に向けた調査計画を行う。

55

3 事業実施主体 県

4 予算額 12,424,381千円

5 補助率

- (1) 国75～77.5%：県13.75～15%
- (2) 国77.5%：県16.25%
- (3) 国75%：県12.5%
- (4) 国75%：県18.33%
- (5) 国75%：県14.5%
- (6) 国77.5%：県15%
- (7) 定額

6 事業実施期間 平成24年度～令和9年度

【(7) 担当課：農村整備総室農村計画課 024-521-7403】
【(1)～(6) 担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7407】

56

復興基盤総合整備事業 他（継続）

令和5年度当初予算 12,424,381千円

I 事業内容

東日本大震災による津波被災や、地盤沈下、原子力災害から本県の農業・農村の復興・再生を推進するため、農地・農業用施設の整備を総合的にかつ迅速に実施する。
【高平中部地区（南相馬市） 他53地区】

II 令和5年度の実施内容

復興基盤総合整備事業

東日本大震災からの農地・農業用施設の復旧・復興を行う。

農業基盤整備促進事業

営農再開のための環境整備を行う。

水利施設整備事業

農業用水の安定供給を図るため、用排水路等の新設・改修を行う。

農地整備事業

農業生産性の向上・効率的な農業経営を図るため整備を行う。

農地防災事業

農地・農業用施設の自然災害を未然に防止し保全対策を行う。

中山間地域総合整備事業

立地条件の不利な中山間地域の農業生産基盤及び農村生活環境整備を一体に整備し活力ある農村づくりを行う。

復興基盤実施計画

復興基盤総合整備事業の実施に向けた調査計画を行う。

III 事業のイメージ



営農再開の様子 八沢地区（相馬市・南相馬市）



営農再開の様子 右田・海老地区（南相馬市）

57

別紙様式

ため池等放射性物質対策事業（継続）

1 趣 旨

農業用ため池等の放射性物質対策について、県によるモデル事業の実施やモニタリングの継続により、市町村を支援することで、対策への取組を加速させる。

2 事業内容

- (1) 県有ダム等モニタリング調査解析
県有農業用ダムにおける底質及び貯留水の放射性物質濃度等を把握するためのモニタリング調査を行う。
- (2) ため池放射性物質対策データベース
過去に県や市町村が実施したため池の調査及び対策工のデータを整理・保管する。
- (3) ため池放射性物質対策モデル事業実施設計
県営事業で実施するため池放射性物質対策工事に対する実施設計業務
- (4) ため池放射性物質対策モデル事業対策工
県営事業で実施するため池放射性物質対策工事

3 事業実施主体 県

4 予算額 141,000千円

5 補助率 (1)(2)(3) 定額、(4) 国75%：県25%

6 事業実施期間 平成27年度～令和7年度

【担当課：農村整備総室農地管理課 024-521-7409】

58

ため池等放射性物質対策事業（継続）

令和5年度当初予算 141,000千円

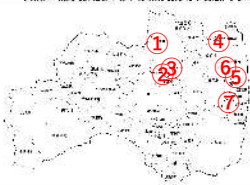
I 事業内容

農業用ため池底質の放射性物質が高濃度であり受益面積が大きいため池において、市町村に先駆けて県営事業でため池放射性物質対策工事を行うことで、工事事例を示し市町村が行うため池等放射性物質対策の促進を図る。また、農業用ダムの水質・底質の汚染状況を把握・動態を解析・放射性物質の動向を予測し、ダムの通常管理に加えた放射性物質管理に利用する。更に、過年に実施したため池モニタリング調査及び対策工実施結果のデータベース化を図り、県及び市町村の対策取り組みのための基礎資料と実績をとりまとめる。

II 令和5年度の実施内容

県有ダム等モニタリング調査解析

県有農業用ダムにおける底質及び貯留水の放射性物質濃度を把握するためのモニタリング調査を行う。



| 県有ダム放射性物質モニタリング | |
|-----------------|--------|
| ① 大笹生ダム | (福島市) |
| ② 岳ダム | (二本松市) |
| ③ 山ノ入ダム | (二本松市) |
| ④ 松ヶ房ダム | (相馬市) |
| ⑤ 横川ダム | (南相馬市) |
| ⑥ 高の倉ダム | (南相馬市) |
| ⑦ 滝川ダム | (富岡町) |

ため池放射性物質対策データベース

過去に県や市町村が実施したため池の調査及び対策工のデータを整理・保管する。

ため池放射性物質対策モデル事業実施設計

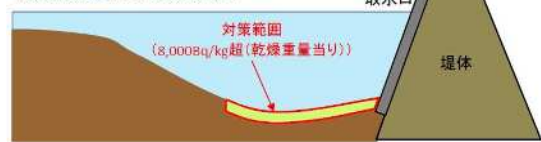
県営事業で実施するため池放射性物質対策工事に対する実施設計業務。

ため池放射性物質対策モデル事業対策工

県営事業で実施するため池放射性物質対策工事

III 事業のイメージ

底質除去の対策範囲



実施例① 底質の固化



実施例② 強力吸引車による浚渫除去



実施例③ 底質の掘削除去



実施例④ ポンプによる浚渫除去

59

ふくしま森林再生事業（継続）

1 趣 旨

放射性物質の影響により森林整備や林業生産活動が停滞している森林について、市町村等の公的主体が間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行い、森林の有する多面的機能の発揮を確保する。

2 事業内容

(1) 森林整備

間伐等の森林整備と路網整備を実施する。

(2) 放射性物質対策

(1)の森林整備を実施するための計画作成や森林所有者の同意の取り付けを行うとともに、森林の空間放射線量率測定や放射性物質を含む土壌の移動抑制のための丸太柵の設置などの放射性物質対策を実施する。

3 事業実施主体 市町村、森林整備法人、県

4 予算額 4,055,957千円

5 補助率 2の(1) 市町村 4/10 (実質補助率72%)
森林整備法人 5/10 (実質補助率90%)
2の(2) 10/10以内

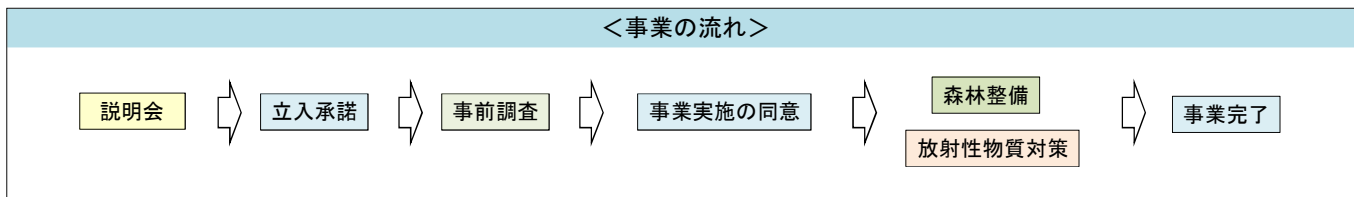
6 事業実施期間 2の(1) 平成25年度～令和7年度
2の(2) 平成25年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林整備課 024-521-7429】

ふくしま森林再生事業（継続）

放射性物質の影響により森林整備や林業生産活動が停滞している森林について、森林の有する水源かん養や山地災害防止など多面的機能の低下が懸念されています。

このため、市町村等の公的機関が事業主体となって、汚染状況重点調査地域等を対象に、間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を一体的に推進し、森林の有する多面的機能の維持増進に取り組みます。



| ＜事業の内容＞ | ＜事業イメージ＞ |
|--|---|
| <p>1. 森林整備等</p> <p>(1) 森林整備 (間伐、更新伐、除伐、植栽等)</p> <p>(2) 路網整備 (森林作業道の開設・改良)</p> <p>2. 放射性物質対策</p> <p>(1) 事前調査等 (全体計画、年度別計画作成、同意取得、放射性物質調査等)</p> <p>(2) 放射性物質対処方策 (土壌の流出防止柵等の設置、枝葉の林内集積等)</p> | <p>○森林整備の流れ</p> <p style="text-align: center;">作業道整備 ⇨ 伐倒・造材 ⇨ 集材・積込 ⇨ 土場への搬出</p> <p>森林所有者から、事業実施の同意が得られた区域について、集約的に森林整備を行います。現在、行われている主な取組は、間伐、作業道の整備です。森林の状況に応じて、更新伐、除伐、植栽等も行うことができます。</p> <p>○放射性物質対策</p> <p style="text-align: center;">空間放射線量率測定 丸太柵等の設置</p> <p>森林整備の実施前後に森林内の空間放射線量率を測定し、森林整備による影響を確認します。森林内の放射性物質の多くは土壌に分布しているため、森林整備後、下層植生が回復するまでの間の土壌の流出を防ぐため、丸太柵等を設置します。</p> |

61

広葉樹林再生事業（継続）

1 趣 旨

放射性物質の影響によりきのこ原木や薪炭用原木の生産が停滞している地域において、きのこ原木林等の再生と将来における原木の安定供給に向けた広葉樹林の再生を図るための取組を支援する。

2 事業内容

きのこ原木林等の広葉樹林について、次世代への更新に必要な伐採や植栽、作業道の整備を行うとともに、放射性物質の影響を調査する。

3 事業実施主体 市町村等

4 予 算 額 1, 0 0 7, 8 5 0千円

5 補 助 率 1 0 / 1 0以内

6 事業実施期間 平成26年度～令和7年度

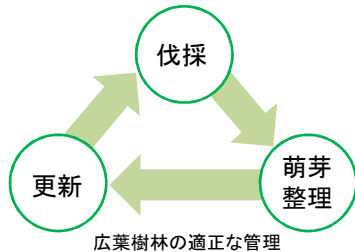
【担当課：森林林業総室森林整備課 024-521-7429】

広葉樹林再生事業(継続)

放射性物質の影響によりきのこ原木や薪炭用原木として利用可能な指標値を超える原木林については、原木の生産が停止しているため、原木林の更新に必要な伐採が停滞しています。

このため、かつて原木林であった広葉樹林を対象に、次世代への更新に必要な伐採や植栽、作業道の整備を行うとともに、放射性物質の影響を継続的に調査することで、きのこ原木林等の再生に取り組みます。

<きのこ原木林等の適正な管理と現状>



原発事故前まで、きのこ原木林として利用されていた広葉樹林



伐採や不要な萌芽枝の除去(萌芽整理)などの手入れが行われず、径が太くなったり、荒廃した広葉樹林

<事業の内容>

- 更新に必要な伐採や植栽、作業道の整備
- 伐採木、萌芽枝、堆積有機物、土壌の放射性セシウム濃度の測定(最長5年間)
- 土壌の化学性分析(交換性カリウム濃度等)
- 市町村による条件整備(同意取得等)

<事業イメージ>



事業実施箇所(伐採後)



伐採後に発生した萌芽枝を採取し、放射性セシウム濃度を測定

63

放射性物質被害林産物処理支援事業(継続)

1 趣 旨

林産物の生産活動に支障をきたさないよう、放射性物質に汚染された林産物の処理等に要する経費を支援し、本県の林業・木材産業の復興を図る。

2 事業内容

林産物の産業廃棄物処理等に要する経費を支援する。

3 事業実施主体 福島県木材協同組合連合会等

4 予算額 917,000千円

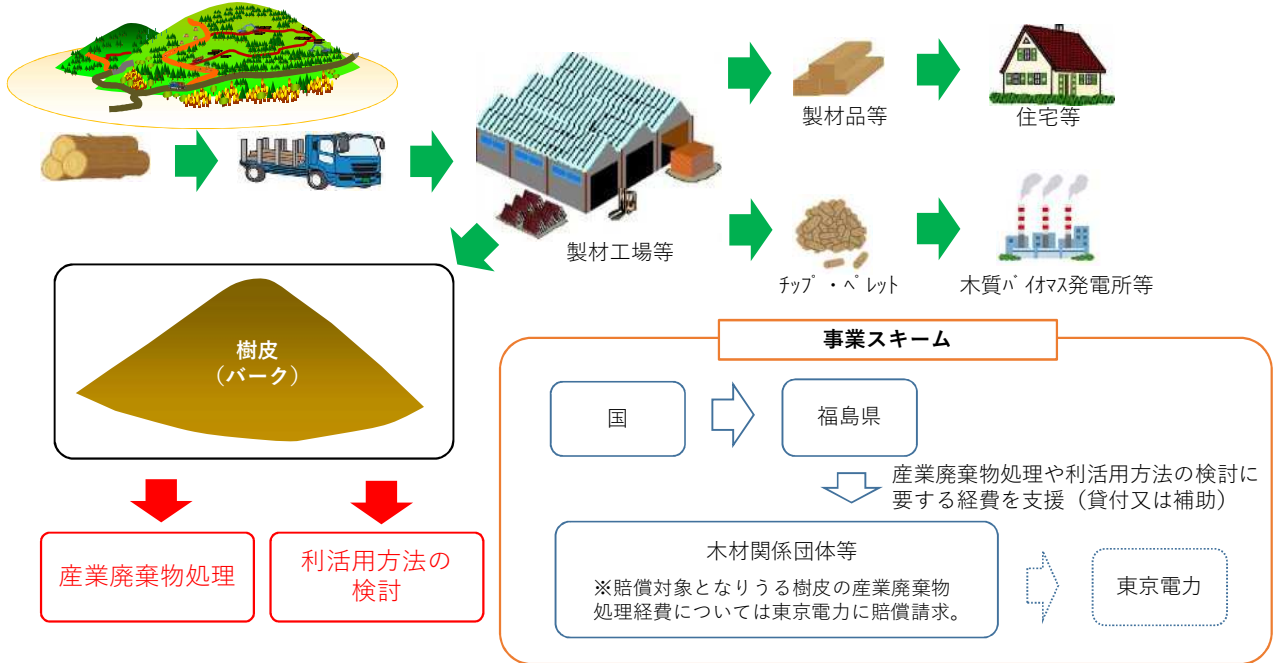
5 補助率 定額(10/10以内)

6 事業実施期間 平成25年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室林業振興課 024-521-7432】

放射性物質被害林産物処理支援事業

- 【趣旨】 林産物の生産活動に支障をきたさないよう、放射性物質に汚染された林産物の処理等に要する経費を支援し、本県の林業・木材産業の復興を図る。
- 【事業内容】 林産物の産業廃棄物処理や利活用方法の検討に要する経費を支援する。
- 【予算額】 917,000千円
- 【補助率】 定額（10/10以内）



65

安全なきのこ原木等供給支援事業（継続）

1 趣 旨

放射性物質による森林汚染の影響によりきのこ原木等の価格が高騰していることから、きのこ生産者の負担を軽減する取組を行う団体を支援する。

2 事業内容

きのこ生産者のきのこ原木等生産資材導入に要する経費の負担軽減を図る取組について補助する。

3 事業実施主体 農業協同組合、森林組合等

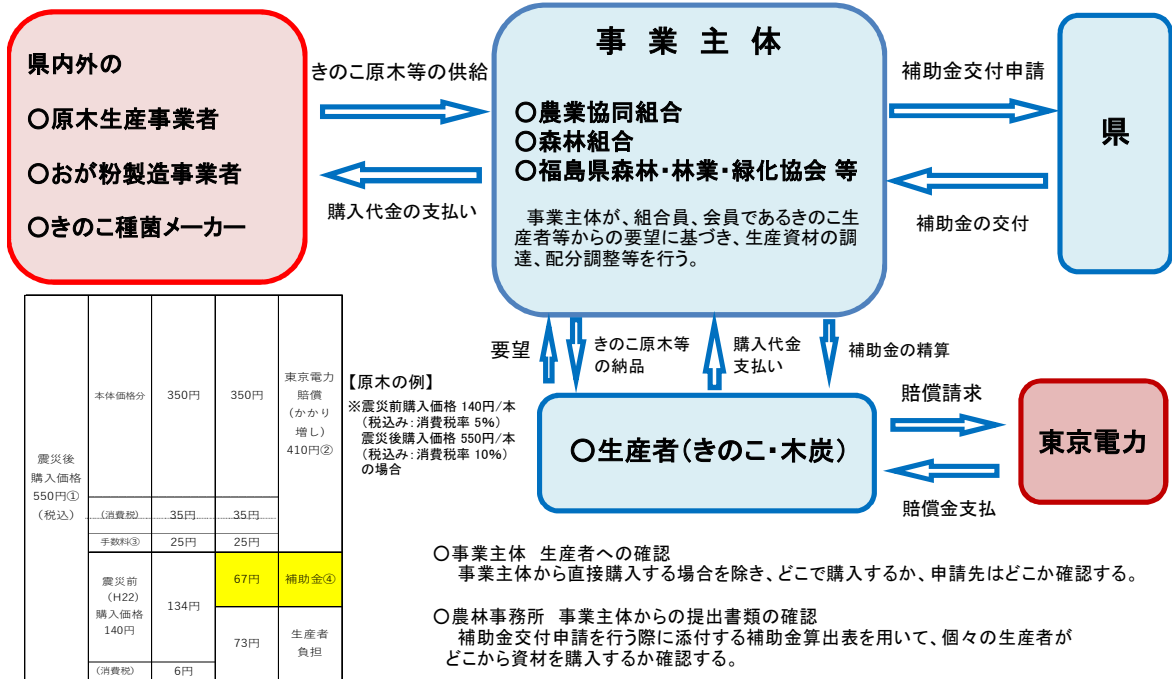
4 予算額 275,501千円

5 補助率 震災前購入にかかる経費（消費税を除く）の1/2以内

6 事業実施期間 平成23年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室林業振興課 024-521-7432】

安全なきのこ原木等供給支援事業のフロー



67

里山再生事業（継続）

1 趣 旨

住民が身近に利用してきた日常的に人が立ち入る里山において、住民が安心して利用できる里山の環境づくりを推進する。また、里山再生事業における事業効果を確認し、地域住民の安全・安心を確保するため空間線量率等の測定を行う。

2 事業内容

- (1) 森林整備及び路網整備
 森林の多面的機能の発揮及び住民の利用促進のため、間伐等の森林施業や路網整備を実施する。
- (2) 放射性物質対策
 (1)の森林整備等を実施するための計画作成を行うとともに、森林内の放射性物質の動態に応じた対策を実施する。
- (3) 空間線量率調査
 里山再生事業実施地区において、空間線量率や立木・土壌に含まれる放射性物質濃度の測定を行う。

3 事業実施主体 (1) (2) 市町村 (3) 県

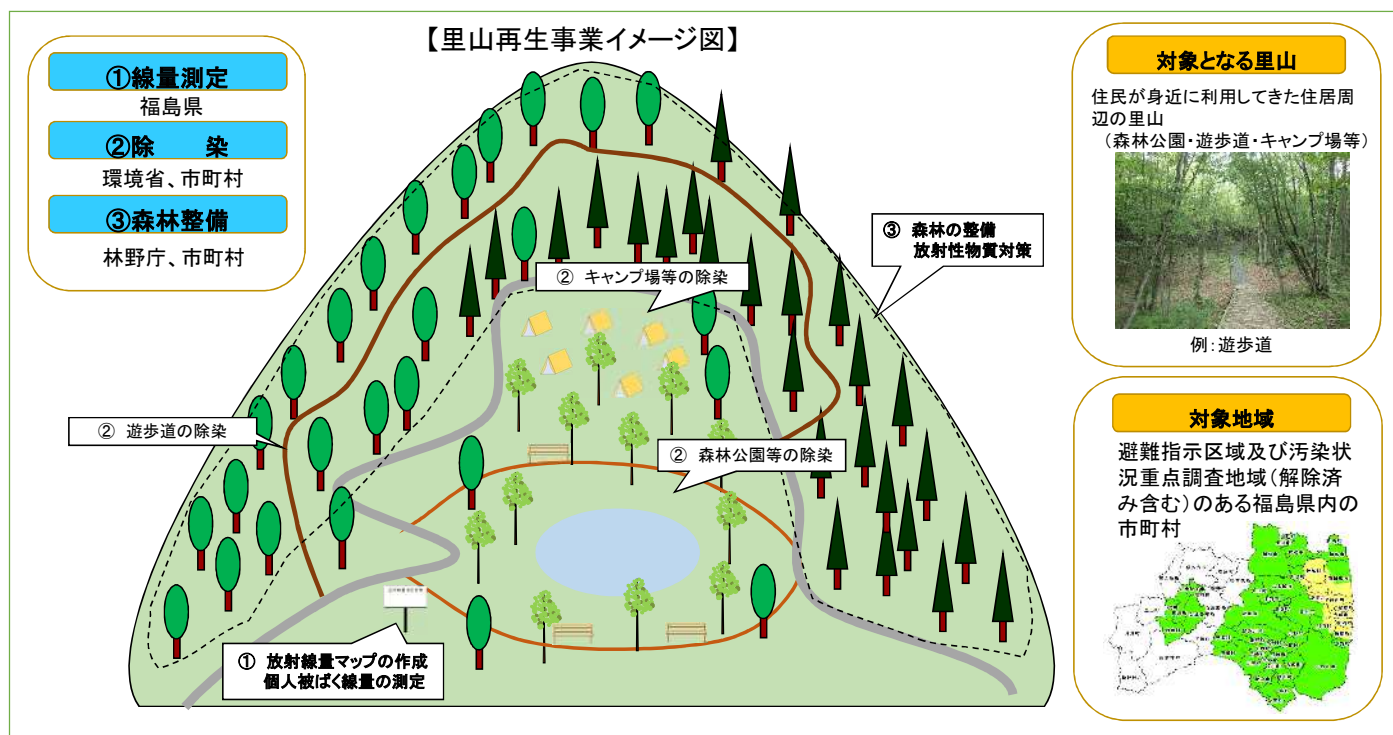
4 予算額 72,600千円

5 補助率 (1) 市町村 4/10 (実質補助率72%) (2) 10/10以内

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7441】

里山再生事業(継続)



69

森林環境モニタリング調査事業(継続)

1 趣 旨

放射性物質の影響を受けた県内の森林は、林業生産活動等の停滞により、森林の有する多面的機能の低下が懸念されることから、森林整備や放射性物質対策を速やかに推進し、森林・林業の再生を図る必要がある。

そのため、森林に拡散した放射性物質の広域的・継続的な調査や実証を行い、現況や経時変化を把握するとともに、放射性物質対策を推進するために必要な情報の整備を行う。

2 事業内容

森林における汚染状況の現況と経時変化を把握するため、県内の民有林全域を対象に、森林内の空間線量率や立木、土壌等に含まれる放射性物質濃度を調査し、その結果の評価、解析等を行う。

3 事業実施主体 県

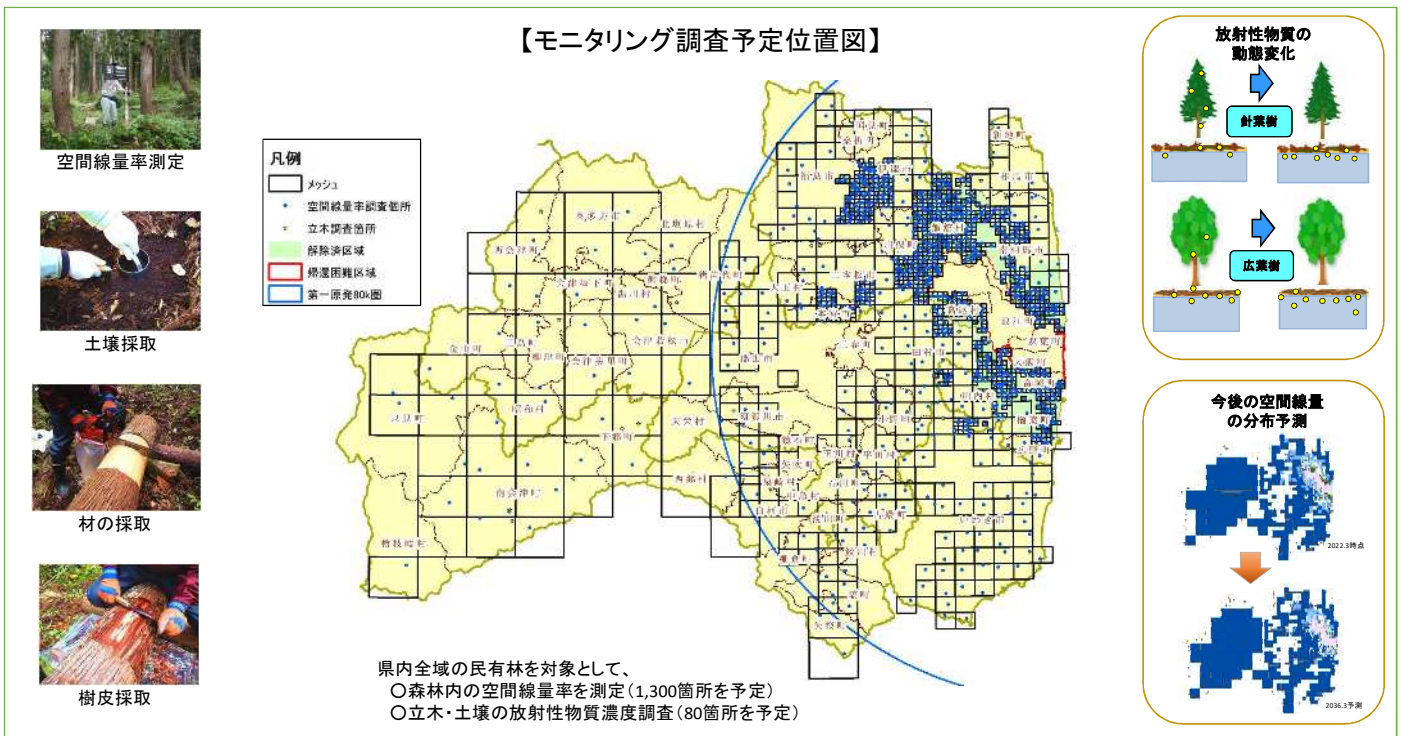
4 予算額 105,000千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成24年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7441】

森林環境モニタリング調査事業(継続)



71

福島大学と連携した地域農業モデル創出事業(新規)

1 趣 旨

持続可能な地域農業モデルを創出するため、課題となっている安定供給(生産)体制や農業用施設の保全管理について、新規就農者や若手就農者への技術継承及び一人当たりの維持管理作業の負担軽減対策を講じる。

2 事業内容

(1) 新たな営農システムのモデル構築

旧避難指示区域で実証モデル地区を選定し、営農における地域課題を抽出することで、新たな営農システムの構築を目指し、県内へ展開することで、経営規模の拡大や新規就農者の確保につなげていく。

(2) ふくしまのもも産地における三次元空間データを活用した地域イノベーション

新規就農時の課題として上げられる技術習得や、技術習得に時間を要することで経営の軌道にのるまでの期間が長くなることで圧迫される資金繰りの問題について、デジタルデータを利用した技術継承(優良農家が有するせん定技術のAI処理による可視化やアーカイブ化による技術の伝承)やサポート体制の形成による継続的な生産者間の支援体制の構築により解決していく。

3 事業実施主体 県

4 予算額 8,021千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和5年度～令和6年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8027】

72

I. 県の抱える課題と現状

- 本県の販売農家は、平成22年から令和2年までに41.9%減少し、65歳以上の割合が76.2%（令和元年）となるなど、更なる農家数の減少（高齢化等が進行することによる離農や後継者不足）が問題
- 農業従事者の減少により、安定供給（生産）体制や農業用施設の保安全管理を始めとする地域農業の存続が課題
- 現在県で取り組んでいる対策の一例
 - ▶新規就農者の確保に向けてR4年度から就農コーディネーターを各農林事務所へ配置（就農支援や就農後のスキルアップ支援）等
 - ▶県普及員による技術指導等
 - ▶ハード整備による生産基盤の強化や施設の長寿命化対策等

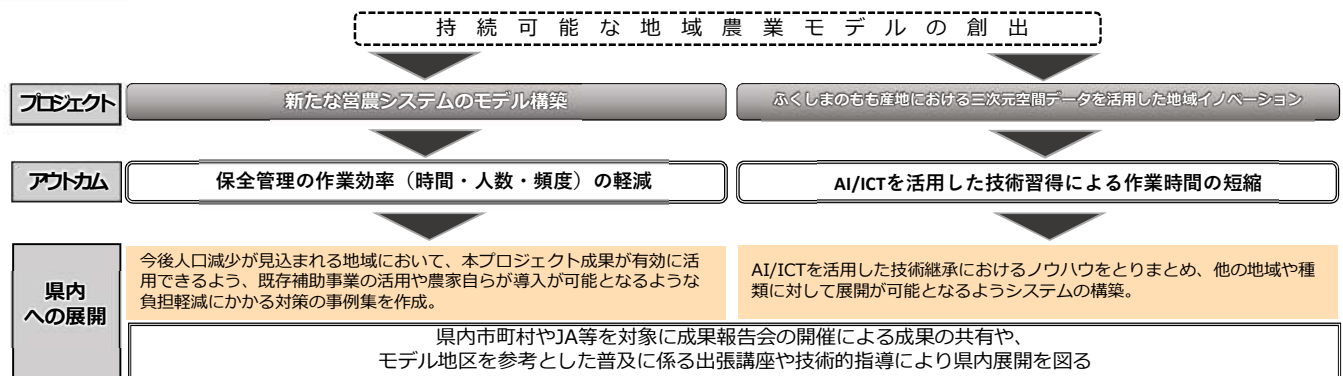
II. 事業の必要性

地域農業の維持や活性化のために、県単独では迅速な対応等が困難なフィールドワークによるきめ細かな地元ニーズの把握や高い専門性を活かした課題解決能力により、持続可能な地域農業モデルを創出し、地域により様々な気候風土を有する本県に適応したフォローアップ体制を併せて整える必要がある。

このため、外部の専門研究機関と連携し、アカデミックな角度から課題解決を行うことで、新たな効果が期待できる「果樹の技術継承」と「保安全管理の軽減」を取り上げ、以下の内容を検証しモデル地区の構築を行う。

- ▶安定供給体制の構築として、果樹におけるスタートアップ時の技術支援にAI/ICT技術を活用
- ▶施設の維持管理体制として、少ない人数でも保安全管理の負担軽減が図られる、ソフト対策を中心とした営農システムの構築を検証

III. 事業内容



福島県農業経営・就農支援センター運営事業（新規）

1 趣 旨

改正農業経営基盤強化促進法第11条の11に基づき、農業経営・就農支援センター（以下、「センター」という。）としての機能を担う体制を整備し、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な経営継承等に必要の助言・指導などを行う相談体制を構築する。

2 事業内容

- (1) 運営管理事業

農業経営基盤強化促進法第11条の11に基づき、県がセンターとしての機能を担う者（第11条の12第1項）に位置付けた（公財）福島県農業振興公社に対し、センターの運営管理に必要な経費を補助し、農業を担う者の確保及び育成を図る。
- (2) センター新設事業

「新規就農者等担い手の確保・育成に向けた連携に関する協定」に基づき、相談者が安心して相談できるセンターを実現するために、農業関係団体によるワンストップ・ワンフロア体制のセンターを新設する。
 なお、県、（公財）福島県農業振興公社、（社）福島県農業会議及び福島県農業協同組合中央会の職員が常駐して農業経営・就農支援の推進及び相談業務を行う。
- (3) 農業経営・就農サポート推進事業

経営相談への対応や経営診断、専門家派遣、法人化支援などの経営サポート活動や就農に関する相談対応や就農に関する情報提供や関係市町村、団体との調整、経営支援などの就農サポート活動を、センターが実施する。
- (4) 農業経営高度化支援事業

農業経営・就農支援センターのサポートを受け、雇用環境の改善に取り組む農業者の法人化を支援する。
- (5) 青色申告普及推進事業

本県農業者の青色申告普及率が低いことから、新規就農者を中心に青色申告の有利性を伝えながら、会計ソフトを使用した経理処理を実体験できるセミナーを開催し、青色申告への移行を促進することにより、経営マネジメント力の強化を図る。
 また、青色申告への移行が進まない要因を調査するとともに、青色申告のメリット等を紹介した動画を作成する。

- (6) 伴走支援強化事業
新規就農者等担い手の確保、定着及び経営発展に向けて、構成団体が行っている伴走支援の強化を補助する。
また、各団体が得意とする支援先の現状を調査・分析し、次年度事業の推進に活用する。
- (7) 新規就農者等担い手活性化事業
法人化や集落営農志向の農業者や集落等の把握や既存農業法人や集落営農組織の活動状況等に係る調査等の実施、地方を中心とした農業士会の活動や農業への企業参入促進等を県が行う。

| | |
|----------|--|
| 3 事業実施主体 | 2の(1) (公財) 福島県農業振興公社 2の(2)～(5)、(7) 県 ※(3)及び(5)は県委託 2の(6) 福島県農業協同組合中央会ほか2農業団体 |
| 4 予算額 | 59,799千円 |
| 5 補助率 | 2の(1)、(6) 定額 |
| 6 事業実施期間 | 令和5年度 |

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381・024-521-7340】

福島県農業経営・就農支援センター運営事業【令和5年当初予算59,799千円】

これまで各機関・団体がそれぞれ行ってきた就農及び経営支援を、令和5年4月からは県が新たに「福島県農業経営・就農支援センター」を設置し、各団体とのワンストップ・ワンフロア体制で取り組む。

相談体制の現状

- 県内の就農相談件数は
R3：656件
R4：948件(11月末)
- 令和4年度より、
・就農相談窓口【**県域**】設置
農業関係団体との情報共有を強化
(福島県・振興公社・農業会議・JAグループ福島の4団体で構成)
- ・県内7方部に**地域協議会**を設置及び**就農コーディネーター**を配置
- これまで以上に情報共有が図られるようになったが、**新たな課題も顕在化**

課題解決

- 新たな課題**
- ・県内外に強くアピールできるワンストップ窓口が必要
- ・就農・定着、経営発展に至る一連の支援が重要
- ・産地と直結した担い手育成の支援強化が必要
- ・関係団体による研修開催等の支援メニューの重複解消など、より効率的な連携が必要

新設 福島県農業経営・就農支援センター (自治会館)

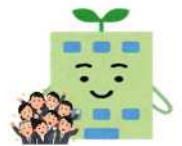
ワンストップ・ワンフロアによる 就農・定着から経営発展まで一貫した支援

- 4団体(県、JAグループ福島、振興公社、農業会議)がワンフロアに常駐
⇒全国に先駆けたサポート体制を県内外に発信し、就農希望者を広く呼び込むとともに、迅速な情報伝達と相談対応
- 就農及び経営相談窓口の一本化
⇒就農相談から、経営安定化、そして経営改善のための専門家派遣や法人化支援まで一つの窓口で対応
- 各団体との連携強化による効果的な伴走支援
⇒各団体が行ってきた取組を一元的に企画し、より効率的・効果的な伴走支援を実施
- キュウリやモモ産地など市町村を越えた産地におけるサポート体制の構築支援
⇒産地における研修メニュー作成、受入体制の構築や就農後の育成計画作成を支援

就農誘導 → 就農準備 → 就農時 → 経営安定 → 経営発展

- 相談内容の共有
- センター提案の企画・計画の検討及び実現
- 対応内容のフィードバック

- 県内7方部の**地域協議会及び就農コーディネーター**
⇒経営開始までの伴走支援、法人化の支援及び産地における支援等の充実強化



新規就農者目標(R12)

340名以上

を確保するとともに
新規就農者の定着
及び
経営発展を
図る!!



地域計画策定推進緊急対策事業（新規）

1 趣 旨

改正農業経営基盤強化促進法に基づく、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定に必要な取組を支援する。

2 事業内容

- (1) 市町村推進事業
農業者や関係機関による協議の場の設置や開催、地域計画の案の取りまとめ等の、地域計画策定に向けた市町村の取組を支援する。
- (2) 農業委員会推進事業
地域計画の付属資料である「目標地図」の素案作成に係る農業委員会の取組を支援する。
- (3) 県推進事業
地域計画策定を推進するための会議等の開催や、市町村等への支援活動を行う。

3 事業実施主体 (1) 市町村、(2) 農業委員会、(3) 県

4 予算額 121,879千円

5 補助率 (1) 定額、(2) 定額、(3) ー

6 事業実施期間 令和5年度～令和6年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7396】

77



地域計画策定推進緊急対策事業

令和5年度当初 121,879千円

高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、**農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援**します。

| 事業の内容 | 事業のイメージ |
|---|---|
| <p>1. 市町村推進事業 地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 協議の場の設置に係る調整 関係機関や参加者との調整、話し合いに向けた情報の入手・整理等 ② 協議の実施・取りまとめ 話し合いをコーディネートする専門家の活用、協議内容の取りまとめ等 ③ 地域計画案の取りまとめ 地域計画案の作成、関係者への説明等 ④ 地域計画の公告・周知 関係者、地域住民への周知等 <p>2. 農業委員会推進事業 地域計画の策定における農業委員会による目標地図の素案作成の取組を支援します。</p> <p>3. 県推進事業 地域計画の普及・推進に向けた以下の取組を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町村等への研修会の開催、普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村等を対象とした県域及び地方別研修会の開催 ・ 市町村巡回時に策定推進の働き掛け実施 等 ② 市町村の取組への助言・指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村巡回時に地域計画の策定状況を確認し、課題等に対する助言を実施 ・ 地域計画策定のため開催される地域の話合いへ参加し、支援施策に関する情報提供や農業技術上の助言等を実施 | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px; background-color: #e0e0e0;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">協議の場の設置に係る調整</p> <p style="font-size: small;">地域農業の現状・課題の把握、設置区域、参加者、進め方等の調整</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px; background-color: #e0e0e0;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">協議の実施・取りまとめ</p> <p style="font-size: small;">農業者、市町村、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区、県など幅広い関係者が参加し、取りまとめ</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px; background-color: #e0e0e0;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">目標地図素案の作成</p> <p style="font-size: small;">農業委員会は、現況地図を基に受け手ごとに集約化に向けた調整をできる限り実施</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px; background-color: #e0e0e0;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">地域計画案のとりまとめ</p> <p style="font-size: small;">市町村は、農業委員会から提出のあった目標地図の素案を踏まえ、地域計画案を作成</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; background-color: #e0e0e0;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">地域計画の公告・周知</p> </div> |

78

ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業（継続）

1 趣 旨

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農準備から定着までの切れ目のない支援体制の構築支援、就農ポータルサイトの機能強化、現地ツアー、農業体験及び就農相談会の実施及び新規就農者間の交流等、総合的な支援を実施する。

また、雇用就農者については、これまで就農までの支援であったが、雇用就農後のスキルアップを新設し、独立就農または法人経営の安定化を支援する。

2 事業内容

(1) 地域を支える農業者等確保総合事業

地域の実情に応じた新規参入者、雇用就農者の確保・育成を図るためのサポート組織の活動を支援する。

特に、各サポート組織と、県（農業短期大学校、農林普及所等）や就農支援センター等の関係機関が連携した就農支援網を確立しながら、継続した新規就農者確保が難しい地域や複数市町村をまたがる産地を重点的に支援する。

(2) 多様な担い手確保支援事業

就農ポータルサイト「ふくのう」において、地域の実情に応じた情報発信（7方部）と連動した各種イベント（ツアー、就農相談会等）の実施や、移住定住イベントと連携した首都圏での就農PRなどを行い、幅広に就農希望者の確保・育成を図る。

(3) 教育機関と連携した農業の魅力体験事業

県内の農業高校等と連携し、未来の就農者を生み出すための農業体験や農業者との交流授業を実施、各地方で開催する就農相談会等への参加を支援する。

(4) 青年農業者等活動支援事業

同年代又は農業以外の地元関係者との交流を目的として、雇用就農者も含めた新規就農者間の交流会の実施や、若い農業者で組織する団体などを対象として、雇用就農者の加入誘導と会員のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する。

79

| | | |
|----------|-------|---------------------------------------|
| 3 事業実施主体 | 2の(1) | 新規就農支援組織・市町村・JA等 公益財団法人福島県農業振興公社、県 |
| | 2の(2) | 委託 |
| | 2の(3) | 県 |
| | 2の(4) | 青年農業者組織 |
| 4 予算額 | | 167,758千円 |
| 5 補助率 | 2の(1) | 1/2以内、定額、－ |
| | 2の(2) | － |
| | 2の(3) | － |
| | 2の(4) | 定額 |
| 6 事業実施期間 | | 令和4年度～令和6年度 |

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業

【令和5年当初予算167,758千円】

雇用就農の独り立ち

雇用就農者の雇用促進ばかりでなく、雇用就農後のスキルアップを支援し、経営幹部の養成や独立就農を促進
新規就農者における雇用就農者割合50%（R1～R3）

市町村の受入体制

個別の支援措置よりも、新規就農者受入体制を立ち上げ、きめ細やかな支援で大きな成果
13市町村11地区⇒3年間で延べ213名

各地域によって状況はさまざま

- 自営・雇用就農とも園芸が主体
- 受入体制はできている
- 雇用就農、独立就農させたい



- 雇用就農で水稻が主体
- 受入体制はまだできていない
- 雇用就農、いつか法人運営も



- 雇用就農が主体
- 受入体制はできている
- 新規学卒を雇用したい



- 自営就農でUターンが多い
- 受入体制できているが、研修を充実させたい



雇用就農の支援を含めた地域に根ざした体制を構築

県が全面的にバックアップ

市町村における
新規就農者支援「レドアップ」
（地方創生推進交付金による広域連携）

ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業

その他事業

地域を支える農業者等確保総合事業

- 受入組織構築地域の拡大
- 雇用就農者も含めた県下全域の支援体制を新設
- 農業系学校における就農支援を拡充

多様な担い手確保支援事業

- 各地方を意識したHP作成とイベントの連動、雇用就農者向け情報発信を新設
- 雇用就農のマッチングに加えて、就農後も研修等で支援

教育機関と連携した就農促進事業

- 農業の魅力を学生に体験・体感に加えて、地元での就農体験や就農相談会への参加誘導

青年農業者等活動支援事業

- 青年組織への支援に加えて、雇用就農者も含めた新規就農者の青年組織加入誘導や新規就農者間の交流を促進

- ・新規就農者への資金面での支援
- ・研修先整備、農業メンター整備、就農相談員配置への支援
- ・女性農業者への支援
- ・短大での就農研修からスマート農業研修等の各種研修
- ・短大における雇用就農者向け研修新設

81

農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業（継続）

1 趣 旨

浜通り地域等を対象に、農繁期等に必要な農業の労働力を農作業請負事業者を活用して、確保・供給するモデルを構築し、取組を当該地域等に広く周知することで、産地の維持・発展と農業の復興再生を図るだけでなく、農業体験を通じた地域交流を併せることで関係人口を拡大し、農業分野における首都圏の若者等との地域間連携モデルを実現し、当該地域等の活性化を図る。

2 事業内容

(1) 浜通り発 農ワーカーこらんしょモデル事業

労働力が不足している浜通り地域等を対象に、農作業請負事業者を活用して他地域等から労働力を確保し供給する体制を構築し、広く周知を図るとともに、作業を円滑に進めるための農作業説明教材の作成等を行う。

(2) 農ワーク旅

浜通り地域等において、首都圏の若者等を対象に農作業体験と地域交流をあわせたツアーを企画し、実施する。

3 事業実施主体 農作業請負事業者等（委託）

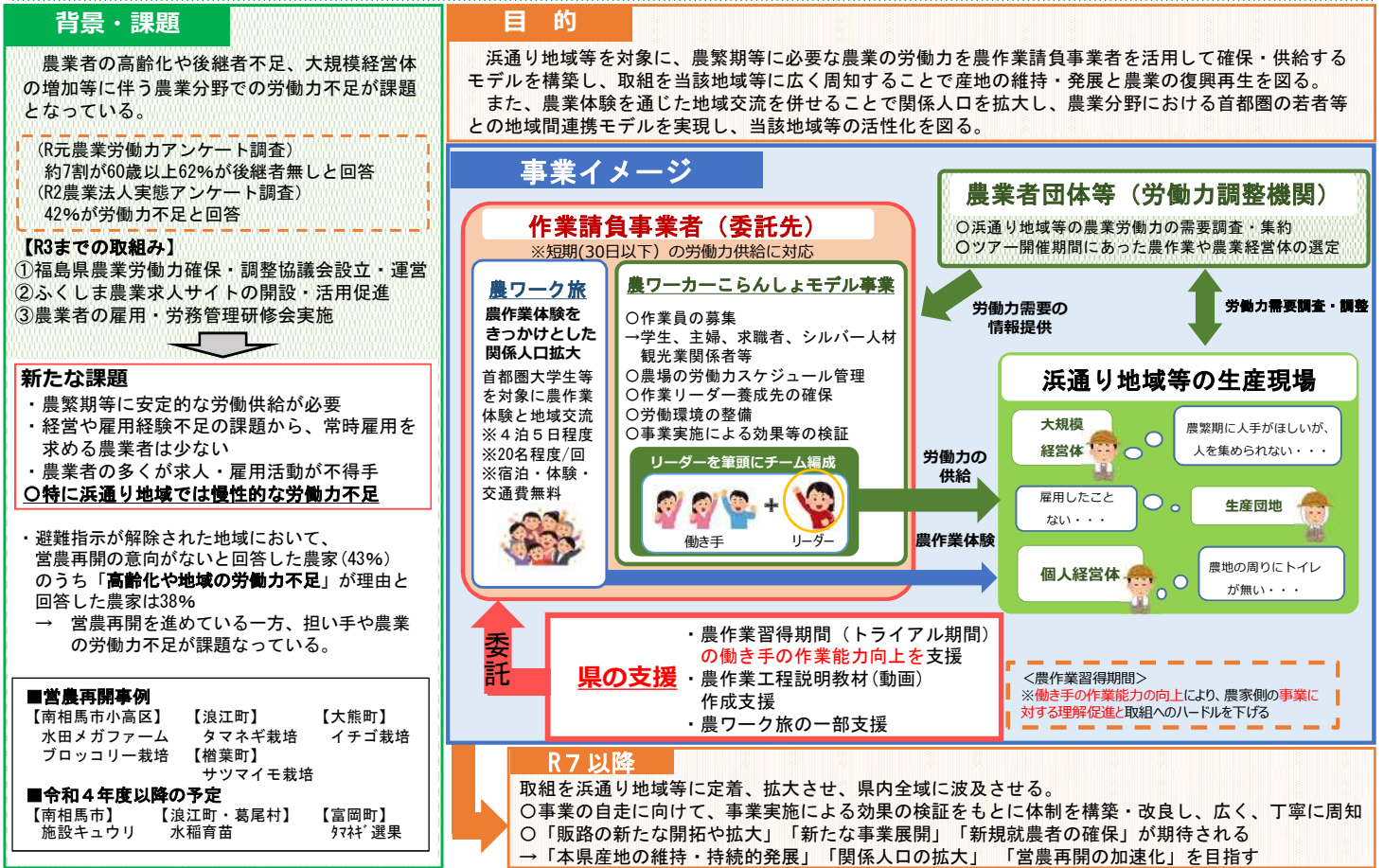
4 予算額 31,272千円（国 15,624千円）

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和4年度～令和6年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

82



ふくしま集落営農活性化プロジェクト促進事業（継続）

1 趣 旨

将来にわたって農地を持続的に活用し営農が継続できるよう、関係機関・団体と連携したサポート体制を構築し、集落営農の活性化に向けた集落ビジョン作成や、その実現に向けた組織体制の強化、収益力向上に向けた取組、効率的な生産体制の確立等を総合的に支援する。

2 事業内容

(1) 地域を守る集落営農法人等強化対策事業

集落営農組織が、持続・自走可能な集落営農体制の確立に向けた集落ビジョンの作成及びその実現に向けた信用力向上のための法人化、雇用対策、共同機械等導入、経営改善のための試験・加工等に取り組む場合、必要な経費の一部を助成する。

(2) 地域を守る集落営農体制づくり対策事業

市町村に対して、集落営農組織等が取組む集落ビジョンの作成や法人化等へのサポート活動に係る経費（旅費、需用費等）を助成する。

3 事業実施主体 2の(1) 市町村

2の(2) 市町村

4 予算額 52,080千円

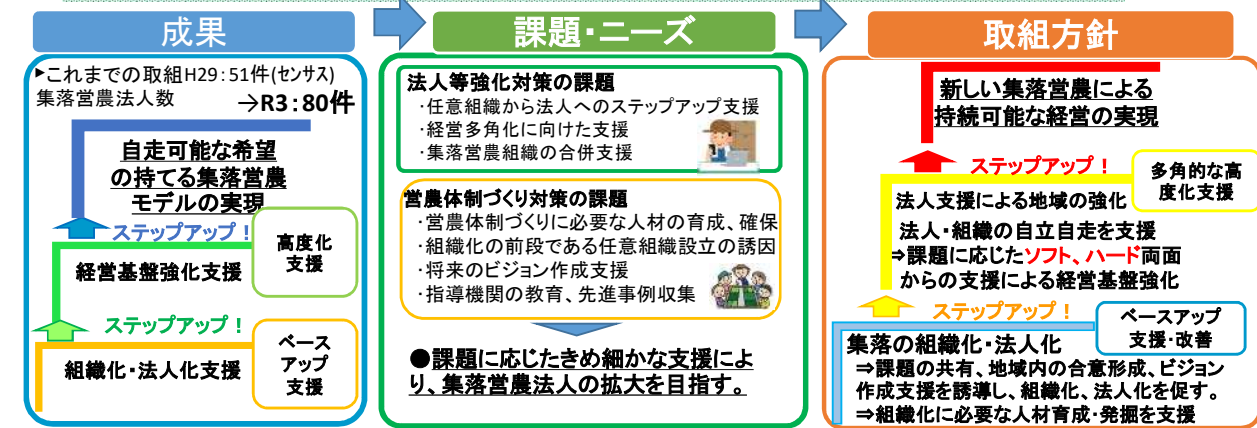
5 補助率 2の(1) 定額、1/2以内

2の(2) 定額

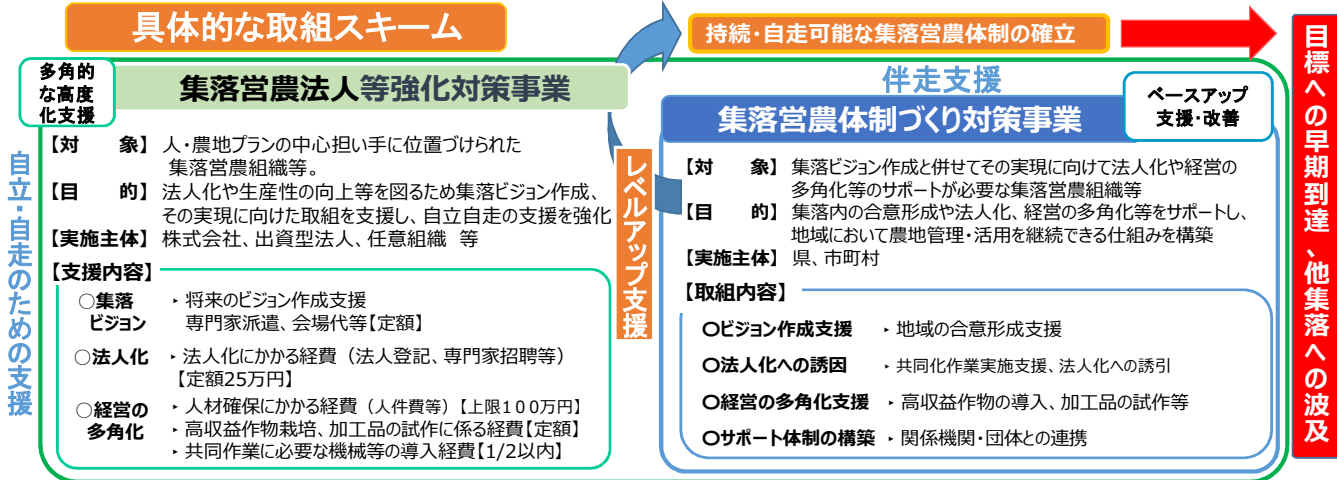
6 事業実施期間 令和4年度～令和8年度

ふくしま集落営農活性化プロジェクト促進事業

令和4年9月
農業担い手課



具体的な取組スキーム



85

新規就農者育成総合対策事業（継続）

1 趣 旨

次世代を担う農業者の育成・確保を図るため、就農に向けた研修資金や就農時の経営開始資金の交付、就農直後の機械・施設等の導入支援、伴走機関等による研修向け農場の整備及び市町村等への就農相談員の設置により、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を支援する。

2 事業内容

(1) 経営発展支援事業

50歳未満で令和4年度以降に独立・自営就農する認定新規就農者等、一定の要件を満たす者に対し、機械・施設等の導入を支援する。

(2) 経営開始資金

独立・自営就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者で、前年の世帯所得が原則600万円以下である等、一定の要件を満たす者に対し、12.5万円/月（150万円/年）の資金を最長3年間交付する。

(3) 就農準備資金

就農予定時50歳未満の農業研修生で、独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農を目指し、前年の世帯所得が原則600万円以下である等、一定の要件を満たす者に対し、12.5万円/月（150万円/年）の資金を最長2年間交付する。

(4) サポート体制構築事業・農業人材確保推進事業

農業団体等の伴走機関が行う実践的な研修農場の整備、地域における就農相談員の設置、先輩農業者等の就農支援員による新規就農者への技術指導、社会人が働きながら受講できる農業研修の実施について支援する。

3 事業実施主体

- 2の(1)、(2) 市町村
- 2の(3) 公益財団法人福島県農業振興公社、市町村
- 2の(4) 市町村、協議会、農業団体 等

86

| | | |
|----------|-------------|---|
| 4 予算額 | 1,100,244千円 | |
| 5 補助率 | 2の(1) | 3/4 (上限7,500千円) ※経営開始資金の交付対象者は、上限3,750千円 |
| | 2の(2)、(3) | 定額 |
| | 2の(4) | 1/2 (サポート体制構築事業) 定額 (農業人材確保推進事業) |
| 6 事業実施期間 | 令和5年度 | |

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

87

新規就農者育成総合対策事業

【R5当初 1,100,244千円】

事業概要

次世代を担う農業者の育成・確保を図るため、就農直後の機械・施設等の導入支援、就農に向けた研修資金や就農時の経営開始資金の交付、伴走機関等による研修向け農場の整備及び市町村等への就農相談員の設置により、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を支援する。

1 経営発展支援事業

50歳未満で令和4年度以降に独立・自営就農する認定新規就農者等、一定の要件を満たす者に対し、**機械・施設等の導入を支援する。**

- | | |
|---|--|
| ○対象者：認定新規就農者（就農時50歳未満） | ○対象経費：機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新・改植、リース料等 |
| ○支援額：補助対象事業費上限 1,000万円 （経営開始資金交付対象者は上限 500万円 ） | ○補助率：3/4 ※本人負担分については融資を受けていること ※取組計画に応じた事業採択方式 |
| ○事業実施主体：市町村 | |

2 経営開始資金

就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者で、前年の世帯所得が原則600万円以下である等、一定の要件を満たす者に対し、資金を交付する。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ○対象者：認定新規就農者（就農時50歳未満） | ○補助率：10/10 |
| ○支援額： 12.5万円/月 （150万円/年） ×最長 3年間 | ※すでに農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を受けている者は除く |
| ○事業実施主体：市町村 | |

3 就農準備資金

就農予定時50歳未満の農業研修生で、独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農を目指し、前年の世帯所得が原則600万円以下である等、一定の要件を満たす者に対し、資金を交付する。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ○対象者：研修期間中の研修生（就農予定時50歳未満） | ○補助率：10/10 |
| ○支援額： 12.5万円/月 （150万円/年） ×最長 2年間 | ※すでに農業次世代人材投資資金（準備型）の交付を受けている者は除く |
| ○事業実施主体：福島県農業振興公社、市町村 | |

4 サポート体制構築事業・農業人材確保推進事業

農業団体等の伴走機関が行う**実践的な研修農場の整備、地域における就農相談員の設置、先輩農業者等の就農支援員による新規就農者への技術指導、社会人が働きながら受講できる農業研修の実施**について支援する。

- | | |
|--|--|
| ○事業実施主体：市町村、協議会、農業団体等 ※取組計画に応じた事業採択方式 | ○補助率：1/2（サポート体制構築事業） 定額（農業人材確保推進事業） |
|--|--|

88

農業短期大学校施設統合整備事業（継続）

1 趣 旨

本県の農業教育機関である農業短期大学校の実践的農業教育・研修体制の強化を図るため、基本構想に基づきスマート農業の社会実装等に対応した研修施設・設備の整備及び学習・生活環境の改善等を目的とした統合新施設を整備する。

2 事業内容

(1) 農業短期大学校施設統合整備事業

老朽化した研修室、研修者宿泊施設、学生寮（男子寮・女子寮）を統合した新施設を整備することにより本県の実践的農業教育・研修体制の強化を図る。

(2) 農業短期大学校スマート農業加速化事業

統合新施設整備に先行して園芸施設・設備を整備し、研修体制の強化を図る。また、トラクターの安全運転講習をより効果的に実施するため、必要な設備を整備し、研修機能の強化を図る。

3 事業実施主体 県

4 予算額 1,038,464千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和3年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

89

農業短期大学校施設統合整備事業

R5当初 1,038,464千円

◎現在の課題

- ①令和4年度から「スマート農業」科目を新設。一方で、スマート農業を実践的に技術習得できる研修施設がない
- ②研修生や講師が宿泊できる施設がないため、会津、浜通り等の県内遠方や県外の方の受け入れができない
- ※令和3年度実績
県外在住の研修希望相談者31名全員が農短大での研修受講を断念。
- ③オープンキャンパスなどの参加者が、キャンパスの老朽化によるマイナスイメージから、受験を見送る一因となっている。

◎将来像

- ①クリエイティブホールとスマート農業トレーニングフィールドを一体的に活用し、幅広い知識と最新の技術を習得した農業者を育成・確保する。
- ②宿泊施設の整備により、県内遠方や県外の研修希望者の受け入れが可能となり、県内外から広く新規就農者を確保できる。
- ③学生のみならず、講師や研修生が集う魅力あるキャンパスとして、次代を担う若手農業者となり得る学生の入学に繋げる。

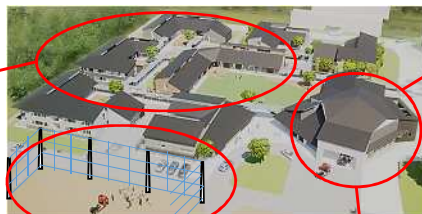
総合計画の目標
新規就農者数
R12
340名以上
の達成へ！

新施設の概要（R7.4供用開始）

◎遠方から受入が可能な宿泊施設

- 新しい学生寮による受験希望の増加
- 長期研修生の宿泊施設を整備することで県内外から広く研修への参加が可能に
- 開放的なリビングスペースを設け、研修生が集まって交流することで、より効果的な研修を実現

| | |
|-----------------------------------|--|
| 一般宿泊棟 延べ床面積 約570㎡ 22部屋34名収容 | 学生寮 延べ床面積 約2,600㎡ 男子：76名収容(個室) 女子：34名収容(個室) |
|-----------------------------------|--|



◎学びを促し、情報交換が進むコミュニティスペース

- 学生、講師、研修生が自然と集まる開放的な自習スペースを整備。学生寮からアクセスできるため、授業外でも勉強する学生が生まれる
- 学生、研修生、講師相互の情報交換から、豊かな本県農業や地域課題に取り組む農業者の理解が深まる

クリエイティブホール棟
延べ床面積 約840㎡

◎実践研修が行えるスマート農業トレーニングフィールド

- ドローンやオートトラクターなどスマート農業機械の操作・運転技術等を習得するためテストフィールド（実証ほ場）を整備し、スマート農業関連機器・機械の実践演習を実現

トレーニングフィールド
面積 約5,000㎡



◎実際の作業と一体感が伝わるクリエイティブホール

- スマート農業関連機械・機器を収納する格納庫と200人収容の大規模ホールを連結し、目の前で実際の機械・機器を体験できる座学を実現



全国に先駆けて、農業短期大学校内にスマート農業の実践技術を習得できる先進的な施設を整備

ふくしま有機農業ひとつくり強化事業（継続）

1 趣 旨

本県は全国トップクラスの有機農業の取組県であったが、原発事故の影響により、有機農産物の生産量は激減しており、有機農業の先進県「ふくしま」の復活には、本県有機農業の中核を担う人材の育成・確保が必要である。このため、有機農業に特化した就農支援体制等を整備する。

2 事業内容

(1) チャレンジふくしま有機農業推進事業

本県有機農業の新たな担い手確保のため、有機農業による就農希望者の受入れ体制及び就農支援を強化する。

ア 有機農業による就農希望者の受入れ体制づくり及び有機農業希望者に対する就農支援活動を支援する。

イ 就農希望者等を対象とした有機農業の研修会等を開催する。

(2) チャレンジふくしま有機農業就農研修支援事業

有機農業による就農を促進するため、就農希望者を対象とした有機農業の実践的な研修の受入先を支援する。

3 事業実施主体

2の(1) ア 有機農業者が構成する組織、市町村、団体等 イ 県 2の(2) 有機農業者が構成する組織、市町村、団体等

4 予算額 25,837千円

5 補助率 2の(1) ア 2/3以内(上限額1,000千円) イ -
2の(2) 2/3以内(上限額2,000千円)

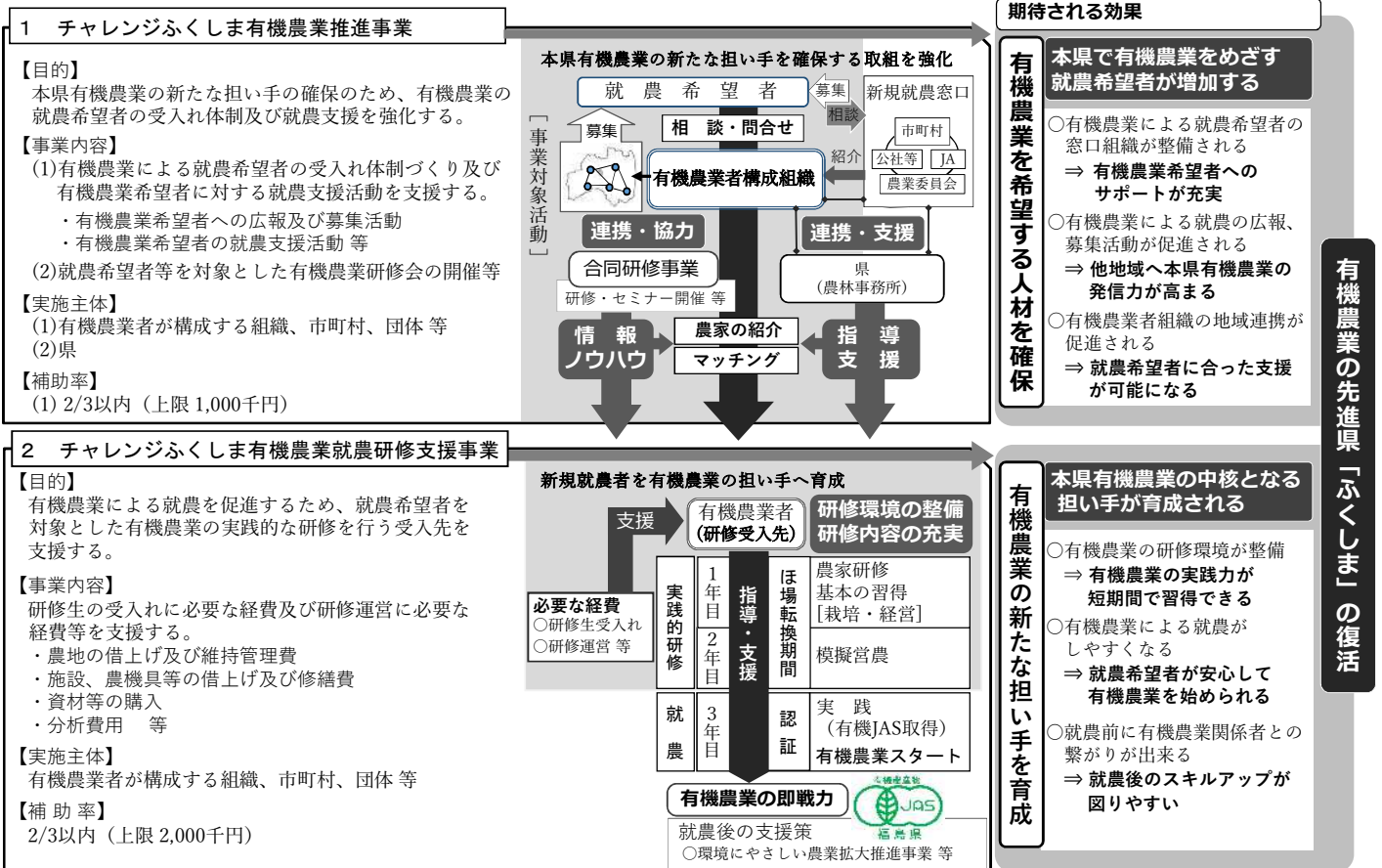
6 事業実施期間 令和3年度～令和5年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

91

ふくしま有機農業ひとつくり強化支援事業

環境保全農業課



家畜疾病経営維持資金利子等補給事業（継続）

1 趣 旨

鳥インフルエンザの発生により影響を受けた養鶏農家等が、家畜の購入や飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持のため家畜疾病経営維持資金を利用する際、国による利子補給とは別に県が利子補給の上乗せを行うとともに、債務保証料を県が負担することにより、実質無利子、無保証料による資金の円滑な融通を図る。

2 事業内容

(1) 利子補給事業：農協等融資機関に対して利子補給を行う。

| 区分 | 融資枠 | 貸付対象先 | 貸付利率 | 貸付限度額 | 償還期限（うち据置） |
|--------|---------------|------------------|-----------|------------------------|------------|
| 経営再開資金 | 15億 2千1百万円 | 発生農家 | 金融情勢により変動 | (個人) 2千万円 (法人) 8千万円 | 7年以内（3年以内） |
| 経営継続資金 | | 移動制限・搬出制限区域内(※1) | (農家負担は無し) | 100羽あたり 52,000円 | |
| 経営維持資金 | | 移動制限・搬出制限区域外 | | | |

※1 区域外の畜産経営者であって、区域内の農家等との取引・輸出が停止された者を含む。

(2) 保証料補助事業：福島県農業信用基金協会に対して保証料を補助する。

・補助対象：借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料

3 事業実施主体

(1) 利子補給事業：農業協同組合等融資機関

(2) 保証料補助事業：福島県農業信用基金協会

93

4 予 算 額 54,666千円

| | | |
|-------|-------|----------|
| 令和5年度 | 当初 | 54,666千円 |
| 令和4年度 | 12月補正 | 19,502千円 |

5 補助率（利子補給率等）

(1) 利子補給率 借受者が負担する貸付利率

(2) 保証料補助 借受者が支払う保証料の10/10

6 事業実施期間 令和4年度～令和5年度

【担当課：農業支援総室農業経済課 024-521-7349】

94

家畜疾病経営維持資金利子等補給事業

《趣旨》

鳥インフルエンザの発生により影響を受けた養鶏農家等が、家畜の購入や飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持のため家畜疾病経営維持資金を利用する際、国による利子補給とは別に県が利子補給の上乗せを行うとともに、債務保証料を県が負担することにより、実質無利子、無保証料による資金の円滑な融通を図る。

【事業内容】

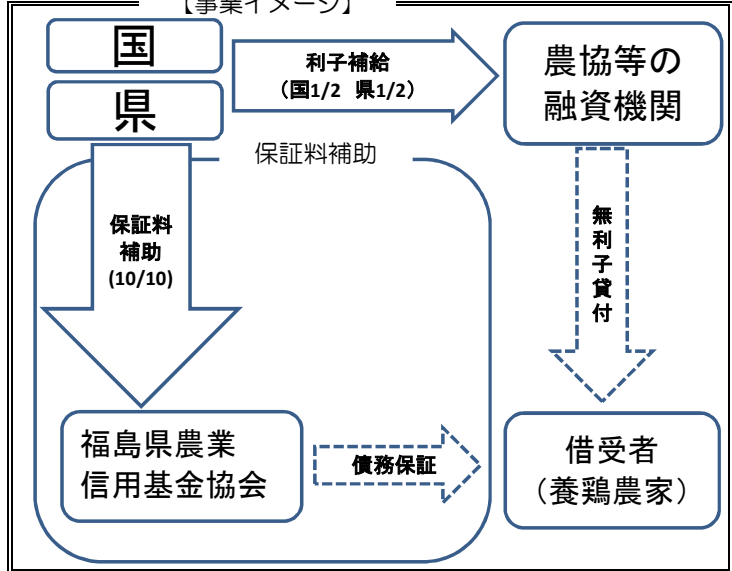
(1) 利子補給事業

- ① 貸付対象先
 - 経営再開資金 発生農家
 - 経営継続資金 移動制限・搬出制限区域内
※ 区域外の畜産経営者であって、区域内の農家等との取引・輸出が停止された者を含む。
 - 経営維持資金 移動制限・搬出制限区域外
- ② 貸付限度額
 - 経営再開資金 個人 2千万円、法人 8千万円
 - 経営継続資金 } 100羽当たり 52,000円
 - 経営維持資金 }
- ③ 償還期限
7年以内(据置期間3年以内)
- ④ 利子補給
借受者が負担する貸付利率
- ⑤ 取扱融資機関
農協、知事が指定する融資機関

(2) 保証料補助事業

- ① 補助対象
借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料
- ② 補助率
借受者が支払う保証料の10/10

【事業イメージ】



95

ふくしまの園芸人育成・魅力発信事業（継続）

1 趣 旨

農業者の作業や経営、園芸産地の現状や魅力を紹介する動画を作成し、発信することで、県内産地の魅力と安全性を消費者等に伝えるとともに、新たな農業者の確保に結びつける。

2 事業内容

本県の主要品目（もも、あんぼ柿、きゅうり等）を栽培管理している農業者の作業や経営、産地の魅力等を紹介する「動画」を作成し、当該動画を県ホームページや相談会等で発信することで、農作業（畑づくり、芽かき、せん定、収穫等）をイメージしてもらい、県内産地の魅力と県産農産物の安全性を消費者に伝える。

3 事業実施主体 県


4 予算額 11,585千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和3年度～令和5年度

【担当課：農林水産部園芸課 024-521-7355】

96

| 現状と課題 | 事業概要 | 作成した動画の活用 |
|--|---|--|
| <p><現状></p> <p>風評払拭の取組を行ってきたが、他県産の園芸品目との価格差が依然として開いている</p> <p>農業をする魅力が十分に伝えられておらず、経営を引き継ぐ者を確保しにくい状況が続いている</p> <p>原子力災害の大きな市町村では、全国と比較しても農業の担い手不足が進行している</p> <p><課題></p> <p>原子力災害の風評払拭には、より福島県の食の安全性を訴えるとともに県内外への園芸品目の安定供給が不可欠であり、そのためにも生産を担う担い手が、風評を理由に福島県内での営農断念することがないようすることが喫緊の課題</p> | <p>地域を代表する農業者などの協力を得て、管理作業※や経営、産地の魅力を紹介する「動画」の作成と情報発信</p> <p>■魅力発信動画の作成</p> <p>○撮影品目（福島ならではの品目） もも、日本なし、あんぼ柿、ぶどう、きゅうり、トマト、アスパラガス、りんどう、トルコギキョウ、宿根かすみそう</p> <p>○年3～4品目程度を年間作品として完成</p> <p>○1品目あたり3分程度の3～5チャプターで構成</p> <p>■情報の配信（WEBサイトや情報素材として提供）</p> <p>放射線の影響等なく農業に従事できる環境であることなどを実際の農作業の動画を通じて、本県での就農に関心のある者、県産品に不安を感じている消費者等に向けて発信</p> <p>■パンフレットの作成</p> <p>産地の魅力を発信するパンフレットを作成し、WEBへの掲載やイベントでの配布</p> <p>■PRイベントの開催</p> <p>動画、パンフレットを活用した産地の魅力を発信するイベントを開催</p>  <p>※管理作業とは 畑づくり、植え付け、せん定、ハウス管理、収穫・調製作業など各作物の栽培ポイント</p> | <p>作成した動画の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県ホームページ ○福島県公式YouTube動画サイト ○県主催のPRイベント ○市町村や公社等の関係機関・団体等が主催する就農フェア等 <p>事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者に県内の園芸産地の魅力を知ってもらう 県外に元気な福島の今と未来を発信し知ってもらう 県内生産者に風評に対する不安を解消してもらう 就農希望者に農作業を具体的にイメージしてもらい福島県を就農先として選んでもらう 市町村が発信している情報も含め、消費者が知りたい情報を伝える |

97

福島県次世代漁業人材育成確保支援事業（継続）

1 趣 旨

本格的な操業に向けて震災からの復興に取り組む本県漁業においては、将来の漁業担い手を確保・育成することが不可欠であるため、必要な支援を行う民間団体等に対し補助を行う。

2 事業内容

(1) 次世代漁業人材確保支援事業

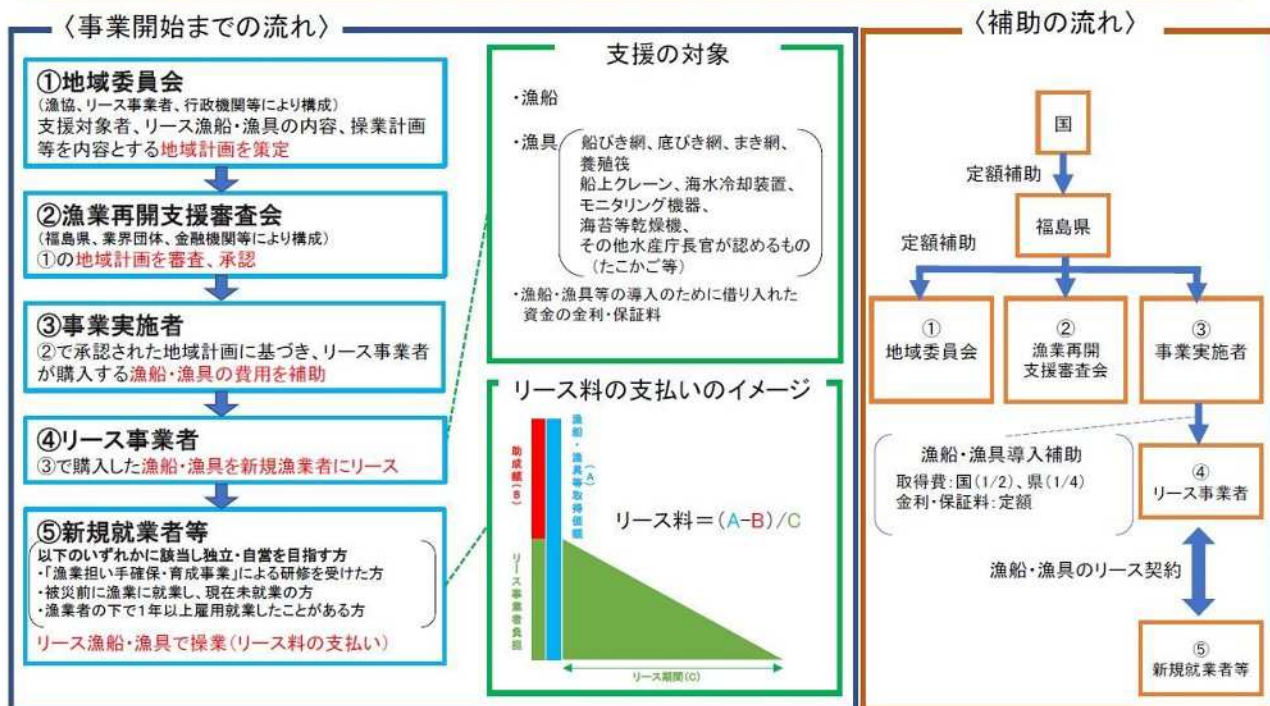
本格的な操業に向けて震災からの復興に取り組む本県漁業において、将来の漁業担い手の確保・育成に必要となる、新規就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入支援を行う民間団体等に対し、補助を行う。

- | | |
|----------|-------------|
| 3 事業実施主体 | 民間団体等 |
| 4 予算額 | 318,146千円 |
| 5 補助率 | 定額、3/4以内 |
| 6 事業実施期間 | 令和4年度～令和7年度 |

【担当課：水産課 024-521-7378】

福島県次世代漁業人材育成確保支援事業

本格操業に向け震災からの復興に取り組む福島県で、新規就業者などの就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援



99

林業アカデミーふくしま運営事業（新規）

1 趣 旨

本県の森林再生や林業・木材産業の成長産業化の実現に必要な林業人材を育成するため、林業アカデミーふくしまにおける研修を実施する。

2 事業内容

- (1) 研修運営費
林業アカデミーふくしまにおいて就業前長期研修及び短期研修を実施する。
- (2) 林業研修拠点整備運営事業
林業アカデミーふくしま研修施設の管理運営を行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額

- (1) 86,960千円
- (2) 14,158千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和5年度～令和9年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7426】

林業アカデミーふくしまの概要

背景

- ・ 森林の再生、林業・木材産業の成長産業化の実現
- ・ 森林経営管理制度への対応
- ・ 新規林業就業者の減少、高い労働災害発生率

人材の確保・育成が喫緊の課題 → **林業研修拠点を運営
(林業アカデミーふくしま)**

アカデミー概要

| | 就業前長期研修 【令和4年度開講】 | 短期研修（テーマ別講座） 【令和3年度先行開講】 | |
|----|--|---|---|
| 対象 | 林業就業希望者 | 市町村職員、林業従事者 |  |
| 期間 | 1年間（1,268時間） | 講座ごと設定（計15講座） | |
| 定員 | 15名程度 | 〃 |  |
| 内容 | 知識の習得（2割） 技術の習得（3割） 資格の取得（2割） インターンシップ等（3割） | 実務に必要な知識習得 森林経営管理に資する知識 高度な技術の習得 等 | |

研修施設

- 令和4年9月供用開始
- 研修棟・実習棟、機械実習スペース
- 訓練機器及び最新ICT機器を配備

運営体制

- 県（林業研究センター）が運営
- 外部からの支援体制を構築（林業アカデミーふくしま運営会議、サポートチーム）


ハーベスタシミュレーター


研修施設


運営会議

育成する人材像

- ① 実践力を有し、安全に現場作業を行える『人材』
- ② 地域の森林経営管理を担う『人材』

福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業（継続）

1 趣 旨

被災地域農林業の復興と更なる営農再開を加速させるため、深刻な担い手及び労働力不足を解消し、大規模な農業経営の実現が可能となる先端技術の実証研究を行う。また、最先端の作業ロボットや管理システムを組み合わせた技術の確立を図る。

2 事業内容

- (1) 先端技術活用による農業再生実証事業
 - ア 広域エリアを対象とした大規模水田営農における生産基盤技術の確立
大規模水田営農における乾田直播水稻・大豆・飼料用トウモロコシの輪作体系作業及び省力的管理技術等について実証研究を行う。
 - イ 先端技術を活用した施設野菜・畑作物の省力高収益栽培・出荷管理技術の確立
露地野菜の超省力栽培技術、小麦と野菜の輪作体系、ロボット活用による生産管理技術について実証研究を行う。
- (2) 農林業イノベーションロボット開発事業
 - ア 農業用水利施設管理省力化技術の開発
農業用水路の土砂揚げ作業について自動化するための機械開発と実証を行う。
 - イ 「見える化」技術を活用した土壌肥沃度のバラツキ改善技術の開発
農地土壌における肥沃度のバラツキを改善するため高機能堆肥と可変散布機の開発と実証を行う。
 - ウ ICT技術・放牧を活用した肉用繁殖雌牛管理技術の効率化システムの開発
放牧牛の放射性物質取り込みを制御するため、牛の行動や摂食を監視・制御するシステムを開発する。

- 3 事業実施主体 県
- 4 予算額 47,883千円
- 5 補助率 ー
- 6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業(R3～R7)

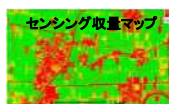
被災地域農林業の復興と更なる営農再開を加速させるため、深刻な担い手及び労働力不足を解消し、大規模な農業経営の実現が可能となる先端技術の実証研究を行う。また、最先端の作業ロボットや管理システムを組み合わせた技術の確立を図る。

現地実証研究

農業総合センターが中心となって、生産者、国立研究開発法人、大学等と連携して技術体系の現地実証に取り組む。

広域エリアを対象とした大規模水田営農における生産基盤技術の確立

- 大規模水田営農における水稲・大豆・トウモロコシの省力的栽培技術の開発・実証
- 広域エリアにおける水田輪作栽培管理技術の開発・実証
- 水田輪作技術におけるデータ活用手法の開発と実証



先端技術を活用した施設野菜・畑作物の省力高収益栽培・出荷管理技術の確立

- 露地野菜栽培における難防除雑草優占化機構の解明と難防除雑草対策技術の確立
- 加工適性の高い小麦の導入による省力高収益生産技術の開発・実証
- 施設果菜類の雇用労力とロボットを作業主体とした大規模経営技術の開発・実証



ロボット開発

農業総合センターが中心となって、民間企業、大学等と連携してロボット開発に取り組む。

稲作の大規模化・省力化に向けた農業用水利施設管理省力化ロボットの開発

- 水路管理の課題の抽出
- 水路管理者の意見集約
- 水路の土砂上げロボットの開発
- 現地での実証と性能評価



「見える化」技術を活用した土壌肥沃度のパラツキ改善技術の開発

- 可変散布ライムソアの開発
- 見える化マップと可変散布機との互換性評価
- 土壌肥沃度のパラツキ解消のための高機能堆肥の改良
- 見える化技術を活用した土壌肥沃度のパラツキ改善技術の実証



ICT技術・放牧を活用した肉用繁殖雌牛管理技術の効率化システムの開発

- 牛の移動により放牧地の放射性物質の分布を把握するシステムの開発
- システムと行動制御を組み合わせ、放射性物質濃度の高い場所での摂食制限の実証



103

福島イノベ構想に基づく林業先端技術展開事業（継続）

1 趣 旨

福島県の森林林業を再生するため、浜通り地方の林業復興が不可欠であるが、当該地方の森林は広大で、かつ比較的線量の高い区域が含まれることから、人力による調査には限界があるため、先端技術を活用した森林資源情報等を効果的に把握するシステムを開発する。

2 事業内容

- (1) ドローンによる森林の3D・放射線量データの取得システム及び3D・線量データ処理プログラムの開発
3Dモデルに基づく飛行ルートを用い、放射線量測定機器を搭載したドローンが最適な飛行方法で自動航行し、森林上空から放射線モニタリングを行う仕組みを開発する。また、森林資源情報の解析結果や、詳細な空間線量マップ、地形の詳細データ、高精度オルソ画像（真上から見た傾きのない画像）等を統合した、森林資源利用システムを構築する。
- (2) 深層学習による樹種判別システム及び3D・放射線データ処理プログラムの開発
ドローンで取得したデータを深層学習により樹種を判別するシステムを開発する。また、3D・放射線量等の大量データと併せて線量別、樹種別の材積量算出プログラムを開発する。
- (3) システムの実証・改良・マニュアルの作成
現地踏査・実証試験及び市町村・林業事業者等へのヒアリングを実施し、操作性が容易なシステムの改良及び操作マニュアルの作成を行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額 1,669千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和3年度～令和5年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7426】

■ 目的

福島県内の産学官が連携し、ドローンおよび深層学習(*)を用いた森林資源情報等を効果的に把握するシステムを開発する。

※深層学習：人間の脳神経回路をモデルにした多層構造アルゴリズムを用い、特徴量の設定や組み合わせをAI（人工知能）が考えて決定する方法

■ 背景・課題

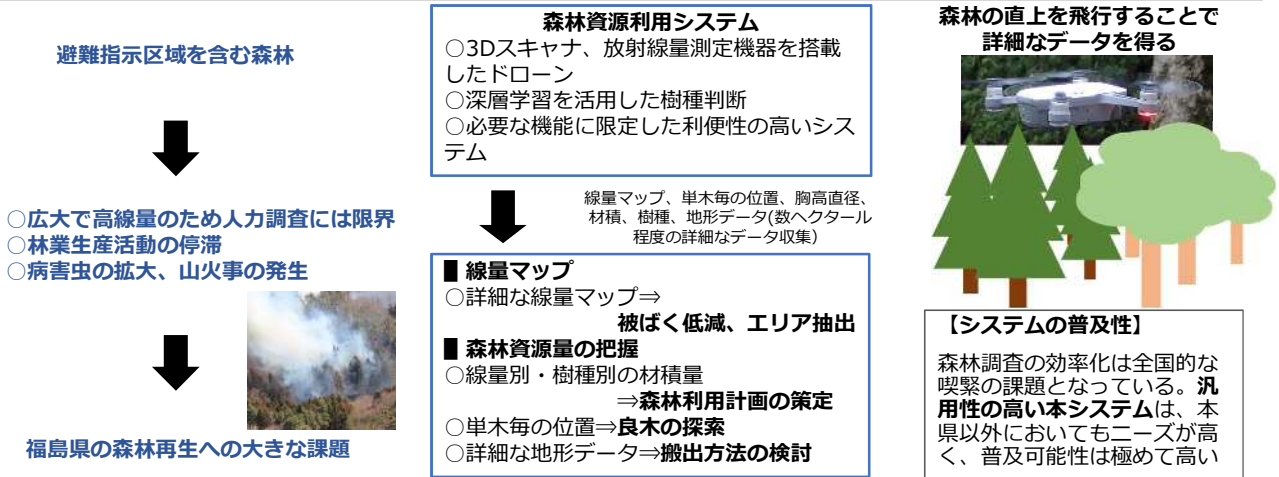
○避難指示区域がある浜通り地方（厳密には相双地方）では、林業生産活動が停滞し、森林病虫害の被害が拡大するほか、山火事が発生するなど厳しい状況が続いている。

○福島県の森林を再生していくためには、浜通り地方の林業復興が不可欠であり、その実現に向けては、林内作業員の被ばく低減につながり、利用可能な森林を明示する詳細な線量マップ、材積や樹種等を自動で判別し、有効な施業提案を可能とする森林資源量の把握が必要。

○浜通り地方の森林は広大で、かつ比較的線量の高い区域が含まれることから、人力による調査には限界があり、地域や産業界からは先端技術を活用した新たな技術開発が求められている。

■ 参画機関

福島県林業研究センター（郡山市）、日本大学工学部（郡山市）、（株）大和田測量（広野町）



福島イノベーション構想に基づく水産業先端技術展開事業（継続）

1 趣 旨

本県水産業を復興させるため、デジタル技術やバイオテレメトリー技術を用いた実証研究を行い、漁業生産力の強化、漁業経営の効率化、持続可能な漁業を実現し、新たな水産業を展開する。

2 事業内容

- 多様な漁業種類に対応した操業情報収集・配信システムの開発
漁獲データ、水揚げ魚種の品質データ及び環境データを集約したデジタル操業日誌、操業支援システムを構築し、漁業者へ情報提供する技術を実証する。
- ICTインフラを用いた効果的な種苗放流による資源の安定化
魚体装着型移動生態観測装置を用いて、種苗放流対象魚種の行動及び当該海域の海洋環境情報を収集し、効果的な種苗放流技術を実証する。
- 社会実装拠点運営
実証研究により既に実用化された技術体系を、被災地等の社会実装拠点へ導入する。

3 事業実施主体 県


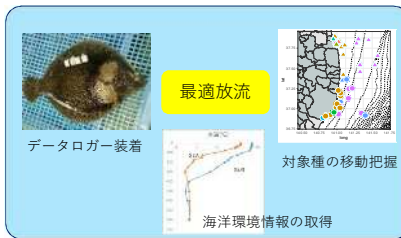
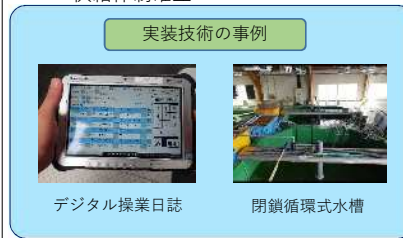
4 予算額 76,263千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：水産課 024-521-7378】

福島イノベ構想に基づく水産業先端技術展開事業

| | | |
|--|--|--|
| <p>【現状】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 原発事故により全ての沿岸漁業が操業自粛に追い込まれ、現在は規模を縮小した操業は行われているものの、本来の漁業は再開されていない。 2) 漁業再開後も原発事故による風評被害が継続することが想定され、福島県漁業が産業として成立するためには、より効率的な漁業生産を可能とする必要がある。 3) 水揚げ量を増加させつつ、これまで増加した資源を持続的かつ有効的な利用が重要であり、また、資源管理を行う魚種数の拡大が求められる。 | <p>【研究期間】 令和3年～令和7年</p> | |
| <p>【目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 福島県全域の漁場環境、操業、漁業資源等に関する情報を網羅したシステムを構築し、効率的な漁業生産、資源管理を実現する。 2) 種苗放流対象魚種の移動を把握するための技術開発、生息環境における海洋環境情報を収集し、最適放流手法を確立する。 | | |
| <p>1. 多様な漁業種類に対応した情報収集・配信システムの開発</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 海面漁業における情報収集・配信システムの実証 2) 内水面漁業における情報収集・配信システムの実証 3) 多様な漁業種類におけるリアルタイムデータの配信と活用方法の検討 ⇒漁獲情報の収集、配信 ⇒自船データの確認  | <p>2. ICTインフラを用いた効果的な種苗放流による資源の安定化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) バイオテレメトリーによる移動生態把握技術の実証 2) 種苗放流効果の把握に係る技術実証 3) 河口域における放射性物質の分布状況 ⇒放流効果評価手法開発 ⇒生息場所の環境を把握  | <p>3. 社会実装拠点運営</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 操業の効率化・資源管理・流通の体系化技術の社会実装 2) 内水面漁業の復活に向けた種苗生産、供給技術の社会実装 ⇒漁船数、海域の拡大による操業支援データの拡充 ⇒優良形質を持つアユ種苗の安定生産、供給体制確立 <p>実装技術の事例</p>  |

107

福島県産農産物競争力強化事業（研究）（継続）

1 趣 旨

震災・原発事故による風評等の影響で失った県産農林水産物の販売棚を回復させるため、市場ニーズに対応した魅力ある県オリジナル品種や高品質な農産物の生産技術、県産農産物の旨みや機能性が見える化などの技術開発を行う。

2 事業内容

- (1) 競争力強化に向けた福島県オリジナル品種開発導入事業
水稲、野菜、花き、果樹において、福島県オリジナルの新品種を開発する。
- (2) 旨み成分及び官能評価活用の和牛総合指数評価技術開発事業
福島県産和牛の枝肉形質、客観的肉質評価及び旨み成分等について総合的な評価を可能とするための評価技術を開発する。
- (3) オリジナル酒造好適米定着促進事業
福島県オリジナル酒造好適米「福乃香」及び有望系統の品質向上に向けた生産技術確立のための研究を実施する。
- (4) 「ふくしまの宝」を活用したブランド力強化に向けた農産物の流通・加工技術の開発事業
福島県の農産物について、機能性成分の探索と見える化を図るとともに加工に関する新技術を開発する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 110,908千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

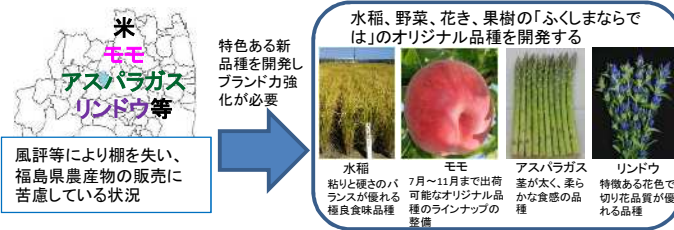
福島県産農産物競争力強化事業（研究）（R3～R7）

風評等により失っている福島県農産物の販売棚を取り戻すため、福島県産オリジナル品種の販売促進に必要な生産・加工技術の開発等に向けた取組を支援することで、ブランド力の向上を促進し、福島県農産物の価格及び販売棚の回復を図る。（令和7年度までに技術開発実施。）

福島県の試験研究機関等において以下の技術開発を行う。

1. 競争力強化に向けた福島県オリジナル品種開発導入

○ 風評払拭のため、国内外の競争に打ち勝つ特色ある福島県オリジナルの新品種を開発し、避難地域等における新たな産地を創造し、強固なブランドを確立する。



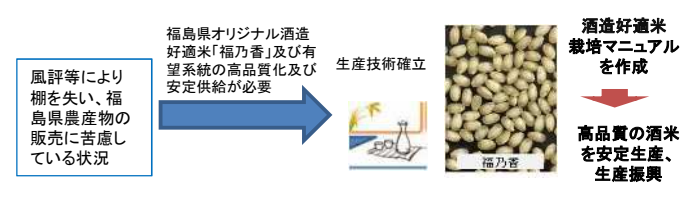
2. 旨み成分及び官能評価活用の和牛総合指数評価技術開発

○ サシの細かさや和牛特有の香り成分等のおいしさを見る化し、ゲノム情報と合わせて福島牛の総合評価技術を確認し、次世代に向けたゲノム選抜種雄牛の造成につなげる。



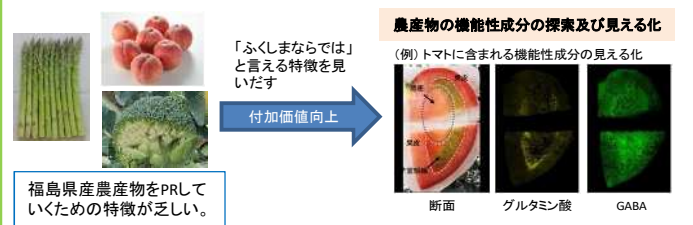
3. オリジナル酒造好適米定着促進

○ 県オリジナル酒造好適米「福乃香」及び有望系統の品質向上に向けた生産技術確立のための栽培試験を実施し、酒造適性に優れた米の栽培マニュアルをとりまとめ、高品質な県オリジナル酒造好適米の安定供給、生産振興を図る。



4. 「ふくしまの宝」を活用したブランド力強化に向けた農産物の流通・加工技術の開発

○ 福島県産の農産物（野菜、果樹）について機能性成分を調査し、福島県ならではの付加価値のある加工品開発につなげる。



109

農地利用集積対策事業（継続）

1 趣 旨

担い手への農地集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構が行う取組に必要な経費を支援するとともに、農地中間管理事業を活用して農地集積に取り組んだ地域や個人に対して協力金を交付する。

2 事業内容

(1) 農地中間管理機構事業

機構が農地を借り入れ、担い手へまとまりのある形で貸し付ける取組に必要な経費等を助成する。

(2) 遊休農地解消緊急対策事業

機構が遊休農地を借り受け、簡易な整備を行った上で担い手に農地集積・集約化する取組に必要な経費を助成する。

(3) 機構集積協力金交付事業

| | |
|---------|---|
| 地域集積協力金 | 地域内の農地を機構に貸し付け、又は貸付と一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手へ農地を集積・集約した地域に交付する。 |
| 集約化奨励金 | 機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化を図る場合に交付する。 |
| 経営転換協力金 | 機構に対し農地を貸し付け、経営転換又はリタイアする者等へ交付する。 |

3 事業実施主体

2の(1)、(2) (公財) 福島県農業振興公社、2の(3) 市町村

4 予算額

951,047千円

5 補助率

2の(1)、(2) 定額、2の(2) 定額

6 事業実施期間

平成26年度～令和5年度

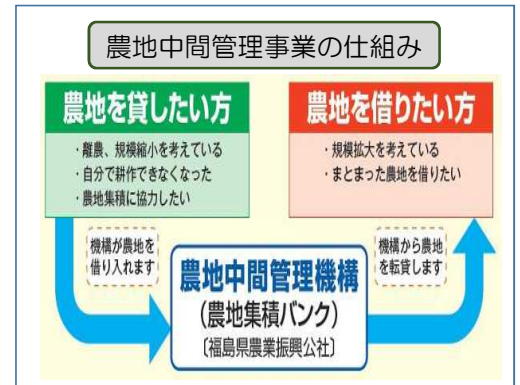
【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

農地利用集積対策事業

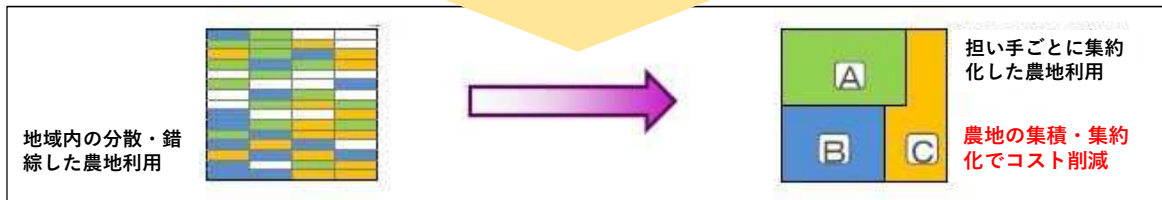
- 農業の生産性を高め、競争力を強化していくため、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していくことが必要
- 本事業により、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化を支援し、競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現

事業内容

- ① 農地中間管理機構事業
(農地中間管理機構への支援)
機構が農地集積等に取り組むために必要な経費を助成
- ② 遊休農地解消緊急対策事業
(農地中間管理機構への支援)
遊休農地を解消し担い手に集約する取組に必要な経費を助成
- ③ 機構集積協力金交付事業
(地域・農業者への支援)
機構に対し農地を貸し付けた地域等に対して協力金を交付



目標（令和5年度）
担い手への農地集積 7.5%



111

経営体育成基盤整備事業 他（継続）

1 趣 旨

農業の競争力強化を図るため、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化などの政策課題に応じた農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を、農地中間管理機構とともに連携し実施する。

2 事業内容

- (1) 経営体育成基盤整備事業
大型農業機械による省力化、作業効率の改善や生産性の向上を図るため、大区画化・汎用化と合わせ、農道や水路を一体的に整備する。
- (2) 農地中間管理機構関連農地整備事業
農地中間管理機構が借り入れている農地について、大型農業機械による省力化、作業効率の改善や生産性の向上を図るため、大区画化・汎用化と合わせ、農道や水路を一体的に整備する。
- (3) 経営体育成促進事業
 - ア 調査・調整事業
土地改良区等が行う土地利用調整活動（関係農家の意向調査や営農指導に関する活動等）に要する経費を交付する。
 - イ 指導事業
県が行う普及啓発や土地利用調整指導業務などの指導助言等に要する経費。
 - ウ 促進事業
整備された農地を、経営体への集積を促進するため、集積要件達成に応じて促進費を交付し、事業負担の軽減を図る。
- (4) 農村環境整備事業実施計画
整備の基本方針、整備内容、事業費算定、効果算定等の事業計画を進める。

3 事業実施主体 県
((3) ア、(3) ウは市町村)

4 予算額 2,515,805千円

5 補助率
(1) 国50～55%：県27.5%
(2) 国62.5%：県27.5%
(3)
ア 国50～55%：県10～10.5%
イ 国50～55%：県45～50%
ウ 国50～55%：県22.5～45%
(4) 国50%～定額：県0～50%

6 事業実施期間 平成23年度～令和9年度

【(4) 担当課：農村整備総室農村計画課 024-521-7403】
【(1)～(3) 担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7407】

経営体育成基盤整備事業 他（継続）

【国事業名：農業競争力強化農地整備事業等】
令和5年度当初予算 2,515,805千円

I 事業内容

農業の競争力強化を図るため、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化などの政策課題に応じた農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を、農地中間管理機構とともに連携し実施する。
【浮金第二地区（小野町） 他52地区】

II 令和5年度の実施内容

経営体育成基盤整備事業

大型農業機械による省力化、作業効率の改善や生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化と合わせ、農道や水路を一体的に整備する。

農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地について、大型農業機械による省力化、作業効率の改善や生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化と合わせ、農道や水路を一体的に整備する。

経営体育成促進事業

- 調査・調整事業** . . . 土地改良区等が行う土地利用調整活動（関係農家の意向調査や営農指導に関する活動等）に要する経費を交付する。
- 指導事業** . . . 県が行う普及啓発や土地利用調整指導業務などの指導助言等に要する経費。
- 促進事業** . . . 整備された農地を、経営体への集積を促進するため、集積要件達成に応じて促進費を交付し、事業負担の軽減を図る。

農村環境整備事業実施計画

整備の基本方針、整備内容、事業費算定、効果算定等の事業計画を進める。

III 事業のイメージ



前田沢地区（郡山市）

かんがい排水事業 他（継続）

1 趣 旨

農業用施設の適切な維持管理及び長寿命化対策を行い、農業用施設の安定的な機能の確保と、災害の未然防止を図る。

2 事業内容

- (1) かんがい排水事業（一般）
農業用排水施設の整備を実施する。
- (2) 防災ダム事業
ダム機能を適正に発揮するための整備を実施する。
- (3) 湛水防除事業
排水機場を整備して湛水被害を未然に防止する。
- (4) 農業用河川工作物応急対策事業
農業用河川工作物の整備・補強または撤去。
- (5) 特定農業用管水路特別対策事業
石綿管水路の撤去及び更新を行う。
- (6) 県管理施設維持管理事業
地すべり防止施設の適正な維持管理を行う。
- (7) 海岸保全施設整備事業
浸食のおそれ大きい農地海岸の整備を行う。
- (8) 県単基幹水利施設ストックマネジメント事業
老朽化した農業用水利施設の長寿命化を図る。
- (9) 基幹水利施設ストックマネジメント事業
老朽化した農業用水利施設の長寿命化を図る。

115

- (10) 県営農業農村施設維持管理事業
頭首工、排水ポンプ等の改修・修繕を行う。
- (11) 団体営農業農村施設維持管理事業
農業集落排水施設の補修及び維持管理適正化計画の策定等を行う。
- (12) 県営水利施設長寿命化対策事業
ダム、幹線用排水路、防潮樋門等の改修・修繕を行う。
- (13) 基幹水利施設管理事業（県営）
県管理ダムの適正な管理を行う。
- (14) 基幹水利施設管理事業（団体営）
ダム、頭首工等の適正な管理に対して支援する。
- (15) 国営造成水利施設管理強化事業
土地改良区が管理する国営造成施設の適正な管理に対して支援する。
- (16) 土地改良施設維持管理適正化事業
土地改良施設の補修を行うための資金造成及び緊急的な施設を有する団体への補助を行う。
- (17) 国営造成施設維持管理適正化事業
国営造成施設及び付帯施設の長寿命化を図る。
- (18) 土地改良区体制強化事業（施設管理強化対策）
土地改良施設の点検・整備・操作等の管理に関する専門的な診断を行う。
- (19) 営農再開支援水利施設等保全事業
営農再開を支援するため、農業用排水施設の保全管理及び補修を行う。

3 事業実施主体 県

((11) (14) (15) (17) は市町村、(16) (18) は団体等)

4 予 算 額 3, 8 8 3, 3 0 7千円

116

5 補助率

- (1) 国50%：県25%
- (2) 国55%：県39%
- (3) 国55%：県37%
- (4) 国55%：県37%
- (5) 国50%：県35%
- (6) -
- (7) 国50%：県50%
- (8) 国50%：県25～29%
- (9) 国50%：県25～29%
- (10) 国50～55%：30～31%
- (11) 国50%～定額：県14%
- (12) 国50%：県31%
- (13) 国1/3：県9/10
- (14) 国1/3～3/10：県30%
- (15) 国50%：県25%
- (16) 国30～50%：県20～30%、国50%
- (17) 国50～55%：県14～27.5%
- (18) 国50%：県50%
- (19) 定額

6 事業実施期間 平成26年度～令和13年度

【(1)～(12) 担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7414】
 【(13)～(19) 担当課：農村整備総室農地管理課 024-521-7409】

かんがい排水事業 他（継続）

【国事業名：水利施設等保全高度化事業、農村地域防災減災事業等】
令和5年度当初予算 3,883,307千円

I 事業内容

農業用施設の適切な維持管理及び長寿命化対策を行い、農業用施設の安定的な機能の確保と、災害の未然防止を図る。
 【新安積（三期）地区（郡山市・須賀川市） 他 75地区】

II 令和5年度の実施内容

| | |
|-----------------------|---|
| かんがい排水事業（一般） | 農業用排水施設の整備を実施する。 |
| 防災ダム事業 | ダム機能を適正に発揮するために整備を実施する。 |
| 湛水防除事業 | 排水機場を整備して湛水被害を未然に防止する。 |
| 農業用河川工作物応急対策事業 | 農業用河川工作物の整備・補強または撤去。 |
| 特定農業用管水路特別対策事業 | 石綿管水路の撤去及び更新を行う。 |
| 県管理施設維持管理事業 | 地すべり防止施設の適正な維持管理を行う。 |
| 海岸保全施設整備事業 | 浸食のおそれ大きい農地海岸の整備を行う。 |
| 県単基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 老朽化した農業用水利施設の長寿命化を図る。 |
| 基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 老朽化した農業用水利施設の長寿命化を図る。 |
| 県営農業農村施設維持管理事業 | 頭首工、排水ポンプ等の改修・修繕を行う。 |
| 団体営農業農村施設維持管理事業 | 農業集落排水施設の補修及び維持管理適正化計画の策定等を行う。 |
| 県営水利施設長寿命化対策事業 | ダム、幹線用排水路、防潮樋門等の改修・修繕を行う。 |
| 基幹水利施設管理事業（県営） | 県管理ダムの適正な管理を行う。 |
| 基幹水利施設管理事業（団体営） | ダム、頭首工等の適正な管理に対して支援する。 |
| 国営造成水利施設管理強化事業 | 土地改良区が管理する国営造成施設の適正な管理に対して支援する。 |
| 土地改良施設維持管理適正化事業 | 土地改良施設の補修を行うための資金造成及び緊急的な施設を有する団体への補助を行う。 |
| 国営造成施設維持管理適正化事業 | 国営造成施設及び付帯施設の長寿命化を図る。 |
| 土地改良区体制強化事業（施設管理強化対策） | 土地改良施設の点検・整備・操作等の管理に関する専門的な診断を行う。 |
| 営農再開支援水利施設等保全事業 | 営農再開を支援するため、農業用排水施設の保全管理及び補修を行う。 |

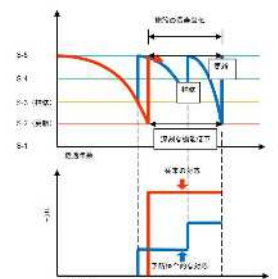
III 事業のイメージ



県単基幹水利施設ストックマネジメント事業



新安積地区（須賀川市）



ライフサイクルコスト低減のイメージ

森林情報活用路網整備推進事業（継続）

1 趣 旨

森林の適切な管理に向けた計画的な間伐等森林整備の着実な実施や素材生産の一層の効率化に資する林内路網の整備を促進するため、航空レーザ計測により地形情報と森林情報を広範囲に取得し、市町村の路網整備計画の策定を支援する。

2 事業内容

航空機から地上にレーザを照射し、その反射波により高精度の地形情報及び森林情報を取得し、市町村ごとの林業専用道全体計画の策定を実施する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 79,538千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成30年度～令和5年度

【担当課：森林林業総室森林整備課 024-521-7430】

119

森林情報活用路網整備推進事業の概要

適切な森林整備や効率的な木材生産の基盤となる林内路網の整備を促進するため、航空レーザ計測により高精度の地形情報及び森林資源情報を広域的に取得し、整備すべき森林の抽出や既設路網の現状を詳細に把握し、市町村ごとの林業専用道整備計画の策定を支援します。

事業イメージ

①航空レーザ計測実施



②計測結果の活用



③林業専用道市町村全体計画の策定



事業の内容

- 地形情報及び森林情報の取得
 - ・航空レーザによる森林地域の広域的な計測
 - ・詳細な森林資源情報（樹種、樹高、本数など）の解析
 - ・詳細な地形情報の把握
- 林業専用道の市町村全体計画の策定
 - ・路網整備が遅れている区域の抽出
 - ・急傾斜地など作設困難地の判定
 - ・林業専用道の概略設計の検討

林業専用道整備による効率的な森林整備の促進と森林資源利用の活性化



120

福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業（新規）

1 趣 旨

「福島県農林水産物ブランド力強化推進方針」に基づき、市場調査等により市場のニーズを的確に把握し、生産から消費に至る取組の連携強化を図りながら、「福島ならではの」取組により、各地域の農林水産物の高付加価値化や生産力強化等のブランド力の底上げを図り、地域の農業所得確保を目指す。

2 事業内容

(1) もうかる誇れる産地づくり調査事業

各地域の農林水産物における精緻な調査により、生産、流通、消費の各段階における現状分析を行い、市場関係者及び消費者等のニーズや、各産地や各品目の強みや弱みを把握し、生産から消費までの一体的な計画を策定・実践する。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 15,614千円

5 補 助 率 ー

6 事業実施期間 令和5年度～令和7年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8041】

121

目的

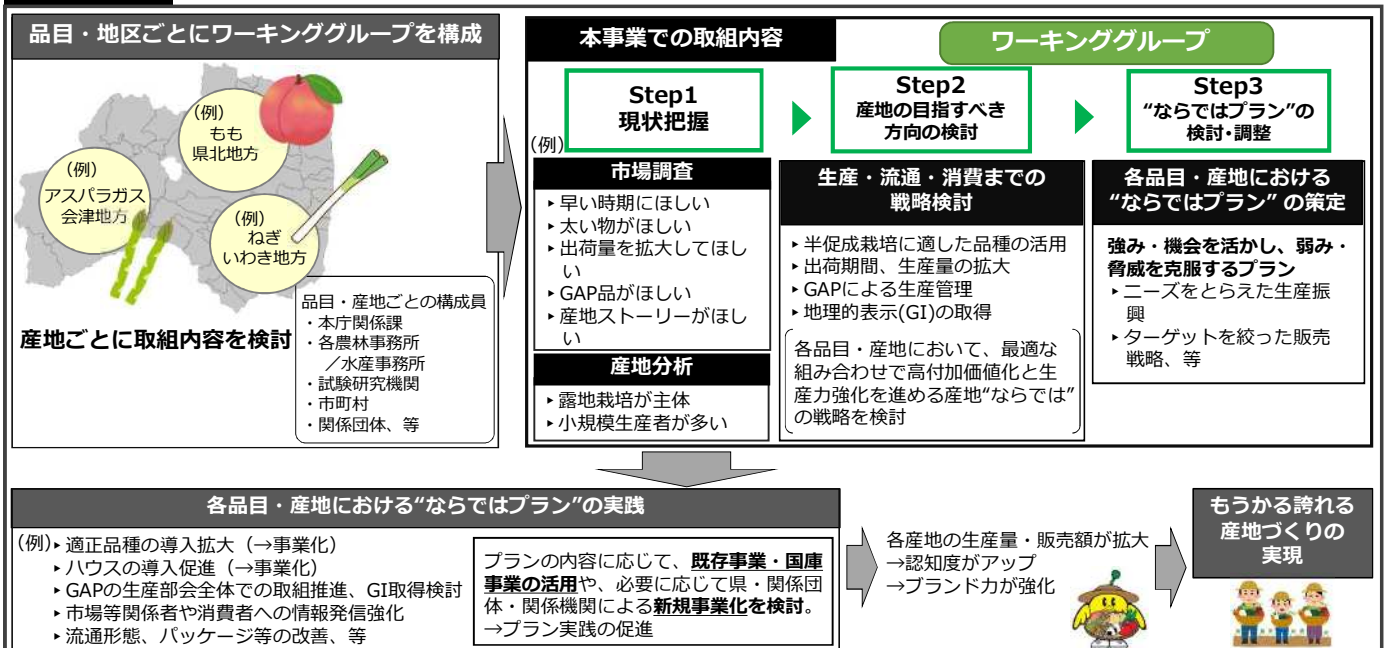
福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業【新規】

福島県農林水産物ブランド力強化推進方針（令和4年9月策定）に基づき、市場調査等により市場のニーズを的確に把握し、生産から消費に至る取組の連携強化を図りながら、「福島ならではの」取組により各地域の農林水産物の高付加価値化や生産力強化等のブランド力の底上げを図り、地域の農業所得確保を目指す。

事業内容

各地域農林水産物の精緻な調査により、生産、流通、消費の各段階における現状分析を行い、市場関係者及び消費者等のニーズや、各産地や各品目の強みや弱みを把握し、生産から消費までの一体的な計画を策定・実践する。

事業イメージ



122

農林水産業情報発信強化事業（一部新規）

1 趣 旨

県産農林水産物が品質・価値に見合う適切な評価を得られるよう、生産者の思いや創意工夫とともに、おいしさや新たな価値など、福島ならではの魅力を職員自らが動画として制作し、SNS 等により県内外に広く・タイムリーに発信する。

2 事業内容

(1) 農林水産業情報発信強化事業

生産現場等をよく知る農林水産部職員自らが、情報発信の知識を身につけるとともにスキルアップを図り、福島ならではの産地の取組等について情報発信を持続的に行う。

(2) 農林水産部情報発信拡散事業

県内主要駅前的大型ビジョンでのCM放送、公式YouTube を活用したキャンペーンの実施、イベント等でデジタルサイネージを活用したCMや動画放映等を通して拡散（周知）していくことで、より多くの方に情報発信の動画・取組を知ってもらう。

3 事業実施主体 県

4 予算額 4,672千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和4年度～ 令和12年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8027】



福島県農林水産部
FA宣言

福島ならではの農林水産物の魅力や生産現場の情報を職員が所属にとらわれず自由に発信します！

F Fukushima
Forestry 林
Fishery 水

A Appeal
Agriculture 農

| | 区分 | 時期 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|---|--|---|-----------------|------------|-------------|---------|--------------|-------------|-----|-----|-----|----|----|----|--|
| ターゲット WEB配信等 [県内外] 若年層 デジタルコンテンツが身近な世代 中年層 おいしさ・安全性への高い関心 クックパッドフォロー等への発信 実需者等 量販店の電子ポップでの活用等 ※トップセールス・商談会等でも活用 | 「ふくしま旬物語」  | <ul style="list-style-type: none"> ● 福島県の主力品目の動画をストーリー仕立てで作成・発信 ※本県を代表する以下の品目を中心に、毎年テーマを絞って選定 | アスパラガス かすみそう | もも りんどう | きゅうり トマト | 米 牛肉 | いちご ほんしめじ | あんぼ柿 ヒラメ | | | | | | | |
| | 「1400の ネタばらし」  | <ul style="list-style-type: none"> ● 各地域の特色ある品目やイベント、生産を支える各種取組をリアルタイムに発信 | | | | | | | | | | | | | |
| |  テキスト形式 | <ul style="list-style-type: none"> ● 郷土料理やオリジナル料理の素材となる県産農林水産物の魅力を生産者・産地情報と合わせて分かりやすく発信 【原則毎週金曜日更新】 | | | | | | | | | | | | | |
| リアル発信 [県内中心] 幅広い年齢層 特に高齢層 YouTubeやインターネットをあまり活用しない世代も含めた情報発信 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県政広報テレビ番組 ● 広報誌 ● テレビ ● 新聞等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 県政広報テレビ番組や広報誌等を活用し、県産農林水産物の魅力や県オリジナル品種等の情報を発信 ● 県産農林水産物の取材候補 [品目や取材先] を案内し、放映・掲載回数の増加を図る【翌月の情報を提供】 ● 県内主要駅前の大型ビジョンを活用したCM [公式YouTubeへの誘導] ● デジタルサイネージを活用した、イベント等でのリアル発信【県主催のほか、関係機関・団体へも貸出し】 | | | | | | | | | | | | | |

第三者認証GAP等取得促進事業（継続）

1 趣 旨

産地の信頼回復・向上を図り、風評払拭を効果的に進めるため、産地における安全性確保の取組を客観的に説明できる第三者認証GAP等の導入を拡大するとともに、その取組を消費者等に効果的に情報発信する。

2 事業内容

(1) 第三者認証GAP導入支援事業

GLOBAL G. A. P.、ASIAGAP、JGAP、FGAP（ふくしま県GAP）等の認証取得や継続に係る経費を支援する。

(2) 産地のGAP指導体制の構築

- ア 普及指導員等による産地の点検・指導、生産者の意欲の醸成、GAPを通じた農業経営改善に向けた実践支援等の活動を展開する。
- イ FGAP認証を希望する生産者の取組の審査を第三者機関に委託する。
- ウ 専任の推進員による団体認証取得の拡大推進、国際水準へ引き上げたFGAPの理解促進活動を委託する。
- エ 県域農業団体による産地に対する指導助言等に要する経費、市町村によるGAP認証取得に向けた生産者の支援、及び消費者や実需者のニーズに対応したGAP認証農産物の活用支援に要する経費を支援する。

(3) GAPの見える化による消費者の理解促進

産地や生産者情報を集約して消費者等に発信するとともに、産地と実需者のマッチングを支援し、販路拡大を図る。

3 事業実施主体

2の(1) 農業者、農業法人、出荷団体等

2の(2) ア、イ、ウ 県

エ 県域農業団体、県域出荷団体等、市町村

2の(3) 県

4 予算額 299,894千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 平成28年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7342】

125

第三者認証GAP等取得促進事業



【目標】 第三者認証GAP等に取り組む経営体数 1,800経営体（令和12年度）

- 【現状と課題】
- ふくしま県GAPの国際水準への引き上げ（R4. 12月～）
 - H29のGAPチャレンジ宣言後、取得件数は増加
 - 一方、オリ・バラ終了により認証取得の機運が停滞
 - ▶ ふくしま県GAPの理解及び認証取得の促進
 - ▶ GAP認証農産物の需要に応えるため、認証取得を拡大し、安定供給が必要

目標達成に向けて、支援の強化が必要

事業全体

第三者認証GAP導入支援事業【104,800千円】

- 継続 第三者認証GAP（GLOBAL G.A.P./ASIAGAP/JGAP）及びふくしま県GAP（FGAP）の認証取得や維持・更新に係る経費の支援

産地のGAP指導体制の構築【114,594千円】

- ◎新規 県内5か所に専任の推進員を配置して認証取得を支援
- ◎強化 国際水準へのステップアップを目指す生産者に対する研修会等の開催
- 継続 県、県域農業団体や市町村によるGAP導入拡大、PR等の取組経費の支援
- 継続 FGAPの現地審査事務委託

GAPの見える化による消費者の理解促進【80,500千円】

- ◎強化 生産者と消費者の相互理解の促進
- ◎強化 生産者と実需者のマッチング支援
- 継続 県内外の消費者や流通事業者に対する認証取得農場の取組情報の発信、販路拡大に向けた取組強化

126

農林水産物等緊急時モニタリング事業（継続）

1 趣 旨

本県産の農林水産物等の安全性を確保するため、緊急時モニタリング検査を実施するとともに、その結果を生産者や消費者、流通業者等に迅速に公表する。

2 事業内容

本県産の農林水産物等（穀類、野菜、果実、原乳、肉類、鶏卵、山菜、きのこ、水産物、飼料作物等）のモニタリング検査を実施し迅速に公表する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 388,114千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成25年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7342】

127

農林水産物等緊急時モニタリング事業

県産農林水産物等の安全性を確保するため、緊急時モニタリング検査を実施するとともに、その結果を生産者や消費者、流通業者等に迅速に公表する。

出荷確認検査

○対象品目：生産・出荷・摂取量が多い品目
（穀類、野菜、果実、原乳、肉類、鶏卵、
山菜、きのこ、水産物、飼料作物等）

○検査点数：前年度までのモニタリング検査の
結果等を踏まえ、品目毎に点数を
設定。
例：玄 米→旧市町村3点
野菜・果実→市町村 3点 など

※限られた地域の中で生産、流通する品目については農林事務所等に配置した簡易分析装置で検査。

出荷制限等解除に向けた検査

○対象品目：出荷制限等の解除を目指す品目等を
対象に実施。

○検査点数：出荷制限等の状況を踏まえ品目毎に
点数を設定。

分析

【農業総合センター】



ゲルマニウム半導体検出器で分析

基準値
以下

出荷・流通

検査結果
の公表

【基準値】
乳 50Bq/kg
一般食品 100Bq/kg

基準値
超過

出荷自粛・
出荷制限

解除条件
をクリア

国へ出荷
制限解除
申請

※市町村当たり3か所以上、
直近1か月以内の検査結果
がすべて基準値以下など。

128

ふくしまの恵み安全・安心推進事業（継続）

1 趣 旨

県産農林水産物に対する消費者の信頼向上に向けて、産地が行う放射性物質検査や検査結果を分かりやすく迅速に提供する安全管理システムの運用等を支援する。

2 事業内容

- (1) 安全管理システム緊急強化対策事業
産地の放射性物質検査体制の強化を支援し、検査結果等の見える化を推進する。
- (2) 安全管理システム地区推進事業
産地における分析機器等の整備、地域協議会の設置と運営等を支援する。
- (3) 安全・安心見える化対策事業
ふくしまの恵み安全管理システム等により情報を発信する取組を支援する。
- (4) 海の恵み安全・安心推進事業
試験操業の拡大と早期の漁業再開を図るため、漁業者団体等が行う放射性物質検査を支援する。

- 3 事業実施主体 県 (2-(1))、県協議会 (2-(1) (2) (3))、地域協議会 (2-(2) (3))、県漁連 (2-(4)) 等
- 4 予算額 362,349千円
- 5 補助率 10/10以内
- 6 事業実施期間 平成24年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7342

生産流通総室水田畑作課、園芸課、水産課、森林林業総室林業振興課】

129

ふくしまの恵み安全・安心対策推進事業

生産者、生産者グループ、産地 など

緊急時モニタリング

農林水産物等

国のガイドラインに基づき県が市町村や地域毎に検査を実施


消費者や流通・販売事業者 など

産地における自主検査

農家や出荷ロット毎に行う野菜・果物などの自主検査、米の全量全袋検査を実施するとともに、検査結果を「ふくしまの恵み安全管理システム」により分かりやすく発信

地域の恵み安全対策協議会等
47協議会(市町村、JA、出荷団体等から構成)
水産物は福島県漁業協同組合連合会

◎野菜・果物、きのこ・山菜、水産物等の自主検査(全域)



分析機器: 簡易分析装置

ふくしまの恵み安全対策協議会
(県及び地域の団体等で構成)

◎「ふくしまの恵み安全管理システム」の運営
(例: 玄米のページ)



分析機器: 全量全袋検査機器

検査結果

| | | |
|------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 安全管理システム緊急強化対策事業 | ● 県による産地支援 | ● 県協議会の運営 |
| 安全管理システム地区推進事業 | ● 地域協議会の運営 ● 検査機器の整備 | ● システムのPR・活用促進 ● 検査機器の点検・修繕 |
| 安全・安心見える化対策事業 | ● 検査・データ管理人員の配置 | ● システムの運営 |
| 米の安全確認システム推進事業 | ● 安全確認体制の推進 | |
| 海の恵み安全・安心推進事業 | ● 検査・データ管理人員の配置 | ● 検査機器の点検・修繕 |

ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業（一部新規）

1 趣 旨

「ふくしま」ならではの強みを活かしたブランド化の推進や常に消費者の手が届く環境を拡大するためのさらなる販売棚の確保、情報発信によるイメージ向上の取組等により、県産農林水産物の価格ポジションを震災前の水準に戻すとともに、海外への戦略的な情報発信を通じて輸入規制の撤廃を働きかけることで、本県の基幹産業である農林水産物の復興を目指す。

2 事業内容

(1) 「ふくしま」ブランド拡大推進対策

「ふくしま」ならではの強みを活かしたブランド力の向上を図るとともに、「オールふくしま」で販路拡大に取り組むことで、全国の消費者に本県への親近感を浸透させ、風評の払拭を目指す。

ア ふくしま農林水産物ブランディング事業

県産農林水産物のさらなるブランド力向上のため、県外量販店等において販売促進フェアを開催するとともに、マーケットイン調査に基づく販売コーナーをモデルケースとして設置することで消費者やバイヤーへ積極的なマーケティングを行う。

イ 農林水産物マッチング事業

県産農林水産物の魅力、安全に対する取組への理解促進や販路拡大につなげるため、食品流通・小売・飲食店事業者を対象としたマッチング支援（商談会・交流会・産地視察等）を実施することで一層の販路拡大を図る。

ウ おいしい ふくしま いただきます！キャンペーン事業

県内量販店等において県産米の消費拡大を始めとしたキャンペーンを実施し消費者にPRすることで、県産農林水産物の美味しさの再認識、地産地消の拡大につなげる。

エ 全国での販売促進PR

県産農林水産物等の一層の販路回復・拡大を図り風評を払拭するため、関係団体等と連携したトップセールス等により、流通・販売事業者の経営者層や消費者への働きかけを行う。

オ ふくしま米ブランド化推進事業

131

(ア)「福、笑い」ブランド化推進事業

県トップブランド米「福、笑い」のブランディングにかかる取組を実施する。

(イ) ふくしま米ブランド販路拡大推進事業

県産米の販売促進キャンペーン、飲食店等とのタイアップ等、セールス・プロモーションを実施する。

(ウ) ふくしま米消費拡大推進事業

県産米の消費拡大及び需要拡大を図るためPR活動等の取組を支援する。

カ ふくしまの畜産ブランド再生事業

(ア) おいしい「ふくしまの畜産」消費拡大事業

畜産物の消費拡大イベントを実施するとともに畜産団体の取組を支援する。

(イ)「福島牛」ブランド再生事業

「福島牛」ブランドの復興に向けた安全性・おいしさのPRや販路拡大等を支援する。

キ 使ってふくしま！契約野菜産地育成事業

加工・業務用野菜の取引拡大を目的に、マッチング商談会及びセミナー等各種イベントを開催し、契約野菜の新たな販路確保と産地育成を図る。

ク 「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業

県内の農業者団体等が、風評の払拭に向けて国内で実施する、県産農林水産物等の販路拡大や、消費拡大のためのPR等活動を支援する。

ケ ふくしま旬の食材等活用推進事業

幼少期から旬の食材と触れ合う機会を創出するため、学校等の給食に地域ならではの製品の導入を促進し、県産食材の活動を支援することにより、地産地消及び食育の推進を図る。

コ 県産米等消費拡大プロモーション事業

県内のメディアと連携し、米をはじめとした県産農林水産物の魅力やおいしさを県民に伝え、地産地消を推進する。

サ 農産物直売所等消費拡大事業

地産地消のプラットフォームである直売所・道の駅において、ネットワークを強化し、課題の解決と活性化を図るとともにプレゼントキャンペーンを実施するなど消費拡大に繋げる。

132

- (2) オンラインストアによる販売促進
 ウィズコロナの状況下においてもオンラインストアを活用することで積極的に販路を確保し、県産農林水産物が常に消費者の手に届く環境を拡大することで、国内マーケットにおける本県産品の地位の確立を図る。
- (3) 農林水産物戦略的情報発信
 科学的根拠に基づく県産農林水産物の安全性を多言語で分かりやすく発信することで安心につなげるとともに、テレビCM等の活用により魅力を全国に向けて発信することでイメージ向上を図り、風評の払拭を目指す。
- ア 「ふくしまプライド。」情報発信事業
 県産農林水産物に対するイメージ向上を図るため、消費者への影響力の大きいテレビCM等を活用した対策を実施するとともに、風評に関連する調査を行い、効果的な情報発信対策や販路拡大対策を検討する。
- イ 食品モニタリング検査情報発信事業
 放射性物質モニタリング検査結果を公表するWEBサイトを運用することで、科学的根拠に基づく情報を発信し、県産食品の安全に関する理解を深める。

3 事業実施主体

- 2 (1) ア、イ、ウ、エ、オ (ア)、オ (イ)、カ (ア)、キ、ケ、コ、サ 県
 2 (1) オ (ウ) 福島県米消費拡大推進会議
 2 (1) カ (ア) 畜産団体
 2 (1) カ (イ) 全国農業協同組合連合会福島県本部、福島牛販売促進協議会
 2 (1) ク 民間団体、県域農業団体
 2 (2) 県
 2 (3) ア、イ、 県

4 予 算 額 1, 6 0 2, 0 3 6 千円

133

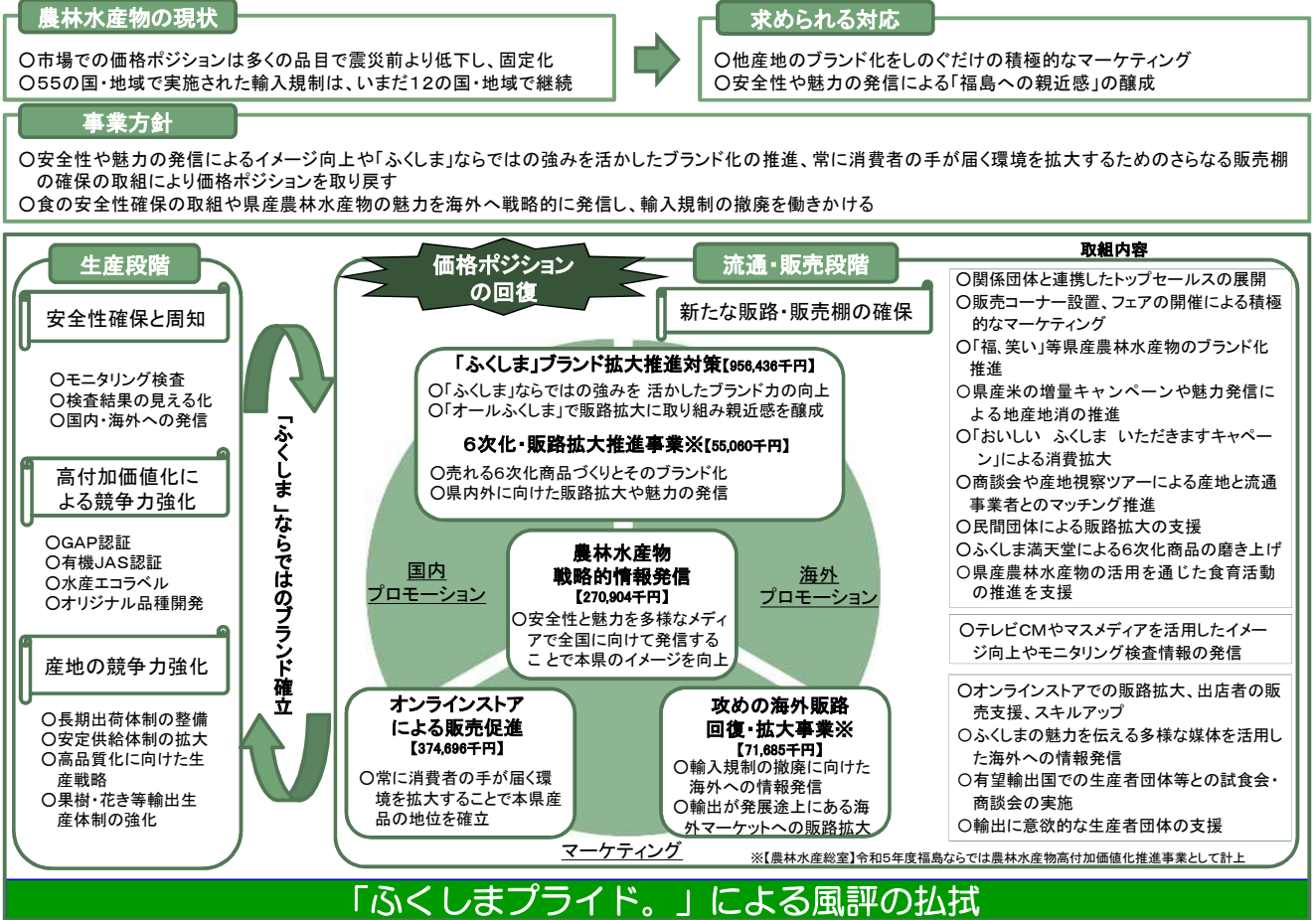
5 補助率

- 2 (1) オ (ウ)、カ (ア)、カ (イ)、ク 定額

6 事業実施期間 平成30年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-7354】

令和5年度ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業



135

ふくしま「食の基本」推進事業（継続）

1 趣 旨

子どもをはじめとした地域住民が、適切な食品を選択する力や放射能に対する知識を養う等、各個人が地域活動等を通して自発的な健康づくりを推進できるよう、農林水産物体験を中心とした食育活動の充実を図る。

2 事業内容

(1) 食育実践サポーター派遣事業

食育体験や交流、食文化の伝承等、先進的に実践する方々を「食育実践サポーター」として登録し、子どもを対象とした食育推進に取り組む学校や地域団体等からの要請に応じて派遣することにより、県内における食育実践活動の普及拡大を促進する。

(2) ふるさとの農林漁業体験支援事業

地域団体等が行う、子どもたちが農林水産物の生産から消費までを理解するための体験活動や、県産農林水産物の安全安心の取組や放射能の正しい知識を身につけるためのリスクコミュニケーション活動等を支援する。

3 事業実施主体 (1) 県 (2) 食育応援企業、法人、NPO法人、任意団体等

4 予算額 13,267千円

5 補助率 (1) - (2) 定額(上限1,100千円)

6 事業実施期間 令和元年度～令和6年度

【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-7354】

ふくしま ‘食の基本’ 推進事業

震災・原発事故の影響による食育活動の減少
健康悪化、地域の活力低下

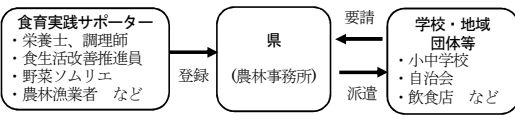
食育活動の推進
(子どもから大人まで)

健康長寿社会の実現

ふくしま食育実践サポーター派遣事業

【事業概要】
食育活動を先進的に実践する方を「食育実践サポーター」として登録し、学校や地域団体等からの要請に応じて派遣する。

【実施体制】



サポーター登録者数 233名 (令和4年9月末)

ふるさとの農林漁業体験支援事業

【事業概要】(補助事業)
農林水産業体験と、県産農産物の安全・安心の取組や食文化の継承などの活動を組み合わせて実施する団体等を支援する。

【実施体制】



活用

効果

大震災・原発事故後、県産農林水産物を積極的に購入すると回答した人の割合が、平成25年度42.1%に対して令和3年度54.6%までに回復した。



課題

- ・県産農林水産物を積極的に購入すると回答した人の割合は回復傾向にあるが、ALPS処理水の方針を国が決定したことによる更なる風評の懸念があるため、食育活動を継続実施し、引き続き支援が必要
- ・健康長寿社会の実現に向け、子どもだけでなく県民を対象とした食育活動が必要

対策

- ふくしま食育実践サポーター派遣事業
 - ・派遣のニーズは年々増加しており、派遣人数を増やして対応する。
- ふるさとの農林漁業体験支援事業
 - ・県産農林水産物の安全・安心の取組や食文化の継承などのテーマを設けて実施
 - ・啓発資材を作成し、幅広い年齢層に普及

ふくしま米生産情報発信事業

1 趣 旨

ALPS 処理水の対応方針の決定による風評拡大を未然に防止するため、県内の集荷・販売事業者と連携しながら、県内外の米の流通・販売事業者、消費者へふくしま米の魅力と正しい産地情報を発信するための動画・パンフレットの作成、WEB への掲載を行うことにより、本県産米の販路の確保につなげる。

2 事業内容

(1) ふくしま米生産情報発信事業

ア ふくしま米魅力発信の検討

米の集荷・販売事業者等とふくしま米の評価向上と販売促進に向けた効果的な情報発信の検討を行う。

イ PR 資材の作成

アの検討を踏まえ、米の流通・販売事業者、消費者をターゲットとして、「ふくしま米」を生産する産地での特色ある取り組みやパンフレットを作成、WEB に掲載することで、産地の情報をわかりやすく伝え、販路の確保や需要の拡大につなげる。

3 事業実施主体

県

4 予算額

6,300千円

5 事業実施期間

令和3年度～令和5年度

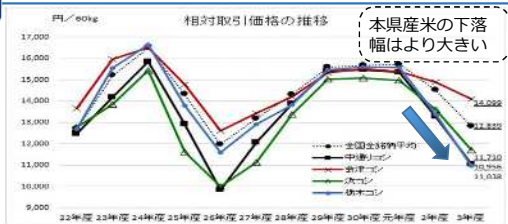
【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7360】

現状課題

- 令和3年産の本県産米価は全国より一層下落しており風評は根強い。
- さらにALPS処理水の対応方針により、集荷業者や大規模農業者からはより一層の風評の発生を懸念する声
- 産地の取組や生産者の思い、安全対策など県内集荷・販売事業者等と連携し、現地目線での情報発信をより強化することにより、本県を代表する農産物である米の風評を未然に防止することが必要

現状

■ 米価の推移



■ 令和3年産米の相対取引価格 (令和3年7月までの年産平均価格：60kg)

| 産地品種銘柄 | 令和3年産① | 令和2年産② | 価格差①-② |
|---------------|--------|--------|--------|
| 福島 コシヒカリ(中通り) | 11,038 | 13,245 | ▲2,207 |
| 福島 コシヒカリ(金津) | 14,099 | 14,929 | ▲830 |
| 福島 コシヒカリ(浜通り) | 11,710 | 13,720 | ▲2,010 |
| 福島 ひとめぼれ | 11,055 | 13,081 | ▲2,026 |
| 福島 天のつぶ | 11,072 | 12,429 | ▲1,357 |
| 全国(全銘柄平均価格) | 12,839 | 14,529 | ▲1,690 |

■ 県内集荷業者の声

- 通常年は4月までには契約終了も令和3年産米は契約・販売進捗が停滞
- 令和3年産米の販売は前年産以上に苦戦。1俵1万円以下での商談も
- 民間在庫の状況等から米の概算金が増したが、隣県より上げ幅は低い

■ 県外業者の声 (「令和3年度福島県産農産物等流通実態調査」より)

- 本県産米のブランド力向上や価格向上に役立つ情報としては「食味の情報」「他県産との違い」「放射性物質の検査結果」等が指摘

【予算額 6,300千円】

対策

産地が連携・正しい情報を着実に周知

○ ふくしま米の魅力発信の検討

- ・ 集荷・販売事業者等に意見聴取
- ・ 「ふくしま米」の販売促進に向けた効果的な情報発信等について検討

○ PR資料

- ・ 集荷・販売業者等の意見を基に、米の流通・販売事業者・消費者をターゲットとした動画やパンフレット等を作成
- ・ 営業や仕入担当など、本県産米に直接関わる担当者に訴求・分かりやすく伝えると共に一般消費者へ情報発信し、需要の拡大につなげる

令和3年度

「晩夏～秋」の農作業等を中心に産地の魅力等を発信

令和4年度

「春～夏」の農作業等を追加し、先端技術の取組等を発信

令和5年度

「品種ごと」の魅力、生産者の取組等を発信

正確な産地情報を発信

○ 県内米集荷事業者と連携し情報発信

集荷事業者の活用
・ 県外事業者・消費者への販促活動等に活用により県外へ拡散

県の情報発信
・ WEBへの掲載
・ ふくしま米取扱店等へPR

ALPS処理水方針により、更なる全国との価格差を防止する必要！

- 風評の未然防止
- ふくしま米の産地力強化

139

「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業（継続）

1 趣 旨

県外市場に加え、県内への新たな需要を創出するため、県と花き農家、生花店、花き利用施設が一体となり「ふくしまならではの花き」の利用を促進するとともに、市場評価の高いりんどう及びカラーの新たな県産品種の安定供給体制を構築する。

2 事業内容

(1) 「ふくしまならではの花き」需要拡大

「ふくしまならではの花き」の利用拡大を図るため、県産花きの情報発信を行うとともに、花き農家・JA、生花店、花き利用施設等が一体となったフラワーネットワークの取組みを拡充し、持続的な県産花きの利用に向けた体制を構築する。

ア 「ふくしまならではの花き」認知度向上

県産花きの認知度向上のため、「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」推進会議の開催、観光施設等での県産花きの展示による情報発信等を実施する。

イ 「ふくしまならではの花き」利用拡大

県産花きの利用促進のため、各地方フラワーネットワークの運営、花き利用施設に対する県産花き展示の開拓、様々な業種・業態との連携による県産花きの消費拡大に取り組む。

(2) 「ふくしまならではの花き」安定供給

早期に安定した出荷量を確保し評価を確立するため、県が育成したりんどう及びカラーについて、種苗費や球根養成期間の経費の一部を補助する。また、カラーのオリジナル品種について、県内各地で栽培実証を行い、栽培マニュアルを作成する。

3 事業実施主体

- 2の(1)ア 県、イ 県（一部委託）
- 2の(2) 県、市町村、JA、農業法人、営農組織 等

4 予算額

- 2の(1)ア 1,831千円、イ 18,323千円
- 2の(2) 5,690千円

5 補助率

- 2の(2) 定額 りんどう「天の川」：120円/本
カラー「はにかみ」、「ミルクムーン」、「キビタンイエロー」：152円/本

6 事業実施期間

令和4年度～令和6年度

【担当課：農林水産部園芸課 024-521-7357】

「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業【継続】

園芸課 25,844千円
事業期間 R4～R6

考え方

県産花きの展示やSNSを使った情報発信により「ふくしまならではの花き」の認知度向上及び消費拡大を図るとともに、ニーズに応じた生産を行うことで、中山間地の花き産地を活性化させ令和12年までに花きの産出額80億円を目指す。

【背景と課題】

・本県の花き産地は中山間地に多く存在し、産地規模は縮小傾向

・花き産出額は全国上位を占める品目も多数あるが、県民における認知度は低い。



県主力花きの認知度調査 (園芸課調べ)

※県主力花きとは宿根かすみ草、トルコギキョウ、りんどうを指す。

・消費者である県民が日常的に花きと触れ合う機会が減少

・生産者は生花店や消費者とのつながりが希薄であり、ニーズに応じた生産に苦慮

【事業の必要性】

・中山間地の花き産地の発展のため、収益性が高い花きの生産を振興

・県産花きの消費を増やすためには、花き展示等認知度向上を図る取組を継続するとともに、家庭や職場等の様々な場面で自発的に花を利用する気風を広く県民に提案することが重要

・市場や生花店、消費者等が求める花きの特徴(品種、色、規格、等)を明らかにするとともに、求められる花きの生産が不可欠

【事業内容】

●「ふくしまならではの花き」需要拡大

・「ふくしまならではの花き」認知度向上【実施主体 県】

県産花きの認知度向上のため、「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」推進会議の開催、観光施設等での県産花きの展示による情報発信等を実施。

【事業費】 1,821千円

・「ふくしまならではの花き」利用拡大【実施主体 県(一部委託)】

県産花きの利用促進のため、各地方フラワーネットワークの運営、花き利用施設に対する県産花き展示の開拓、様々な業種・業態との連携による県産花きの消費拡大等に取り組む。

【事業費】 18,323千円(うち、委託費16,852千円)

●「ふくしまならではの花き」安定供給

【実施主体】県、市町村、農業協同組合、法人、営農集団 等

市場評価が高い県産品種りんどう「天の川」、カラー「はにかみ」、「ミルクームーン」、「キビタンイエロー」の種苗費や球根養成期間の経費の一部を補助。また、カラーの県オリジナル品種導入による産出額拡大のため、県オリジナル品種の種苗による栽培の現地実証と、その結果を活用した栽培マニュアルを作成、配布する。

【事業費】 5,690千円

【補助率】 定額 りんどう 120円/本、カラー152円/本

【事業目標】

- 県産花きの認知度が向上
- 家庭や職場等、様々な場面で自発的に花を利用する気風が醸成
- 中山間地を中心に花の地産地消が促進され、県内の花き産地が活性化
- 令和6年度における県内4市場の県産花き取扱本数855万本、令和12年度までに花き産出額80億円を達成

園芸グローバル産地育成強化事業 (継続)

1 趣 旨

本県産農産物の輸出再開、輸出量回復・拡大を図るため、国際化に対応できる長期出荷や魅力ある果樹、花き等の園芸品目の安定供給体制を整備することで、世界にふくしまブランドを積極的に発信し、風評払拭と産地再生を加速する。

2 事業内容

(1) グローバル化実践支援事業

輸出相手国のニーズにマッチした品種、収穫時期、鮮度保持技術の実用レベルの実証や、重要病害対策等のコスト削減の実証等に取り組む団体等を支援する。

(2) ふくしまブランド産地整備事業

輸出相手国の拡大と産地における輸出向けの果実、野菜の安定的な供給体制の整備(施設化、防除機導入、保冷库、省力技術導入等)に取り組む生産者等に対し、その導入費用の一部を支援する。

- 3 事業実施主体 2の(1) 県、農業協同組合、農業者が組織する団体等
2の(2) 農業協同組合、農業者が組織する団体等

4 予算額 16,166千円

5 補助率 2の(1):定額 2の(2):2/3以内

6 事業実施期間 令和3年度～令和5年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

園芸グローバル産地育成強化事業

令和5年度予算額
16百万円

| | |
|----|--|
| 概要 | 本県産農産物の輸出量回復・拡大と輸出再開を図るため、国際化に対応できる長期出荷や魅力ある果樹、花き等の園芸品目の安定供給体制を整備することで、世界にふくしまブランドを積極的に発信し、風評払拭と産地再生を加速させる。(～R5) |
|----|--|

| | |
|-------|--|
| 課題と対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・根強く残る風評 → 輸出の拡大による知名度向上が大切<評価向上> ・輸出用農産物の確保 → 難防除病害対策<輸出量拡大> ・輸出先では使用農薬を制限 → 施設化による輸出用ほ場の設置<檢疫対策> ・必要な輸出農産物の確保 → 品種分散と施設化、保存技術で相手国需要に対応<長期出荷、品質確保> ・輸出にかかる費用負担大 → 輸出相手国、品目ごとの保鮮・輸送技術を構築<評価向上> ・気象災害や病害による輸出量落ち込み → 継続的な産地整備<輸出量拡大> ・一部の国では輸入規制継続 → ふくしまブランドの継続的な発信が必要<認知度向上、販路拡大> |
|-------|--|

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">グローバル化実践支援事業 15百万円</p> <p>事業内容：重要病害対策の技術実証。 輸出相手国のニーズにマッチした品種、 収穫時期の実証。 保鮮・輸送技術の開発と実証。 事業主体：県、農業協同組合、農業者が組織する 団体等 補助率：定額 評価向上⇒輸送手段、梱包資材の実証等 檢疫対策⇒重要病害の防除の徹底等 認知度向上・販路拡大⇒花材活用提案・求評等</p> | <p style="text-align: center;">ふくしまブランド産地整備事業 1百万円</p> <p>事業内容：輸出対策のために必要な機械・施設 等の導入支援 事業主体：農業者が組織する団体（3戸以上） 補助率：2／3以内 檢疫対策⇒雨よけ施設、ドリフト防止防除機等 長期出荷・品質確保⇒ハウス、保冷库等 輸出量拡大⇒省力栽培に要する作業台車や棚施設 等 採択要件：認証GAP取得生産者等</p> |
|--|--|

| | | | |
|------|--------------------|-----------------------------|---|
| 成果目標 | 輸出量の拡大 | 現状 | 目標 |
| | ・青果物(果実野菜類) ・花き | R2:45t R3:30t ⇒ R2:58百万円 | R5:166t R7:203t ⇒ R5:82百万円 R7:145百万円 |

地域特産活用産地づくり支援事業（継続）

1 趣 旨

地域特産物（おたねにんじん、エゴマ、山菜（栽培））について、種苗の安定供給と収穫までに要する期間を短縮した栽培技術及び省力機械による大規模生産体系の普及等と併せ、安定した販路を確保するための取組を行い、風評に負けない揺るぎない産地を育成する。

2 事業内容

(1) 生産振興事業

ア 整備事業

新規導入及び規模拡大等に必要の初期生産資材、施設及び付帯設備、機械等の導入に要する経費を支援

イ 種子確保事業

(7) 採種促進支援

県育成品種及び在来品種の採種を行う取組に対する支援

(4) 種子供給体制整備

県育成品種の本種維持及び採種ほの設置

ウ 技術向上支援事業

新たな栽培技術の普及に必要な栽培マニュアルの作成、研修会等の開催、協議会の運営等による新規栽培者の確保、規模拡大促進、
種苗供給体制の整備、生産組織等の育成

エ 生産技術確立事業

「2年もの」おたねにんじんを低コストで安定的に栽培できる技術の確立、刈取適期が短いエゴマの機械化栽培体系の確立

(2) 需要拡大・地域連携事業

ア 産地競争力強化事業

おたねにんじん、エゴマ、山菜の販路確保に向けた取組を支援

イ 食用需要喚起事業

「2年もの」を中心とした食用おたねにんじんの認知度向上、販路確保に向けた取組の実施

| | | |
|----------|-------------------------------|--|
| 3 事業実施主体 | 2の(1)ア イ(ア) イ(イ) ウ、エ | 市町村、地域農業再生協議会、営農集団、認定農業者等 採種に取り組む農家 県 県 |
| | 2の(2)ア イ | 市町村、市町村協議会等 県 |
| 4 予算額 | 25,025千円 | |
| 5 補助率 | 1/2以内、定額 | |
| 6 事業実施期間 | 令和4年度～令和7年度 | |

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

事業期間：R4～R7年度
予算額：25,025千円

地域特産活用産地づくり支援事業（福島県農林水産業復興創生事業）

園 芸 課

事業概要

地域特産物（おたねにんじん、エゴマ、山菜（栽培））について、種苗の安定供給と収穫までに要する期間を短縮（5年→2年）した栽培技術の普及、省力機械による大規模（50a以上）に生産できる栽培体系の普及等と併せ、安定した販売が実現できる販路を確保するための取組を行い、地域特産物の新規栽培者の確保や規模拡大を促進し、風評に負けない揺るぎない産地を育成する。

【現状および課題】

- 県土が広く、中山間地域が多い立地条件であることから、本県は特産作物や工芸作物の生産が盛ん（産出額36億円（H22）であり地域振興品目として重要な位置づけにある。
- おたねにんじんは風評により未だ輸出できない国（台湾、香港等）があることに加え、高度な栽培技術を要する品目（収穫まで5年、採種まで3年を要する）であることから新規栽培者は毎年確保されているものの作付面積は小さく、高齢化等による廃作や規模縮小面積が上回り、産地の規模縮小に歯止めがかからない。
【おたねにんじんの作付面積】 H22:10.3ha→R2:4.4ha(暫定)
(参考：農林調べ(R2)) 廃作者・規模縮小 11戸 15.7a/戸
新規栽培者・規模拡大 8戸 1.9a/戸
- エゴマの作付面積は回復傾向（R2:70.3ha）にあるが、震災前に生産が盛んであった地区では風評被害により規模縮小や廃作となったまま作付面積は減少したままである。
【例 A市：H20:10.0ha、R3:4.9ha】
- 山菜は今なお野生で出荷制限となっている品目や地域が多い等の風評の影響に加え、高齢化等による廃作や規模縮小に歯止めがかからず作付面積は回復していない。
【たらのめの販売額及び全国平均単価との価格差】
販売額：H22:19,021千円→R3:5,766千円
価格差：H22：992円/kg→R1～R3平均：1,515円/kg

【事業の内容】

- 生産振興事業
 - 1 整備事業 事業実施主体：営農集団、認定農業者等
おたねにんじん、エゴマ、山菜の新規及び規模拡大に係る初期生産資材、施設及び機械等の導入
 - 2 種子確保 事業実施主体：県及び採種に取組む農家
おたねにんじんの種子確保に係る取組を支援
 - 3 技術向上支援 事業実施主体：県
新たな栽培技術の普及に必要な栽培マニュアルの作成、技術研修会の開催の実施
 - 4 生産技術確立支援 事業実施主体：県
おたねにんじんの食用としての認知度向上と「2年もの」の販路を確保する取組を支援
- 需要拡大・地域連携事業
 - 1 産地競争力強化事業 実施主体：市町村等
おたねにんじん、エゴマ、山菜の加工品販売、飲食店等との連携等、販路を確保する取組を支援
 - 2 食用需要喚起事業 実施主体：県
おたねにんじんの食用としての認知度向上と「2年もの」の販路を確保する取組を支援

地域特産作物農家の所得確保による産地規模の拡大

【事業目標】

おたねにんじん：作付面積10ha
(新たな栽培技術の確立、初期生産資材の導入による規模拡大)
エゴマ：作付面積96ha(収穫機の導入による規模拡大)
山菜（栽培）：販売額19,000千円(出荷量向上で価格差を回復)

地域特産作物の揺るぎない産地の育成

産地の規模縮小が著しいこれらの地域特産作物産地の回復のためには、単なる生産振興だけでは回復は困難。
既存の栽培体系を脱却した新たな栽培技術の確立・導入推進と販路確保の両面から支援する必要がある。

福島県産水産物競争力強化支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力災害による県産水産物への風評払拭とブランド力の強化に向け、第三者認証制度（水産エコラベル等）の活用や高鮮度出荷体制の整備、正確で安心・安全な県産水産物情報の発信強化等により、他産地に勝る高い競争力の獲得を図る。

2 事業内容

- (1) 認証審査及び認証取得支援事業
漁業関係団体等が水産エコラベル等の取得に要する経費を支援する。
- (2) 県産水産物ブランド力向上促進事業
 - ア ブランド強化戦略策定支援事業
県産水産物のブランド強化を進める戦略等の策定に要する経費を支援する。
 - イ ブランド強化機器等整備事業
漁業関係団体が行う水産物のブランド強化を図るために必要な設備、機器等の整備を支援する。
 - ウ ブランド水産物流通拡大実証試験支援事業
県産水産物のブランド力向上と多角的流通拡大を図る実証試験に要する経費を支援する。
- (3) ブランド水産物等流通支援事業
 - ア ブランド水産物等販路確保委託事業
大手量販店等でブランド水産物等の販売コーナーを一定期間設置し、安全性や美味しさをアピールすることで消費の回復につなげる。
 - イ ブランド水産物等販路確保支援事業
アの取組等において、水産関係団体がブランド水産物を流通させる際の経費を支援する。
 - ウ ブランド水産物等利用拡大補助事業
水産関係団体が企業社食等へブランド水産物を流通させる際の経費を支援する。

147

- (4) 水産物PRイベント等開催支援事業
県産水産物の安全対策の取組や本県水産物の安全性、おいしさをPRするためのイベント等の開催により、本県水産物への忌避感払拭に資する。

- 3 事業実施主体
 - (1) 漁業関係団体及び水産加工流通業者
 - (2) ア、イ、ウ 漁協、漁連、水産加工組合
 - (3) ア 県
イ、ウ 漁協、漁連、水産加工組合
 - (4) 漁協、漁連、水産加工組合
- 4 予算額 565,000千円
- 5 補助率
 - (1) 定額（10/10以内）
 - (2) ア、ウ：定額（10/10以内）
イ：5/6以内
 - (3) ア：－、イ、ウ：定額（10/10以内）
 - (4) 定額（10/10以内）
- 6 事業実施期間 平成29年度～令和7年度

【担当課：水産課 024-521-7378】

令和5年度福島県産水産物競争力強化支援事業

【総額】 565,000千円



ふくしま常磐ものブランドの確立

スマート農業プロセスイノベーション推進事業 (継続)

- 1 趣 旨

農業の大規模化、効率化、高収益化を図るため、スマート農業技術を活用した実証研究を行うとともに、実用段階にある先端技術について、現場における実証を通じた普及活動を展開する。また、近年の気象変動に対応するため、産地におけるICTを活用した革新技術の導入・実証により産地全体の収量・品質の高位平準化を図る。
- 2 事業内容
 - (1) スマート農業加速化実証プロジェクト事業

農業総合センターが民間企業等と連携し、スマート農業技術を最大限に活かせる技術体系の確立に向けた試験研究を実施するとともに、実用化等の提案や普及拡大を図るための研修会等を開催する。
 - (2) スマート農業社会実装推進事業

避難地域や中山間地域において、新技術やICT、高性能機械等を活用したフィールド実証ほを設置するとともに、関係機関・団体、メーカー等を構成員とする協議会を設置し、事業実施計画の策定、合意形成、成果の共有と普及活動を行い、技術の速やかな普及を図る。
 - (3) ICT活用園芸産地革新モデル確立事業

気象変動の影響により収量や品質の低下が生じている園芸産地において、ICTを活用した環境測定とミスト冷房による高温対策を組み合わせた技術の導入・実証を行い産地全体の収量や高位平準化を図る。
- 3 事業実施主体 (1) 及び (2) : 県、(3) 県及び農業者団体等
- 4 予 算 額 33,337千円
- 5 補 助 率 (3) 定額
- 6 事業実施期間 令和3年度~令和5年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7339】

状況課題

- 担い手の高齢化や減少が進む中、少ない担い手がより効率的な農業生産を行っているよう技術革新が必要
- ICT・AI・ロボット等のスマート農業技術が日々進歩。本県の環境に合わせた革新技術の研究と普及が必要
- 気象変動により産地内で収量・品質に差が見られることから、要因を解析し高位平準化を図る必要

スマート農業技術の実証研究

スマート農業加速化実証プロジェクト事業

農業総合センターが民間企業等と連携し、スマート農業技術を最大限に活かせる技術体系の確立に向けた試験研究を実施。

実用化等の提案やスマート農業の導入効果を検証、普及拡大を図るための研修会等を開催する。

実証研究の内容

プロックリー選別収穫ロボットの開発・実証を通じた少人数・大規模栽培モデルの構築
(相双地方・R4~R5)

先端技術の普及

スマート農業社会実装推進事業

避難地域や中山間地域において、新技術やICT、高性能機械等を活用したフィールド実証ほを設置するとともに、関係機関・団体、メーカー等を構成員とする協議会を設置し、事業実施計画の策定、合意形成、成果の共有と普及活動を行い、技術の速やかな普及を図る。

- 1 被災地等における革新技術の実証**
水稲乾田直播栽培、タマネギ直播栽培、花き周年栽培など
8課題10箇所
- 2 中山間地域等におけるスマート農業の実証**
環境制御技術、自動かん水、鳥獣被害対策など
10課題11箇所

産地の改善

ICT活用園芸産地革新モデル確立事業

気象変動の影響により収量や品質の低下が見られ、農家間でその差が拡大している。このため、産地においてICTを活用した環境測定と高温対策を組み合わせた技術の導入・実証を行い産地全体の収量や品質の高位平準化を図る。

実地地区：R3・R4:2地区
R4・R5:2地区



○環境測定(左)とミスト冷房(右)を組み合わせた高温対策

スマート農業技術等による力強い経営体と産地を育成

151

みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業（継続）

1 趣 旨

地球温暖化対策、SDGs 達成に寄与するため、環境保全型農業の新規取り組み者の確保及び取組拡大に向けた啓発・技術指導等を行う。
また、環境保全型農業技術の導入・技術向上・励行に取り組む農業者組織の支援及び環境保全型農業のコンテスト開催や成果の広報等を行うとともに、環境保全型農業の推進・支援体制づくりや地域ぐるみで行う活動を支援する。

2 事業内容

- 環境保全型農業技術推進事業
環境保全型農業の推進、環境保全型農業の新規取組者の確保、地域リーダーの育成を目的に啓発、技術指導等の活動を行う。
- 環境保全型農業チャレンジ！事業
環境保全型農業に取り組む生産者組織等に対して、地球温暖化対策に効果が高い技術の励行や向上に必要な経費の一部を助成する。
また、環境保全型農業のコンテストを開催し、地球温暖化対策に効果が高い技術や取組に関する表彰及び優良事例の公表等を行う。
- 環境保全型農業サポート体制整備事業
環境保全型農業の面的拡大を目的としたモデル地区における推進・支援体制の整備及び地域ぐるみの活動を支援する。

3 事業実施主体

- 2の(1) 県
2の(2) JA 部会、生産者組織 等 (参加者に新規取得者を含めること又は農法のステップアップをすること)
2の(3) 市町村、団体 等

4 予算額

58,500千円

5 補助率

- 2の(2) 1団体当たり [参加人数]×[※単価]の合計額 (上限500千円/団体)
(※単価：①エコファーマー同等：10千円/人、②県特裁認証：20千円/人、③有機JAS認証：100千円/人)
2の(3) 1/2以内 (上限2,500千円)

6 事業実施期間

令和4年度～令和6年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

| | | |
|--|--|---|
| <p>【事業概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策、SDGs達成に寄与するため、環境保全型農業の新規取り組み者の確保及び取組拡大に向けた啓発・技術指導等を行う。 環境保全型農業技術の導入・技術向上・励行に取り組む農業者組織等を支援し、環境保全型農業のコンテスト開催や成果等の広報を行う。 環境保全型農業の全体的拡大を目的にモデルとなる推進・支援体制づくりや地域ぐるみの活動を支援する。 <p>【事業目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理解促進、新規取組者の確保 ⇒ 環境保全型農業の全体的拡大 土壌炭素貯留の増加、化学農薬・肥料の削減 ⇒ 温室効果ガスの削減 技術向上、生産性の改善 ⇒ 有機農業へのステップアップ | | <p>○「環境と共生する農業県ふくしま」</p> <p>○福島県2050年カーボンニュートラル</p> <p>○県産有機・エコ農産物の供給拡大</p> |
| <p>【事業の内容】</p> <p>1 環境保全型農業技術推進事業 環境保全型農業の新規取組者の確保、地域リーダーの育成を目的とした啓発、技術指導等を行う。 【実施主体】県</p> <p>2 環境保全型農業チャレンジ！事業 (1) 環境保全型農業に取り組むJA生産部会や生産者組織等に対して、地球温暖化対策に効果の高い技術の励行や向上に必要な経費の一部を助成する。 (2) 環境保全型農業のコンテストを開催し、地球温暖化対策に効果の高い技術や取組の表彰及び成果の公表を行う。 【実施主体】JA部会、生産者組織等 (要 件) ・参加者に新規取組者を含めること又は農法のステップアップを行うこと ・土壌分析、栽培履歴・資材の評価検討を行うこと 【地球温暖化対策に効果の高い技術】 (有機物を利用した土づくり、総合的病害虫・雑草防除) 【堆肥、バイオ炭の施用・リビングマルチ・緑肥のすき込み等】</p> <p>3 環境保全型農業サポート体制整備事業 環境保全型農業に取り組む地区に対して、推進・支援体制の整備や地域ぐるみで行う活動などを支援する。 【実施主体】市町村、協議会、団体等 【地域ぐるみの取組例】 ・有機性資源の収集、運搬 ・堆肥等の試験製造、利用 ・耕畜連携の取組 ・生物調査等</p> | <p>【事業イメージ】</p> <p>1 環境保全型農業技術推進事業（推進・指導の強化） 推進体制の強化 新規取組者の確保 技術習得・向上の支援 関係者の連携 啓発・指導 調査・分析 ・セミナー開催 技術の指導支援 ・現地研修、指導 簡易診断の指導 環境保全型農業の拡大、技術力の向上</p> <p>2 環境保全型農業チャレンジ！事業(効果測定 & 技術の検証) 技術導入に必要な経費の一部助成 目標設定と土壌診断の実施(土壌の炭素貯留 & 地力増進効果の検証) 地球温暖化対策に効果の高い技術 → 温室効果ガス排出削減量を評価(土壌のCO2吸収「見える化」サイト) → 生産性の向上 生産組織 [検討→実践→評価→改善] 優良技術・取組の表彰・公表(技術の検証)</p> <p>3 環境保全型農業サポート整備事業（連携強化） 地域ぐるみの取組・体制づくりに必要な経費の一部助成 堆肥・くん炭 堆肥化施設 ストックカート 運搬散布機械 散布組織の設置 有機性資源量調査 資源化・栽培実証 物たが活動 ニーズ・事例調査 アドバイザリー育成 資源循環・地球温暖化対策の体制(組織・しくみ)づくり</p> | |

環境にやさしい農業拡大推進事業（継続）

1 趣 旨

本県産農産物のイメージアップと風評払拭を効果的に進めるため、需要が拡大する有機農産物等の生産・流通体制を整備し、付加価値の高い有機農産物等の供給拡大を進める。

2 事業内容

- 有機JAS認証等拡大支援事業
ア 有機JAS認証取得支援 イ 有機JAS認証（小分）取得支援 ウ 特別栽培農産物認証取得支援事業
- 環境にやさしい農産物供給体制の整備
有機農産物の生産規模や品目の拡大、出荷の安定化に向け有機農業者等が共同で利用する施設・機械の導入経費を支援する。
- 有機農業推進体制整備事業
有機JAS制度について指導・助言を行う有機農業指導員を育成するとともに、農業者への指導強化を図る。
- 有機・エコ農産物の消費流通拡大支援事業
セミナー等により有機農業の理解促進を図るとともに、有機農産物等の販路開拓・拡大のための調査、商談会、産地見学会等を開催する。
- 有機農業技術研究開発
農業総合センター等において、有機農業の研究・開発を行う。
- 新たに開発された技術等の実証・普及展示
生産現場での課題解決に向けた効果確認や改善等を図り、研修会等を開催するなど、有機農業の面的な拡大を図る。

- 3 事業実施主体 2の(1)のア、ウ 農業者(法人、組織含)、イ 民間事業者 2の(2) 農業者組織(農業者等2名以上)
2の(3)、(4)、(5)、(6) 県

- 4 予算額 43,717千円
- 5 補助率 2の(1)ア 新規認証3/4以内、継続認証1/2以内
 2の(1)イ 認証取得 定額(上限300千円) 施設整備 1/2以内(上限2,000千円)
 2の(1)ウ 新規認証3/4以内
 2の(2) 1/2以内(上限10,000千円)
- 6 事業実施期間 平成29年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

環境にやさしい農業拡大推進事業

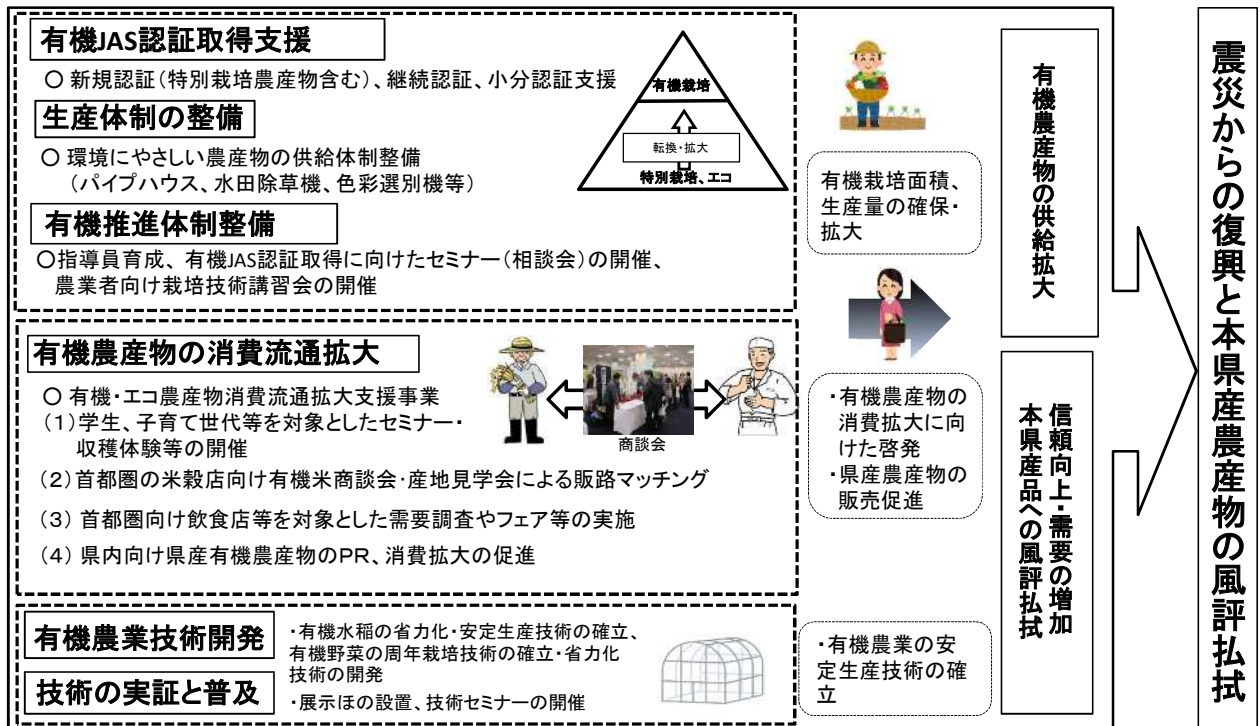
環境保全農業課

【現状・課題】

- 原子力災害の風評に対し、本県農産物の競争力強化を図るため、環境にやさしい取組による農産物の高付加価値化が必要。
- 有機農業における生産基盤の構築及び販路開拓・拡大、消費拡大を促進する取組が不可欠。

【目標】

有機農産物や特別栽培農産物等の生産・流通体制を構築し、消費者へのより安全・安心な有機農産物等の供給を通して、安全性や魅力を情報発信し、震災からの復興と風評払拭を図る。



ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業（新規）

1 趣 旨

輸入依存度の高い麦・大豆等の畑作物の安定供給により食料安全保障に寄与するため、持続的な畑作物生産・供給に係るモデル地区を設定し、成果を全県的に波及させるとともに、作付拡大を支援することにより、農業経営の安定化と本県農業の発展につなげる。

2 事業内容

(1) 持続的な畑作物生産・供給モデル事業

ア 畑作物生産のモデル地区を設定するとともに、「畑作物生産振興支援チーム」を関係機関とともに組織し地域で波及効果の高いモデル構築及び普及推進活動を行う。

イ 作付の団地化推進等、モデル的に行う生産性向上の推進活動を支援する。

ウ 畑作物の生産技術導入に必要な機械等の導入を支援する。

エ 流通量拡大や品質確保に向けた技術等をモデル的に導入する取組について支援する。

(2) 作付転換拡大支援事業

水田において、麦、大豆、そばの作付面積を1ha以上拡大する生産者に対し奨励金を交付する。

(3) 県産畑作物使用拡大支援事業

畑作物の地産地消の取組を拡大するため、セミナーの開催、事例集の作成・配付をする。

3 事業実施主体

2の(1)のア 県

2の(1)のイ、ウ 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村

2の(1)のエ 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会

2の(2) 農業者、地域農業再生協議会、市町村

157

2の(3) 県

4 予算額

86,694千円

5 補助率

2の(1)のイ 定額（農業者の組織する団体、地域農業再生協議会）または1/2以内（市町村）

2の(1)のウ 1/2以内

2の(1)のエ 定額 10,000円以内/10a

2の(2) 定額 5,000円以内/10a

6 事業実施期間

令和5年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7369】

背景とねらい

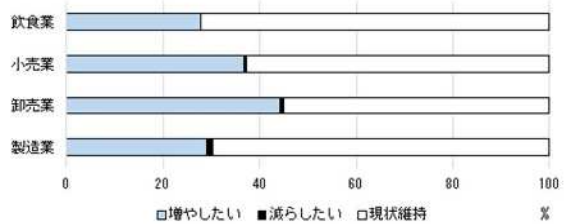
- 世界的に麦、大豆等の畑作物の需給状況が不安定で価格が上昇しており、国産の畑作物に対する期待の高まりに対応していく必要がある。
- 主食用米は、コロナ禍に伴う外食需要の停滞から、価格が下落し、需要に応じた主食用米の生産とともに水田フル活用が必要である。
- これらのことから、水田のみならず畑地も含めた農地をフルに活用することで、加工業者から求められる品質・生産量を確保しながら、農業経営の安定化と持続的な本県農業の発展に結びつける。

輸入小麦の政府売渡価格

| | R2年10月期 | R3年4月期 | R3年10月期 | R4年4月期 |
|--------|---------|--------|---------|--------|
| 政府売渡価格 | 49,210 | 51,930 | 61,820 | 72,530 |
| 対前期比 | ▲4.3% | +5.5% | +19.0% | +17.3% |

福島県産米の相対取引価格

| | R3年産 | R2年産 | R元年産 | R3/R2 | R3/R元 |
|----------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 中通りコシヒカリ | 11,038 | 13,245 | 15,369 | 83% | 72% |
| 天のつぶ | 11,087 | 12,429 | 14,479 | 89% | 77% |



コロナ禍における国産産地との取引に関する食品関係企業への意向調査
資料：日本政策金融公庫「食品産業動向調査（令和2年7月）～新型コロナウイルス感染症拡大の影響、国内産地との取引について～」
(2020年9月)

持続的な畑作物生産・供給モデル事業 【71,112千円 補助金ほか】

■モデルとなる取組の支援

- モデル地区を設定するとともに、「畑作物生産振興支援チーム」を設置し、関係機関・団体と連携して地域で波及効果の高いモデル構築を支援
県推進活動 2,712千円
補助金 3,300千円（定額または1/2以内）

■モデルとなる生産条件整備

- モデルとなる取組等で、畑作物の生産技術導入に必要な機械等の導入を支援
補助金 31,500千円（1/2以内）

■収量・品質確保対策

- 流通量拡大や品質確保に向けた技術等をモデル的に導入する取組を支援
補助金 33,600千円（定額）

継続性

安定生産

作付転換拡大支援事業 【12,613千円 補助金】

■畑作物等の作付拡大を支援

- 水田で前年産に比較して畑作物を作付拡大した生産者に対し、拡大面積に応じて奨励金を交付

生産拡大

県産畑作物使用拡大支援事業 【2,969千円 委託料ほか】

■食品産業と連携した県産畑作物の認知度向上と需要拡大による産地強化

- 県産畑作物の活用を拡大していくための推進活動により産地消費の取組拡大を推進

産地消費

目標

- 国産の需要に応える産地の育成・拡大
- 生産体制の構築による生産の高位・安定化
- 畑作物等との複合化によるもうかる農業の実現
- 食品産業等と連携した県内での安定需要の創出

オリジナルふくしま水田農業推進事業（継続）

1 趣 旨

本県産米のブランド力向上による風評払拭及び稲作農家の経営安定化を図るため、「福、笑い」を始めとする県産米の食味・品質向上の取組や、「福乃香」等県産酒造好適米を原料とした酒造りの推進など、県オリジナル水稲品種を中心とした産地における取組を支援する。

2 事業内容

(1) 県オリジナル米産地力強化支援事業

ア 県オリジナル米産地力強化推進事業

県オリジナル水稲品種の生産振興と流通販売の強化に向けた推進活動を実施する。

イ 県オリジナル米生産技術力向上事業

(ア) 地域の特色に応じた高品質・良食味米の生産技術を確立するための実証ほを設置する。

(イ) 「福、笑い」等の県オリジナル水稲品種の高品質・良食味米生産に必要な機器等の整備を支援する。

(ウ) 「福、笑い」研究会が実施する会員の栽培技術の向上・平準化の取組を支援する。

(2) 県オリジナル酒米産地力強化支援事業

ア 県産米日本酒ブランド化推進事業

「福乃香」等県産酒米の使用を増やす蔵元側の県産酒米の受入体制の整備や品質向上に向けた取組等を支援する。

イ 「福乃香」利用拡大推進事業

(ア) 酒米生産組織や蔵元との安定供給体制を築くため、展示ほの設置や研修会、イベント等を実施し栽培や利用の拡大を図る。

(イ) 地域産酒米による酒造りの取組を支援する。

ウ オリジナル酒造好適米定着促進事業

農業総合センターが、「福乃香」など県産酒造好適米の品質向上のための生産技術を確立する。

エ 県産米日本酒品質向上支援事業

展示ほ産米を原料米とした日本酒の理化学特性の分析から、肥培管理を検討する。

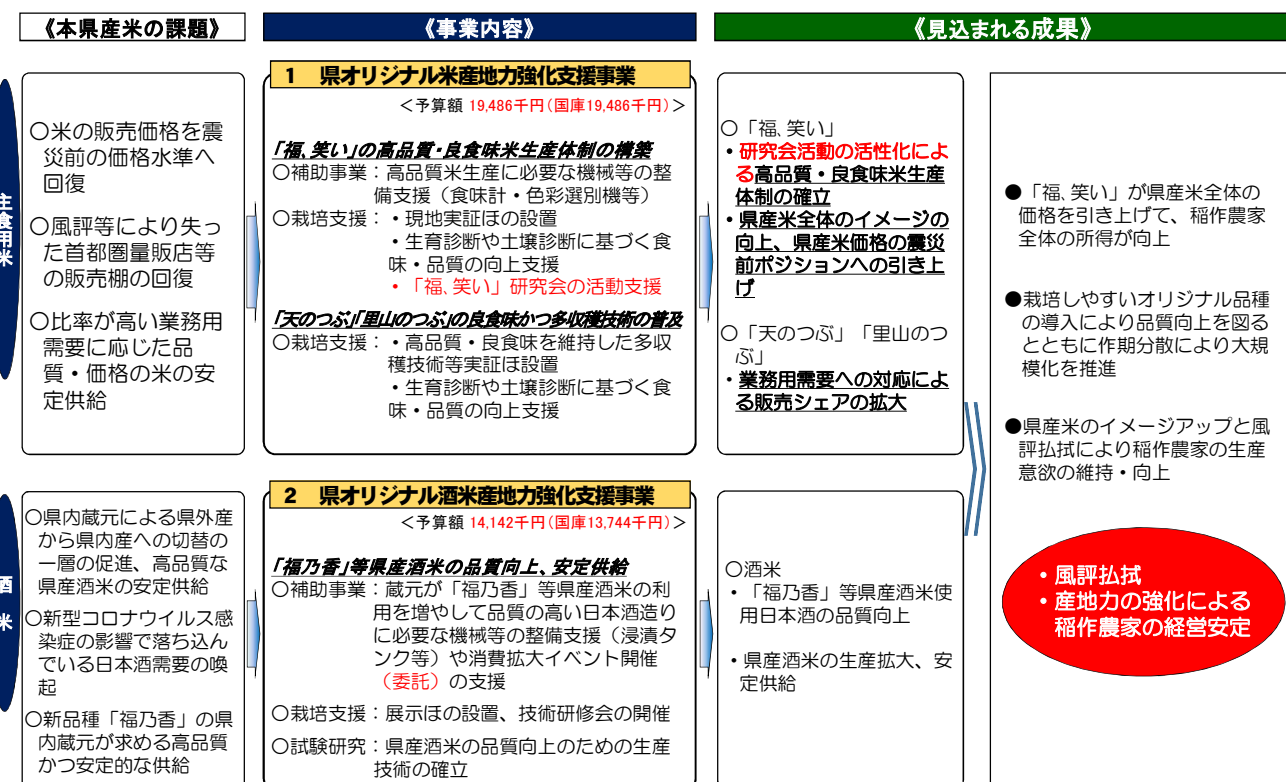
| | |
|----------|--|
| 3 事業実施主体 | 2の(1)のイの(イ) 生産部会、集落営農組織等 2の(1)のイの(ウ) 「福、笑い」研究会 2の(2)のア 県内蔵元 2の(2)のイの(イ) 酒米生産組織 2の(1)のア・イの(ア)、(2)のイの(ア)・ウ・エ 県 |
| 4 予算額 | 33,628千円 |
| 5 補助率 | 2の(1)のイの(イ) 1/2以内(上限3,500千円/件) 2の(1)のイの(ウ) 定額(上限210千円/研究会) 2の(2)のア 定額(ただし、機器等の整備及び日本酒試作に係る原料費は1/2以内) (上限2,000千円/件) 2の(2)のイ 定額(上限200千円/件) |
| 6 事業実施期間 | 令和3年度～令和5年度 |

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7360】

オリジナルふくしま水田農業推進事業 (予算額 33,628千円 (国庫33,230千円))

事業の概要 本県稲作農家の経営の安定化を図るため、「福、笑い」を始めとする県産米の食味・品質向上の取組や、「福乃香」等県産酒造好適米を原料とした酒造りの推進など、県オリジナル水稲品種を中心とした産地における取組を支援する

令和5年2月
水田畑作課



持続的畑作生産体系確立緊急対策事業（強い農業づくり整備事業）（新規）

1 趣 旨

需要に応じた種ばれいしょの安定供給体制を確立するため、種ばれいしょの生産を開始するために必要な経費を支援する。

2 事業内容

種ばれいしょの新規作付けに伴って、追加的に必要となる種いも切断作業やほ場見回り作業などの労働費、防除薬剤費、ウイルス株検定費等の経費を支援する。

3 事業実施主体 農業協同組合、農業者、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会等

4 予算額 1,260千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 令和5年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

163

園芸生産拠点育成支援事業（継続）

1 趣 旨

園芸振興に向けて収益性の高い園芸品目の生産や新たな担い手の育成と新規就農者の受入れを可能とするモデルとなる生産拠点を育成し、令和7年度までに主要品目の産出額の1割アップ（54億円増加）を目指す。

2 事業内容

(1) 園芸生産拠点県推進事業

園芸生産拠点を育成する地区の体制（市町村、土地改良区、JA等）づくりを推進するとともに、園芸振興プロジェクトや水田農業高収益化推進計画に基づき園芸生産拠点となる地区において、関係機関・団体が一体となった担い手・農地の確保・調整、生産技術、流通・販売戦略の策定等を推進する。

(2) 園芸生産拠点育成整備事業

ほ場整備や集落営農推進地区等においてスケールメリットを活かした安定生産・販売や持続的に発展する生産拠点を育成するため、当該事業に取り組む主体が策定する生産拡大や、担い手育成・確保に係る生産拠点計画に基づき、当該生産拠点整備から3年後の販売額の3千万円以上増加に向けた、生産拠点の生産・販売活動に要する施設及び付帯設備、機械等の導入経費を支援する。

3 事業実施主体 2の(1) 県
2の(2) 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体、法人、営農集団 等

4 予算額 2の(1) 480千円
2の(2) 313,800千円

5 補助率 2の(2) 国庫補助率1/2以内（※産地生産基盤パワーアップ事業、風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業）
県補助率1/10以内
市町村補助率3~10%以内（※ただし、営農集団等が実施主体の場合に限る）

6 事業実施期間 令和4年度～令和6年度

【担当課：農林水産部園芸課 024-521-7355】

164

園芸生産拠点育成支援事業【継続】

考え方

園芸作物のさらなる振興に向けて、新たな担い手の育成と技術継承を円滑に行うことができる営農体制を備えた生産拠点の形成を支援し、園芸主要品目の産出額を令和7年度までに1割（54億円）増加を目指す。

背景／課題

■現状

- 園芸産地の生産振興は、国や県等の補助事業により安定生産に寄与する施設化等を重点的に推進
⇒園芸振興プロジェクトにおける実績（R3）「きゅうり」51%（前年対比1%増）「アスパラガス」33%（前年対比3%増）

○一方、高齢化に伴う農業者のリタイヤや規模縮小によって、生産量の減少幅は施設化による収量の増加幅を上回っている状況

○今後、最も層が厚い60～70歳代の農業者が離農を迎えることで、生産量がより縮小する産地が一気に増すことが見込まれる

■課題

○施設化による安定生産等の対策に加え、新たな担い手の参入や新規栽培者の早期の技術周到区により、持続的に維持拡大する生産拠点づくりが必要

○作業の共同化による効率的な生産、機械稼働率の向上に伴うコスト削減、スケールメリットを活かした安定生産・販売が可能な団地等の形成が必要

事業仕組み

■生産拠点の考え方と効果

考え方

- 連坦等による施設やほ場の団地化
- 生産拠点整備から3年後の販売額を3千万以上増加
- 新たな担い手の定着を支援する営農体制



販売額3千万以上増加



連坦等による効率的な経営の展開



新たな栽培者の参画や協働体系

効果

- 販売額の増加と持続的に発展する生産基盤の創出（安定出荷による市場評価向上、技術継承による高度な生産力を備えた産地育成）
- 水田農業の高収益化を図るため、水稲と野菜や花き等を適切に組み合わせた複合型生産構造への転換

事業の内容

■園芸生産拠点県推進事業

〔内容〕
園芸生産拠点のモデル地区選定、園芸生産拠点の構築に係る戦略策定の推進
〔事業実施主体〕
県

■園芸生産拠点育成整備事業

〔内容〕
①市町村・JA・土地改良区・県等で構成する支援チーム等による園芸生産拠点計画の策定
②国庫補助と県単補助を組み合わせ、施設整備・機械導入等を支援
〔事業実施主体〕
市町村・農業協同組合、農業者の組織する団体、農業法人等
〔対象品目〕
園芸振興プロジェクト及び水田農業高収益化推進計画の野菜・花き
〔補助率〕
6/10（国1/2、県1/10）以内

事業目標

園芸生産拠点：令和6年度までに12地区（販売額の目標 販売額3千万円以上×12地区）

果樹園地継承促進事業（継続）

1 趣 旨

高齢化や後継者不足により樹園地が減少しているため、産地維持のための円滑な樹園地継承に向けて、生産性の高い樹園地を地域全体で守り活用する仕組みづくり、果樹の新たな担い手の早期技術習得のための研修園地の運営などを支援する。

2 事業内容

(1) 県推進事業

園地継承の仕組みづくりを促進するため、県（農林事務所）において推進会議の開催、樹園地データベースの集約、意向調査、優良事例等の情報発信（セミナー）に取り組む。

(2) 地区推進事業

果樹園地の維持・発展に向けて、各産地において園地継承のルールづくりや円滑な継承に必要なマップ作成、新たな栽培者の育成・確保のための研修園地の整備・運営、大苗育成の取組に要する経費を支援する。

3 事業実施主体

- 2の(1) 県
2の(2) 果樹産地協議会（JA、全農福島県本部、JA果実生産部会、市町村、農業委員会、農業共済組合、福島県農地中間管理機構、県等）

4 予 算 額

- 2の(1) 1,237千円
2の(2) 8,074千円

5 補 助 率

- 2の(2) 定額

6 事業実施期間

- 令和4年度～令和6年度

果樹園地継承促進事業【継続】

(予算額:9,311千円)

事業の必要性

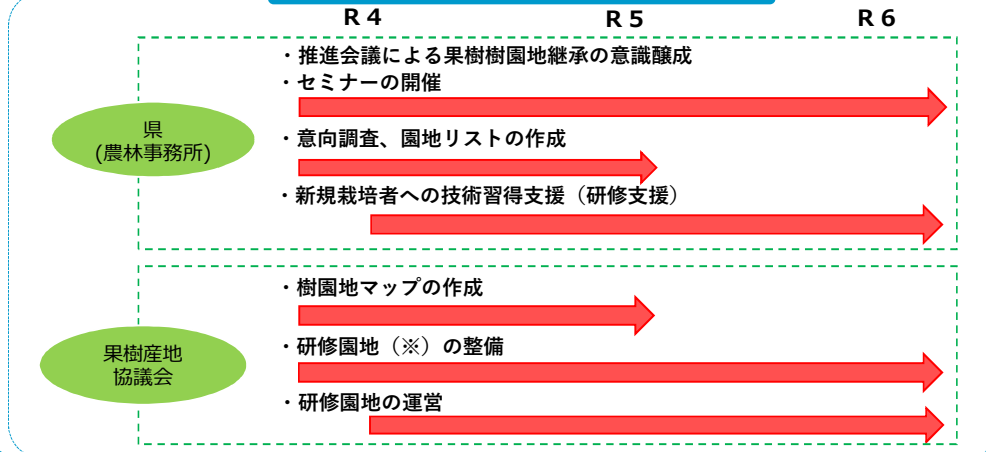
- 本県の果樹産出額は273億円で、地方の雇用や資材消費等産出額の約3倍の経済効果があり、地方の貴重な産業の一角を担う。
- 本県主力の「もも」「なし」は栽培面積、収穫量・出荷量ともに年々減少。
- 令和4年度までに7産地で園地リスト（継承を希望する生産者や園地のデータ）が作成され、研修園地の整備が3産地で進んだ。
- 令和5年度は研修園地が整備された産地では研修園地の運営を支援し、研修園地未整備の産地では研修園地の整備を支援する。

事業内容

園地継承の仕組みづくり

- 1 取組内容：推進会議、意向調査、園地リスト作成、セミナー
事業主体：県（農林事務所）
- 2 取組内容：話し合い、果樹園地マップづくり、円滑な園地継承に必要なルールづくり、研修園地の整備・運営
事業主体：果樹産地協議会（農業者、市町村、JA、農業委員会、農地中間管理機構、県等）

年次ごとのスケジュール



成果

園地継承の仕組みづくり
果樹園地減少の抑制

果樹産業を
ベースとする
地域の活性化

事業目標

園芸振興プロジェクト品目（もも+日本なし+ぶどう）20ha/年間 園地継承

※新規参入者の早期技術習得に必要な研修園地を整備し、熟練農家により技術習得を支援する。

167

県育成品種種苗安定供給事業（継続）

1 趣 旨

農業所得の確保や園芸産地の振興を目的に開発した県育成オリジナル品種（野菜・花き）の種苗を生産者へ安定的に供給するため、民間事業者において増殖・供給が困難な品目・品種の種苗を生産するとともに、許諾を受けた種苗生産者へ原種苗等を安定的に配付する体制を整備する。

2 事業内容

(1) 県育成品種種苗安定供給事業

農業総合センターにおいて、県育成オリジナル品種（野菜・花き）の一般種苗（農業者へ販売）及び原種苗（種苗生産者へ配付）の生産体制を構築する。

3 事業実施主体

県

4 予算額

3,245千円

5 補助率

—

6 事業実施期間

令和4年度～令和6年度

【担当課：農林水産部園芸課 024-521-7357】

県育成品種種苗安定供給事業

園芸課
予算額：3,245千円

背景

- 本県においては、「ふくしまならでは」の県育成品種を活用したブランド化を進めるにあたって、普及に必要な種子・苗の計画的な生産が必要となっている。
- F1品種で種苗業者やJAでは種子生産が困難な品種がある。
- 農業総合センターが種苗業者やJAと連携して種子・苗の供給を行っていく体制の整備が必要。

事業内容

県育成品種種苗安定供給事業
(R5) 事業費：3,245千円

- 県オリジナル品種の種苗生産
 - ・アスパラガス種子
 - ・リンドウ定植苗
 - ・リンドウ組織培養苗
- 県オリジナル品種の元株等の管理
 - ・元株→原種苗（培養）
 - ・原種苗→原種株（育苗）
 - ・原種株→種子（交配・採種）



事業効果

- 適切な管理下で生産された優良種苗を**県内生産者に安定提供**することで産地化が進む
- 「強み」**（高品質、魅力ある「福島ならでは」、新たな需要の創出などのブランド力、作りやすさ、多収や安定生産）のある園芸産地の育成

【目標】

- 新しい農林水産業振興計画を実現するためのアクションプログラムで掲げた**生産力と競争力の強化に寄与**。主要10品目の農業産出額を5年間で**1.1倍（45億円）**増加

県育成オリジナル品種（園芸作物のうちアスパラガス、リンドウ）の生産振興計画

| 品目 | 作付面積※1 (R12目標) | | | 伸び率 (R7/R2) | 産出額※1 (R12目標) | 伸び率 (R12/R30) |
|--------|---------------------|------------------------|----------------------|-------------|---------------|---------------|
| | 県オリジナル品種作付面積 (R2現状) | 県オリジナル品種作付面積 (R7目標) ※2 | 県オリジナル品種作付面積 (R12目標) | | | |
| アスパラガス | 410ha | 55ha | 152ha | 276% | 30.2億円 | 201% |
| りんどう | 30ha | 3ha | 8ha | 300% | 3.0億円 | 200% |

※1 農林水産業振興計画
※2 品種ごとの生産振興計画（合計）

169

県育成オリジナル品種活用産地づくり支援事業（継続）

1 趣 旨

大粒で糖度が高い等の特徴を有する県育成オリジナル品種（いちご「ゆうやけベリー」）の生産拡大、PRに一貫して取り組み、農業者の所得向上や、本県産いちごのブランド化により競争力の高い産地を育成する。

2 事業内容

(1) 種苗供給体制整備事業

ゆうやけベリーの作付に必要な種苗の委託生産・供給

(2) 産地づくり支援事業

ア ゆうやけベリーの作付に必要な初期生産資材、施設等の導入を支援する。

イ 研修会等による普及拡大を推進する。

(3) ブランド確立推進事業

県育成いちご品種のブランド化を図るため、メディアミックスによる認知度向上、量販店・観光農園等と連携したPR、飲食店等と連携した料理等の提供等を実施する。

3 事業実施主体

県、ゆうやけベリー作付農家等

4 予算額 2の(1) 13,971千円

2の(2)のア 948千円

イ 76,000千円

2の(3) 26,555千円

5 補助率 2の(2)のア 初期生産資材：定額
施設等：2/3以内

6 事業実施期間 令和4年度～令和7年度

【担当課：農林水産部園芸課 024-521-7355】

県育成オリジナル品種活用産地づくり支援事業

(R5要求額：117,474千円)

背景

- 高齢化等によりいちごの作付面積及び出荷量は減少しており、また、風評被害により全国との価格差は拡大したまま
- 大粒で糖度が高い等の特徴を有する県育成オリジナル品種（いちご「ゆうやけベリー」）の生産拡大、PRに一貫して取り組み、農業者の所得向上や、本県産いちごのブランド化により競争力の高い産地の育成が必要

ゆうやけベリーの品種特性

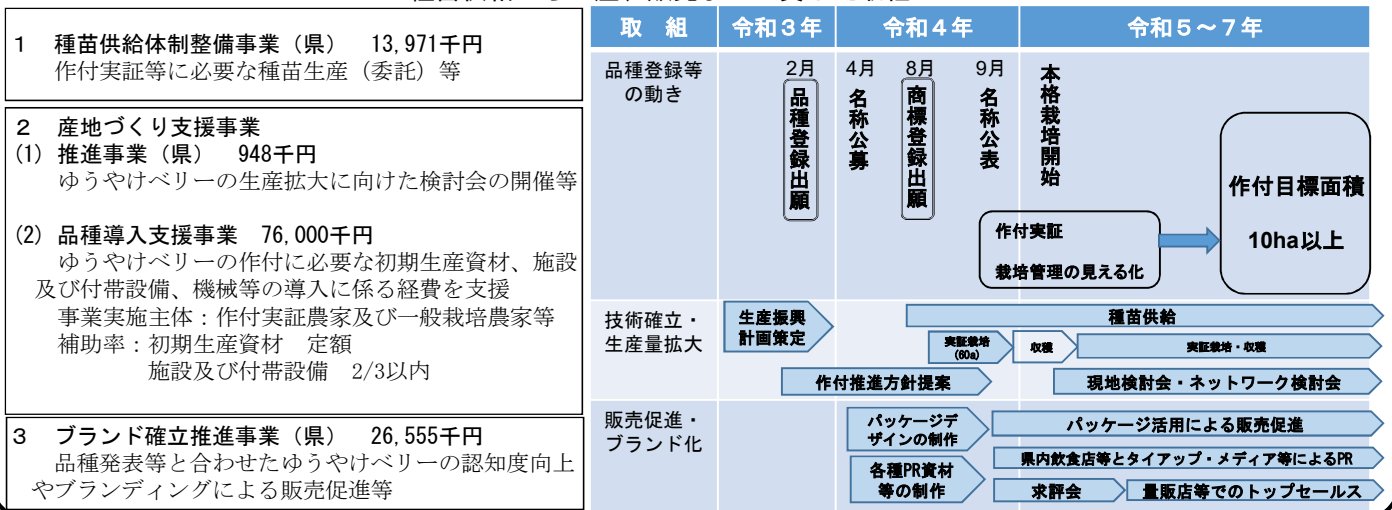
- ・年内の需要期に収穫開始できる
- ・低温に強く収量性が高い
- ・栽培管理が容易
- ・果実は大粒で糖度が高く良食味



図 試食評価の結果

事業内容

種苗供給から生産、販売まで一貫した取組



効果

ゆうやけベリーの迅速な普及拡大・県内でのシェアを広げ県産いちごのブランディング

県育成品種を活用した競争力の高い産地の育成

- ゆうやけベリーの県内作付面積 (R2) 0ha → (R7) 10ha以上
- 福島県農林水産業振興計画の指標 農業産出額（園芸） (R1) 806億円→(R12) 993億円以上

風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業（継続）

1 趣 旨

園芸産地自らが地域の特性を生かし、市場等からの産地信頼回復、風評払拭、創意工夫を凝らした取組（オンリーワンの取組）、及び新たな挑戦に必要な取組を支援する。

2 事業内容

- (1) 競争力強化県推進事業
園芸産地における生産力強化に向けた課題解決のための研修会の開催や調査分析等を実施する。
- (2) 生産対策強化支援事業
 - ア 産地活動支援事業
作付実証や加工品試作及び求評会の開催、各種分析等に係る経費を支援する。
 - イ 生産体制強化支援事業
県育成品種の種苗や施設及び付帯設備、設備、機械等の導入に係る経費を支援する。

- 3 事業実施主体 2の(1) 県
2の(2) 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等
- 4 予算額 2の(1) 6,700千円
2の(2) 74,800千円
- 5 補助率 2の(2) ア 定額
イ 1/2以内
- 6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農林水産部園芸課 024-521-7355】

風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業

(予算額：81,500千円 (R4：51,500千円))

- 震災後は市場占有率の低い園芸品目ほど、風評の影響を大きく受けており、販売先での供給量が潤沢であると産地の選択順位が下がり、競合する他県産地よりも競争力が低下している状況にある。
- 市場等から選ばれる園芸品目の生産推進を図るため、作付実証や土壌分析等の風評払拭に向けた取組や、地域性のある品種や栽培方法等に特色のある創意工夫を凝らした取組、また安定的に高品質な農産物を定量供給するための園芸施設や機械導入等の生産体制強化に向けた取組等を支援し、地域性を活かした、多様で競争力の高い産地育成を目指す。
- 福島県園芸振興プロジェクトに位置づけた主要品目(トマト、きゅうり、もも、なし、さやいんげん、アスパラガス、ぶどう)では、県内約80地区で施設化等の推進を図る。主要品目では、大規模化を目指す経営体への支援を強化するとともに、特に風評等の影響を強く受けているさやいんげん、アスパラガス、ぶどうは、新技術の導入を図ることで、産地の生産力及び競争力を強化する。

【課題】

- 震災と風評等の影響により、出荷量が特に大きく減少した「さやいんげん」、「アスパラガス」、競合産地との価格差が回復しない「ぶどう」について、産地の競争力強化を図る必要

さやいんげん (出荷量▲27%)

アスパラガス (出荷量▲27%)

ぶどう (全国平均単価に対する割合 101%→85%)

【さやいんげん、アスパラガスのデータは震災前のH22とR2比較。
ぶどうの価格差はH22とR3比較。】

【対策の方針】

- さやいんげん
→ 施設導入による作型分化、機械化体系の確立による長期安定出荷を図り、出荷量、販売額を回復する
- アスパラガス
→ 施設や自動灌水同時施肥装置等の導入を推進し、長期二期穫り栽培の作付割合を高め、長期安定出荷を図り、出荷量、販売額を回復する
- ぶどう
→ 市場性の高い品種への転換と併せ根圏制御栽培等の導入により早期成園化・早期出荷を図り、出荷量・販売額を向上させる

R5 予算要求：風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業

支援メニューについてはR4年度と同様とし、大規模化を目指す経営体への支援強化、特に風評等の影響を強く受けているさやいんげん、アスパラガス、ぶどうについて新技術の導入を図り、競争力の高い産地を育成する

事業実施主体：

(①の取組) 福島県

(②の取組) 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等

事業期間：R3年度からR7年度の5年間

事業目標：県主要園芸品目の販売金額の向上

事業内容：

① 競争力強化県推進事業 <定額> (継続)

園芸産地における生産力強化に向けた課題解決のため、研修会の開催や調査分析等に要する経費を支援

② 生産対策強化支援事業 <定額、1/2以内>

作付実証や土壌分析等の風評払拭に向けた取組、地域性のある品種や栽培方法等に特色のある創意工夫を凝らした取組、安定的に高品質な農産物を定量供給するための園芸施設や機械導入等の生産体制強化に向けた取組等を支援

173

ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業 (継続)

1 趣 旨

難防除病害であるモモせん孔細菌病をはじめとする病害虫の総合防除を地域ぐるみで取り組む体制を強化するとともに、品種構成の改善により、品質の高いもの安定生産と長期出荷を図り、確固たる市場の信頼を確保する。

2 事業内容

(1) ふくしまのもも担い手ステップアップ事業

ア 共同防除組織等の担い手確保・育成

共同防除組織等が行う新たなオペレーターを確保するために必要な経費を支援する。

イ 地域ぐるみの春型枝病斑等の除去実践

共同防除組織等の合意に基づき新たな雇用を活用して春型枝病斑等の除去に必要な経費を支援する。

ウ 共同薬剤防除の高度化

共同防除組織等が行う薬剤防除の効率化のために必要な機械・施設の導入にかかる経費を支援する。

(2) ふくしまのもも産地再生支援対策事業

ア 防風施設等の導入

地域ぐるみで計画的に整備する防風設備等の導入に要する経費を支援する。

イ 品種構成の改善

「あかつき」以外の品種への新植・改植のために必要な経費を支援する。

3 事業実施主体 市町村、農業協同組合、農業者が組織する団体等

4 予算額 33,263千円

5 補助率 2の(1)のア：定額(1,500円/時間) イ：定額(20千円/10a) ウ：1/2以内
2の(2)のア：5/6以内 イ：定額

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業
(福島県農林水産業復興創生事業交付金)

令和5年度予算額
33,263千円

1 本県産ももの販売実績

8月の福島県産ももの平均単価は震災後大きく下落。徐々に回復するも主産県との価格差は広がったまま。しかも3番手であった長野県に抜かれ差は縮まらない。

表 東京都中央卸売市場におけるももの平均単価(各8月)

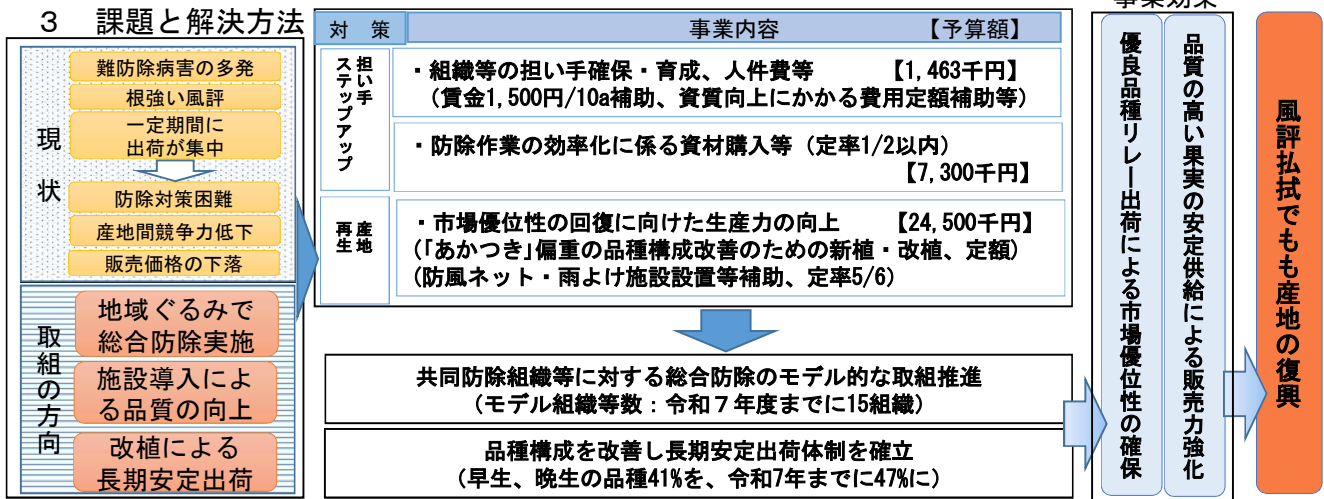
| 県名 | (円/kg) | | | | |
|-----|-------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| | H 2 2 | H 2 3 | H 3 0 | R 元 | R 2 |
| 福島県 | 439 | 195 | 501 | 493 | 620 |
| 山梨県 | 498 | 448 | 742 | 608 | 752 |
| 長野県 | 410 | 312 | 589 | 562 | 649 |
| 価格差 | △59 ～29円 | △235 ～△117円 | △88 ～△241円 | △69 ～△115円 | △29 ～△132円 |

東日本大震災と原発事故に端を発した風評の拡大

2 風評払拭のための取組

- 他県産との価格差が回復していないため、引き続き機会を捉え販売促進
- 地域ぐるみで総合防除対策を実施し、難防除病害虫であるモモせん孔細菌病の果実被害軽減
- 防風施設、雨よけ施設の導入によりモモせん孔細菌病の被害軽減と高品質な果実の安定供給
- 県オリジナル品種等優良品種の導入によりモモせん孔細菌病被害軽減と品種分散による長期安定出荷の促進

3 課題と解決方法



175

産地生産基盤パワーアップ事業(強い農業づくり整備事業)(継続)

1 趣 旨

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地の農業者等に対し、実現に必要な生産資材及び農業機械のリース導入並びに集出荷施設等の施設整備に要する経費等を支援する。

2 事業内容

- (1) 生産支援事業
コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得、雨よけハウス等の高付加価値化に必要な生産資材の導入等を支援する。
- (2) 整備事業
乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設(低コスト耐候性ハウス等)等の整備を支援する。
- (3) 効果増進事業
事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費を支援する。

3 事業実施主体 市町村、農業者、農業団体、民間事業者等

4 予算額 1,574,260千円

5 補助率 1/2以内等

6 事業実施期間 平成28年度～令和5年度

【担当課:生産流通総室園芸課 024-521-7355】

14 産地生産基盤パワーアップ事業

【令和4年度補正予算額 30,600百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等**を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
- 園芸作物等の先導的取組支援**
果樹、野菜、花き、茶について、**需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。
- 国産シェア拡大対策**
国産表・大豆の増産や安定供給に必要な農業機械の導入や集出荷貯蔵施設等の整備、園芸作物等の生産体制の合理化に向けた機械・設備のリース導入等や出荷調整可能な大型加工施設の整備、流通効率化に係るパレタイザ等の施設整備等を支援します。

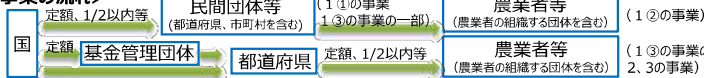
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、**燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- 生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- 全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

| 輸出等の新市場の獲得 | 産地の収益性の向上 |
|--|--|
| 新たな生産・供給体制 拠点事業者の貯蔵・加工施設 果樹・茶の改植や新樹形導入 国産シェア拡大に向けた施設 流通効率化に向けた機械・施設 | 収益力強化への計画的な取組 農業機械のリース導入・取得 ヒートポンプ等のリース導入・取得 生産資材の導入 優先枠の設定 スマート農業推進枠 施設園芸エネルギー転換枠 持続的畑作確立枠 優先枠の設定 中山間地域の体制整備 農産物輸出に向けた体制整備 |
| 生産基盤の強化 継承ハウス、園地の再整備・改修 | 堆肥等を活用した土づくり |

- 【お問い合わせ先】
- | | | |
|-------------|-------------|----------------|
| (1①、2の事業) | 農産局総務課生産推進室 | (03-3502-5945) |
| (1②③、3①の事業) | 園芸作物課 | (03-6744-2113) |
| (1②の事業) | 果樹・茶グループ | (03-6744-2117) |
| (1③の事業) | 穀物課 | (03-3502-5959) |
| (3②の事業) | 農業環境対策課 | (03-3593-6495) |

園芸産地における事業継続強化対策（強い農業づくり整備事業）（継続）

1 趣 旨

自然災害の発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、複数農業者による共同の事業継続計画（BCP）を策定し、計画に基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な体制整備、BCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧に必要な取組を支援する。

2 事業内容

- 事業継続計画の検討及び策定、非常時協力体制の整備
事業継続計画策定、非常時協力体制整備に向けた検討会等の開催等を支援する。
- 事業継続計画の実践
 - ア 自力施工等の技能習得、災害復旧実証
ハウスの自力施工研修等の技能習得、自力施工体制活用等による災害復旧の取組実証を支援する。
 - イ 既存ハウスの補強等の被害防止対策
既存ハウスの補強、防風ネット・融雪装置の導入、共同利用非常用電源の導入等を支援する。

3 事業実施主体 市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等

4 予算額 4,000千円

5 補助率 2(1)及び(2)ア：定額 2(2)イ：1/2以内

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

55 園芸産地における事業継続強化対策

【令和4年度補正予算額 260百万円】

<対策のポイント>

自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた**複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援**します。また、**BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な取組を支援**します。

<事業目標>

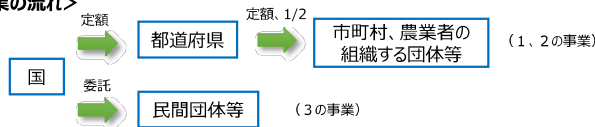
全国の非常時の備えが必要な施設園芸等の産地において、BCPの策定とBCPIに基づく対策を実施し、非常時の対応能力を向上 [令和7年度まで]

<事業の内容>

産地の生産部会等の単位で**複数農業者による共同の事業継続計画（BCP）を策定し、計画に基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な体制整備、BCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧の取組実証等を支援**します。

- 1. 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定等** 240百万円の内数
 - ① 事業継続計画の検討、策定
 - ② 非常時の協力体制の構築
- 2. 園芸産地における事業継続計画の実践** 240百万円の内数
 - (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証**
 - ① 災害に備えた自力施工技能習得、復旧体制の整備
 - (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策**
 - ① 災害に備えたハウスの補強、防風ネットの設置
 - ② 停電時の被害防止に必要な非常用電源や大雪によるハウス倒壊を防ぐ融雪装置等の導入
- 3. 園芸産地BCP推進マニュアルの作成【委託】** 20百万円
 - ① BCPの策定方法等をまとめたマニュアルの作成

<事業の流れ>



<事業イメージ>

台風・地震等の自然災害によって通常の農業生産が困難になるおそれ

・業務継続のため、地域の関係者が連携する体制を整備しておくことが重要
→産地での事業継続計画の策定と実践を加速化

【支援内容】

- 産地単位や法人グループ単位で事業継続計画（BCP）を検討・策定、非常時の協力体制の構築
- BCPの実践に必要な取組を支援
- 園芸産地BCP推進マニュアルを策定

事業継続計画（BCP）
非常時の協力体制の構築

ハウス自力施工研修など技能習得
ハウスの補強
非常用電源の共同利用
自力施工体制の活用等による災害復旧の取組実証

BCP推進マニュアルの策定

地方自治体における産地でのBCP策定を加速化

【お問い合わせ先】 農産局園芸作物課 (03-3593-6496)

産地生産力強化総合対策事業（継続）

1 趣 旨

震災前よりもさらなる産地の生産力強化を図るため、園芸振興推進体制の構築や県オリジナル品種の導入、各種作物の産地規模の拡大、省力・低コスト化、高品質化のための機械・施設の導入など、生産の拡大に直結する取組を支援する。

2 事業内容

- (1) 産地育成推進事業
 - 関係機関・団体が一体となって園芸振興に取り組む推進体制を構築するとともに、県オリジナル品種の普及を強力に進める。
- (2) 産地育成整備事業
 - ア 園芸作物支援対策
 - 作付面積、生産量の拡大、省力化、品質向上のための初期生産資材、農業機械、施設化や高品質安定生産を図るための装置等の導入、水源確保(井戸掘削)等を支援する。
 - イ 土地利用型作物支援対策
 - 大豆、麦、そば、なたね等、飼料作物及び主要農作物（水稻・麦・大豆）種子の生産について、低コスト化、高品質化及び生産拡大を図るための取組に必要な機械・機器等の導入を支援する。

| | |
|----------|--|
| 3 事業実施主体 | 2の(1) 福島県 2の(2) 市町村、農業協同組合、営農集団、農業法人等 |
| 4 予算額 | 2の(1) 641千円 2の(2) 42,900千円 |
| 5 補助率 | 2の(2) 1/3以内、4/10以内、1/2以内、定額 |
| 6 事業実施期間 | 令和3年度～令和7年度 |

【担当課：農林水産部園芸課 024-521-7355】

産地生産力強化総合対策事業（うち産地育成整備事業）

園芸課

（予算額：4.2、900千円）

事業概要

震災前よりもさらなる産地の生産力強化を図るため、**県オリジナル品種の導入、規模拡大、省力低コスト化、高品質化のための機械・施設の導入**など、生産の拡大に直結する取組を支援する。

1 園芸作物支援対策

○ 対象品目：果樹、野菜、花き ※((1)～(3)共通)

(1) 新規園芸品目導入支援事業

ア 事業主体：市町村、農業公社、JA、地域農業再生協議会

イ 補助対象：新たな園芸品目の導入に必要な初期生産資材（果樹を除く）、農業機械、高品質安定生産装置、施設及び付帯設備等

ウ 補助率：4/10以内

ただし、水稲からの転換又は水稲との複合経営として新たに園芸品目を新規導入する場合は補助率1/2以内。野菜、花きの永年性作物を新規導入する場合の初期生産資材は定額。

(2) 省力化支援事業

ア 事業主体：市町村、JA、営農集団、農業法人等（受益農家3戸以上）

イ 補助対象：省力化のための農業機械（育苗・移植用機械、防除用機械、栽培管理用機械、収穫用機械、調製・出荷用機械）等

ウ 補助率：1/3以内

ただし、以下の①及び②の条件を満たす場合は補助率4/10以内

①基準年において契約出荷を行っている場合又は契約出荷を新たに行う場合

②導入機械の受益農地に水田が30a以上含まれる場合

(3) 生産力強化支援事業

ア 事業主体：市町村、JA、営農集団、農業法人等（受益農家3戸以上）

イ 補助対象：優良種苗の導入、高品質安定生産装置、施設及び付帯設備、水源確保（井戸掘削）等

ウ 補助率：1/3以内

2 土地利用型作物支援対策

○ 事業主体：市町村、農業公社、JA、営農集団、農業法人等（受益農家3戸以上） ※((1)～(2)共通)

○ 補助率：1/3以内 ※((1)～(3)共通)

(1) 産地拡大支援事業

ア 対象品目：大豆、麦、そば等

イ 補助対象：生産規模拡大のための省力化機械（排水対策用機械、栽培管理用機械、収穫用機械）・拠点整備（乾燥・調製・出荷用機械）等

(2) 飼料作物支援事業

ア 対象品目：飼料作物

イ 補助対象：栽培管理用機械・播種機械、収穫・調製用機械、運搬・保管用機械等

(3) 主要農作物種子支援事業

ア 実施主体：JA、種子生産を行う組合、種子生産を行う法人等

イ 対象品目：主要農作物（水稲・麦・大豆）種子

ウ 補助対象：種子生産に必要な機械（種子用コンバイン、乾燥機、選別機等の調製機器等）等

事業内容

事業効果

○園芸産地及び土地利用型作物の生産力の強化

○担い手の確保・育成 新規栽培者の確保・定着

- ・水稲農家の園芸品目導入
- ・新規就農者を確保
- ・永年性作物の新規導入促進

○労力不足の解消 省力化技術の導入

- ・土地利用型野菜の作付の推進
- ・契約野菜の取組促進
- ・農業法人の規模拡大促進
- ・土地利用型作物の生産の効率化及び地域の担い手確保・規模拡大を促進

○出荷量・産出額の向上 単収・単価の向上

- ・出荷期間の長期化
- ・生産の高度化

181

飼料価格高騰対策事業（新規）

1 趣 旨

飼料価格の高止まりにより、生産者の負担が増加していることから、飼料価格上昇分の一部を支援、大きな影響を受け続けている畜産農家の経営安定を図る。

2 事業内容

(1) 畜産配合飼料価格高騰対策事業

配合飼料価格安定制度の生産者負担金及び同制度による補填後の負担増加分の一部を関連団体を通して畜産農家に支援する。

(2) 酪農輸入粗飼料価格高騰対策事業

輸入粗飼料価格の上昇分の一部を支援する。

3 事業実施主体

福島県配合飼料価格安定基金協会、福島県酪農業協同組合 等

4 予算額

1, 222, 745千円

(1) 1, 111, 565千円

(2) 111, 180千円

5 補助率

(1) 3千円/t(定額)、事務経費(定額)

(2) 5千円/t(定額)、事務経費(定額)

6 事業実施期間

令和5年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7364】

ふくしまならではの自給飼料増産推進事業（新規）

1 趣 旨

近年、輸入飼料価格が高騰する中、震災後、飼料作物作付面積が減少した本県において、大規模牧場の建設などにより、乳牛や肉用牛の増頭が見込まれており、自給飼料生産の重要性が増している。子実用とうもろこしの作付モデルや効率的草地管理の実証、牧草・青刈りとうもろこしの作付面積拡大への助成により、畜産経営における自給飼料の利用を高め、畜産物生産量の向上に資する。

2 事業内容

(1) 自給飼料増産モデル構築事業

ア 子実用とうもろこしのモデル栽培実証

(ア) 実証ほ設置・研修会開催

飼料価格高騰により注目されている本県で生産されていない「子実用とうもろこし」のモデル栽培実証により作付けを推進する。(県内1ヶ所)

(イ) 実証用機械導入支援

子実用とうもろこしの収穫調整等に使用する機械の導入を支援する。

イ 子実用とうもろこしの給与実証

肉用繁殖雌牛等への効果的な給与法を実証し、県内での子実用とうもろこしの利用を推進する。

ウ 効率的草地管理の実証

高冷地に適した牧草(チモシー等)の作付実証や品種を組み合わせた草地管理、効率的な施肥管理を実証し、県内公共牧場等へ技術移転することにより飼料増産を推進する。

(2) 作付面積拡大支援事業

畑地において前年に比較して牧草・青刈りとうもろこしの作付面積を拡大した生産者に奨励金を交付する取り組みを支援する。

3 事業実施主体

2の(1)のア(ア)、イ、ウ：県

2の(1)のア(イ)：飼料生産組織等

2の(2)：市町村・農業協同組合

183

4 予算額

54,387千円

5 補助率

2の(1)のア(ア)、イ、ウ：－

2の(1)のア(イ)：事業費の1/4以内(補助上限4,250千円/事業実施主体)

2の(2)：定額

6 事業実施期間

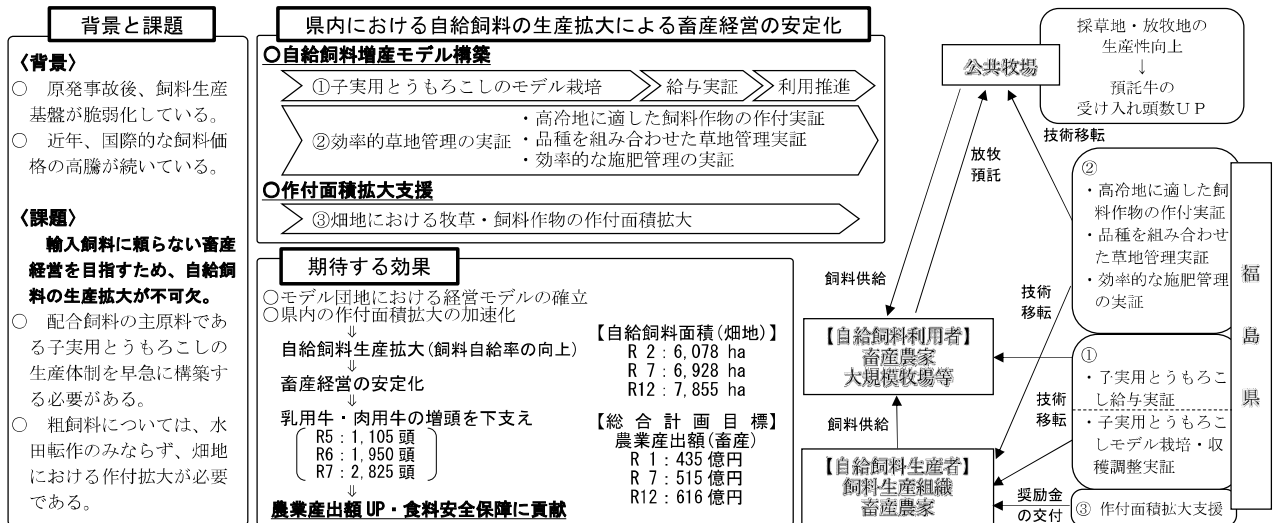
令和5年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7364】

ふくしまならではの自給飼料増産推進事業

R5当初予算 54,387千円

原子力災害により本県の飼料生産基盤が脆弱化していることに加え、昨今の国際的な飼料価格の高騰により畜産農家の経営状況が逼迫していることから、飼料生産基盤の回復・自給飼料の生産拡大により、輸入飼料に頼らない安定的な畜産経営の実現を図る。



想定スケジュール

| 概要(内容) | 実施主体 | R5 | R6 | R7 |
|-------------|-------------|--|------------|----------------|
| 自給飼料増産モデル構築 | 畜産研究所 | 子実用とうもろこしのモデル栽培実証 (R5~R7 各年度1ヶ所ずつモデル地区を設定) | | |
| | | 子実用とうもろこしの給与実証 (畜産研究所) | | 現地実証 |
| | | | | 子実用とうもろこしの利用促進 |
| | | 効率的草地管理の実証 (畜産研究所) | | 現地実証 |
| 作付面積拡大支援 | 飼料生産組織、畜産農家 | 畑地における牧草・飼料作物の作付面積拡大 | | |
| | | R5: 220 ha | R6: 250 ha | R7: 380 ha |

「福島牛」AI肥育確立事業

1 趣 旨

福島県の和牛の頭数は、原発事故に伴いその多くが失われ、全国と比較して著しく減少したままである。特に被災12市町村では「飯館牛」「双葉牛」等の銘柄牛の生産が地域の基幹産業であったが現状は壊滅的な状況であり、肉用牛生産を核とした畜産業の早期復興が望まれている(相馬地方の肉用牛戸数 H21:400 戸から H29:63 戸)。併せて福島県産和牛の枝肉価格は、風評により全国との差が常に1割程度(200円~400円/kg)安値で取引されており、ブランドの回復には至っていない。

そこで、平成31年度から取り組んだ「福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業(ICT活用による和牛肥育飼養管理技術の開発)」により開発した国内初の最新技術を普及させ、肥育経営の安定化に資することにより生産基盤を拡充するとともに、斉一性の高い福島牛の安定生産と更なる高品質化を図りブランド力を強化する必要がある。

2 事業内容

超音波画像から牛枝肉横断面画像を推定できるAI肉質評価システムを活用し、県内の肥育農家等が飼養する肥育牛を実際に診断することにより、日常の管理技術を適正に改善するとともに出荷月齢の短縮と安定した高品質肉用牛の生産を図る。また、「福島牛」のブランド力強化に向けた優良肥育素牛導入を推進するとともに、バイヤーが求める斉一性の高い高品質肉用牛の出荷に繋げ、優良肉用牛の産地形成を確立する。

3 事業実施主体 県、生産者団体等

4 予算額 173,199千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 令和5年度

「福島牛」AI肥育確立事業

(R5年度予算額: 173,199千円)

背景

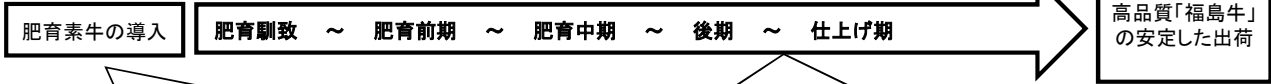
福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業(ICT活用による和牛肥育管理技術の開発)成果の活用

- ・和牛肥育については、風評により全国平均との差は1割程度(86%R2.10時点東京都中央卸売市場統計情報)、依然として200~400円/kg程度の安値が続く。
- ・出荷者が経験や勘により肥育牛を出荷することは、不揃いなロット出荷となり、バイヤーから選択されにくい。
- ・効率的で安定的な肥育牛の飼養管理技術が望まれている。

事業内容

県内畜産農家による優良な素牛の導入を支援し、これら優良素牛を福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業により開発した国内初の最新AI肉質評価システムを活用して肥育することにより、安定的な高品質な「福島牛」の出荷を促進する。

<肥育の流れ>



優良肥育素牛の導入支援

(142,000千円)

素牛導入者が行う飼養管理メニュー



モデル牛、
又は優良牛

①血液分析 ②飼料分析 ③超音波肉質分析

生産基盤の維持・拡大を目指し、肥育農家が和牛子牛セリ市場から優良肥育素牛を導入する場合にAI肉質評価システムのデータ蓄積に資する飼養管理メニューの掛かり増し経費の一部を助成する。

要件 子牛セリ市場より導入(ハイクラス牛、優良牛)

期間 令和5年4月～令和6年3月

実施団体 福島県農業協同組合連合会福島県本部

対象 肥育牛飼養農家

補助金額 ハイクラス牛 → 10万円/頭 (300頭)

優良牛 → 7万円/頭(1,600頭)

AI肉質評価システムによる肥育管理支援

(31,199千円)



肥育牛の超音波画像を取得し、県内3地方に整備するAI肉質診断拠点で評価
将来の枝肉横断面を見える化

適正な飼養管理、
適正な出荷時期
を明確化!

AIが学習したビッグデータを基に、成育途中の牛の超音波画像から将来の肉質を推定できる新技術を導入し、最適な時期での出荷やそれに向けた飼養管理が可能になることで、安定的な高品質な「福島牛」生産を促進する。

期間 令和5年4月～令和6年3月

実施機関 県

対象 生産者団体が推薦する肥育農家

診断件数 1,900頭(予定)

- ・肥育期間の短縮
- ・牛舎回転率の上昇
- ・販売金額の上昇

生産基盤の回復、拡大

「福島牛」ブランド力強化
全国的に優位な産地形成

ふくしまの畜産復興対策事業(継続)

1 趣 旨

東日本大震災及び原発事故の影響により大きな被害を受けた本県畜産業の復興を図るため、生産、風評払拭及び経営安定の対策を一体的に支援する。

2 事業内容

- (1) 福島牛改良基盤再生事業
福島牛の能力と品質を向上させ、風評に負けないブランド力の強化を図るため、先端技術であるゲノミック評価を活用した優秀な県産種雄牛の造成を目指すとともに、鳥取県の優秀な遺伝資源を当県に取り入れ改良のスピードアップを図る。
- (2) 未来の畜産創生事業
肉用牛の生産基盤を早急に回復させるため、肉用牛一貫経営への転換等による肉用牛の生産基盤を回復させる取組等の支援を行い地域一体的な所得向上を目指す。
- (3) 次世代酪農家育成・乳量UPチャレンジ事業
次世代の酪農家を育成するため、県内全域の酪農後継者等が組織する団体が行う技術・経営研修の開催経費、及びモデル検定の実施に対し補助金を交付する。
- (4) 中核酪農家生産基盤強化事業
生乳生産基盤強化のため、成畜飼養頭数120頭以上の中核酪農家が乳用初妊牛導入により生乳生産量を増加させる取組に対し支援するとともに、県内の酪農家に対して性別別受精卵、遺伝子評価等を利用した高能力乳用雌牛への転換を図る取組を支援する。
- (5) うまい!「福島県産牛」生産・販売力強化対策事業
福島県産牛の生産基盤を回復させるため、付加価値の高い牛肉生産技術や肥育技術の確立を支援するとともに、和牛肉の販売拡大を推進し生産基盤の強化を図る。

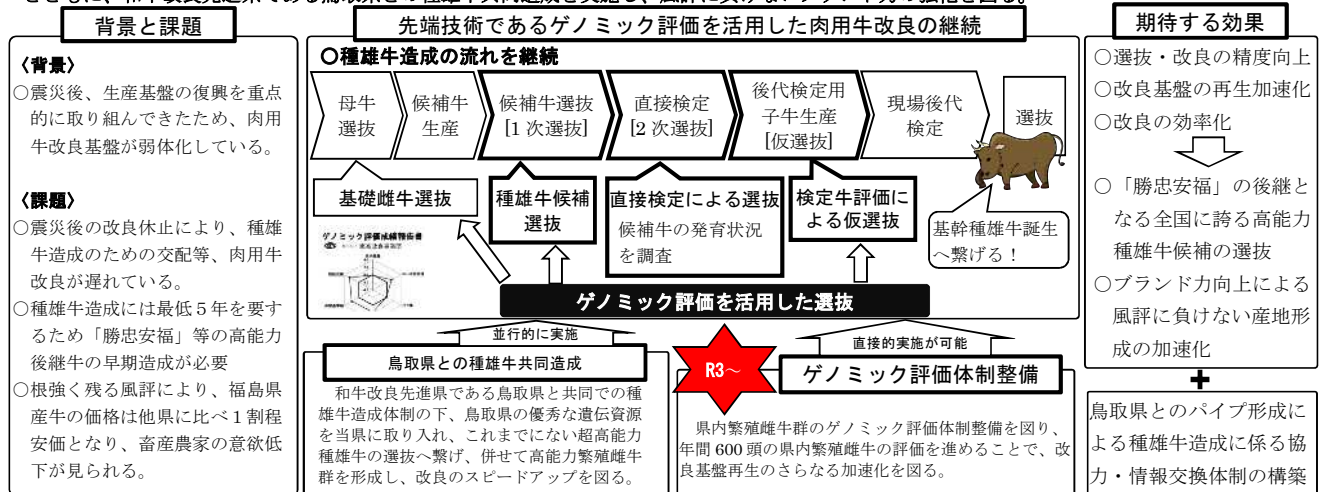
- 3 事業実施主体 2の(1) 県(委託先:公益社団法人全国和牛登録協会福島県支部)、全国農業協同組合連合会福島県本部等
 2の(2) 県、生産者団体
 2の(3) 福島県酪農青年研究連盟
 2の(4) 福島県酪農業協同組合、全国農業協同組合連合会福島県本部等
 2の(5) 県
- 4 予算額 188,353千円
- 5 補助率 定額
- 6 事業実施期間 2の(1) 令和3年度~令和5年度
 2の(2) 令和3年度~令和5年度
 2の(3) 令和3年度~令和5年度
 2の(4) 令和3年度~令和7年度
 2の(5) 令和3年度~令和7年度

【担当課:生産流通総室畜産課 024-521-7365】

福島牛改良基盤再生事業【ゲノミック評価推進事業】

R5年度事業費
44,142千円

震災以降、本県の肉用牛改良基盤の衰退が見られることから、最先端技術であるゲノミック評価の活用による優秀な種雄牛造成を継続するとともに、和牛改良先進県である鳥取県との種雄牛共同造成を実施し、風評に負けないブランド力の強化を図る。



○想定スケジュール

| 概要(内容) | 実施主体 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | |
|-------------|--------|--|---|---------------|----------|----|--|
| 県内基礎雌牛選抜 | 畜産団体等 | R30年度から雌牛を家畜改良との共同研究でゲノム評価(4,000頭選抜試験、同時に産肉能力検定実施) | | ~同様の流れを毎年度実施~ | | | |
| 直接候補牛取得 | | 上記の基礎雌牛から雄子牛獲得、産肉能力検定(直接、選抜後代検定)を実施 | | | | | |
| 種雄牛候補牛検定 | 畜産研究所等 | 肥育農家へ検定牛移管 → 現場検定 → 検定終了 | 肥育農家へ検定牛移管 → 現場検定(検定済) | | | | |
| 鳥取県との共同造成 | 畜産研究所 | 種雄牛共同造成用雌牛導入 | E1スタート | 種雄牛選抜、直接 | 取得試験 | | |
| | | | 種雄牛共同造成用雌牛導入 | E1スタート | 種雄牛選抜、直接 | | |
| 県内でのゲノミック評価 | 畜産研究所 | 独自にゲノミック評価体制整備 | ゲノム解析(実証)(約2,400頭を解析し、データを集め繁殖価利用牛の約9割と併せて評価する)【R8年度より本格展開】 | | | | |

未来の畜産創生事業

令和5年度事業
事業費:8,900千円

震災と原発事故により、大幅に減少した肉用子牛の生産基盤を回復させるため、肉用牛肥育経営農家が「一貫経営」へ「転換」する場合を支援する。

今後は、肉用牛一貫生産体制への転換を加速化させるため、繁殖雌牛の導入に対する支援を継続する他、肉用牛一貫生産に係る繁殖雌牛の飼養スペース確保のため、県内の空き牛舎の活用や既存牛舎の増築により新たな生産体制に取り組むための支援を行う。

| 背景と課題 | 事業内容 | 期待する効果 |
|--|---|--|
| <p>《背景》</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産戸数・頭数の激減 子牛価格の高騰 43万円→75万円(平均) (H24) (現在) 風評による枝肉価格の低下 <p>↓</p> <p>肉用牛肥育農家の経営圧迫</p> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> 子牛相場に左右されず安定的に肉用子牛を生産できる体制の構築が急務 | <p>1 肉用牛一貫経営チャレンジ事業 6,000千円 400千円/頭×5頭×3戸</p> <p>2 空き牛舎等フル活用サポート事業 2,900千円 畜舎改修経費 725千円×4戸</p> <p>【肥育農家(現状)】 子牛が買えない</p> <p>【一貫経営に転換】</p> <p>空き牛舎活用 既存牛舎増築 新たな飼養スペースの確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> 一貫生産体制の波及 新たな繁殖基盤の担い手確保 生産基盤強化の加速化 肥育農家の経営安定 <p>↓</p> <p>○県民へ安定的に福島牛を供給できる</p> <p>○産地競争力の強化</p> |

191

次世代酪農家育成・乳量UPチャレンジ事業

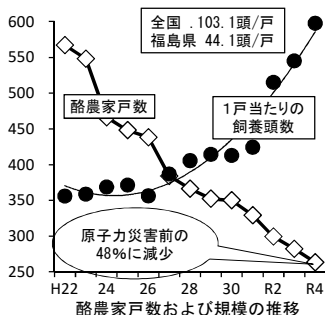
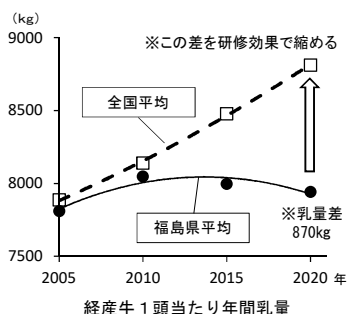
令和5年度事業費
1,675千円

現状・課題

- ◆ 本県酪農の担い手は、原子力災害の影響等により、大幅に減少しており、また、全国と比較して、経産牛1頭当たりの年間生乳生産量は低く、小規模な家族経営が多い。
- ◆ このため、県は、持続的に発展可能な酪農産地の基盤強化に向け、規模拡大に対応した飼養技術や経営管理の能力向上のための取組を支援し、次世代の人材を育成する必要がある。

事業内容

- **経営能力向上・地域課題解決事業：500千円**
酪農後継者組織が必要と考える飼養技術や経営管理の能力向上を目的とした研修会の開催や研究機関と連携した課題解決の取組を支援する。
(研修会開催経費@240千円×2回、会議費@10千円×2回)
- **モデル検定事業：1,175千円**
若手酪農後継者が行う牛群検定の費用の1/2を補助し、牛群検定から得た情報を利用して専門家からの指導を受け、自己の経営に反映させることで生乳生産の効率化を推進するとともに他酪農家への波及を図る。
(研修会開催経費@400千円×2回、モデル検定@75千円×5名)



| | 経営規模 | 牛の能力 | 売上※ |
|-------|------|----------|---------|
| 福島県 ① | 44頭 | 約8,120kg | 3751万円 |
| 全国 ② | 103頭 | 約8,560kg | 9258万円 |
| 差 ①-② | -59頭 | -440kg | -5507万円 |

※乳価を105円/kgとして算出

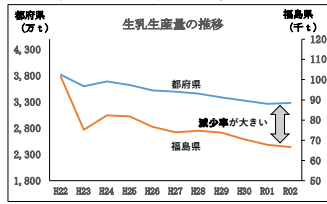
192

中核酪農家生産基盤強化事業

R5年度事業費
68,826千円

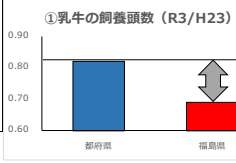
【現状・課題】

- 当県では、原子力災害の影響により、**生乳生産量が著しく減少**。

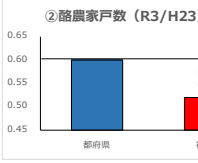


要因

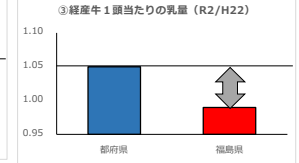
①乳牛の飼養頭数の減少



②酪農家戸数の減少



③経産牛1頭あたり乳量が減少



- 乳牛の飼養頭数、酪農家戸数は、都府県と比較して**減少率が大きい**。
- 経産牛1頭あたりの乳量が、都府県では増加している一方で、優良な乳用牛を喪失したことによる改良の遅れで当県では減少している（**生乳生産効率の悪化**）。

【事業内容】

1. 中核酪農家を対象とした初妊牛導入による増頭支援

成畜飼養頭数120頭以上の中核酪農経営体が乳用初妊牛導入により生乳生産量を増加させる取組を支援
・増頭奨励金 乳牛1頭当たりの補助 @275千円/頭×160頭

2. 乳牛改良基盤の再構築支援

受精卵移植、遺伝子評価等を活用した高能力牛への転換推進の支援(1/2補助、下記単価は上限)
性別別受精卵 @130,000円×150頭、性別別精液(性別別受精卵用)@9,000円×70頭、遺伝子評価@5,000円×850頭

【事業効果】

生乳生産量の回復
R2 66,666t → R7 78,000t



| 生乳生産量アップへの寄与 | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|--------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 生乳生産量(t) | | 66,666 | 67,361 | 69,041 | 71,541 | 74,941 | 78,341 |
| 事業効果 | 導入(累計) | 頭数(頭) | 168 | 418 | 578 | 738 | 898 |
| | | 効果(t) | | 1,680 | 4,180 | 5,780 | 7,380 |
| | 性別別受精卵等(累計) | 産子数(頭) | | | | 180 | 360 |
| | | 効果(t) | | | | 1,800 | 3,600 |

* 性別別受精卵の事業効果は、事業実施年度の次年度

193

うまい!「福島県産牛」生産・販売力強化対策事業

【令和5年度予算額 62,810千円】

<事業のポイント>

うまい! 福島牛をアピールするため、「福島県産和牛の特徴」を見える化し、生産体制の確立と販売促進する事業を支援する。

<現状・背景>

東日本大震災・原子力災害に伴う福島県産牛肉に対する風評被害の払拭のため、県内の肉用牛関係者は、美味しい福島県産牛肉の生産・供給体制を整備し、また肉用牛の生産基盤と改良基盤の回復に向けた新しいゲノミック評価技術を活用した優良雌牛群の整備と高能力種雄牛造成体制の構築を望んでいる。

<事業の内容>

うまい!「福島県産牛」生産・販売力強化対策事業ため、以下の取組を支援。

1. ゲノム解析活用による種雄牛造成体制の確立

銘柄「福島牛」ブランド強化に向け、ゲノミック選抜手法の和牛改良を進め、共同研究データを取り入れながら、産肉能力評価分析からオレイン酸等が豊富なプレミアム感の高い和牛肉を作り出す遺伝的に改良能力に優れた繁殖雌牛群の整備を図り、種雄牛造成体制を確立する。

2. 地域資源活用「福島牛」生産技術推進

9回連続で日本一の評価を受けた本県産日本酒の酒粕を飼料原料の一部として活用し、付加価値の高い牛肉生産技術を確立する。

3. 新たな和牛肉生産技術の実証

消費者の赤身牛肉指向に応える和牛肉の生産に向けて、和牛繁殖雌牛の更新に伴う老齢繁殖雌牛肥育を有効な手段と捉え、旨み等を重視した飼いや肥育技術を確認する。

4. 県産和牛流通販売対策強化

旨み成分等、新たな特色ある和牛肉の販売拡大を推進するため、関係機関・団体で組織する協議会を運営し、試験販売を行う等販売促進やPR、新たな販売確保等を行う活動に対して支援する。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

福島県産和牛生産販売力強化対策事業

魅力的で新しい販売戦略に対応できる美味しい福島牛

1. ゲノム解析活用による種雄牛造成体制の確立

ゲノム解析、おいしさにプレミアム感の高い雌牛群整備

オレイン酸・おいしさ

遺伝的に改良能力に優れた種雄牛

ゲノム選抜種雄牛造成

2. 地域資源活用「福島牛」生産技術推進

【背景】日本酒の金賞受賞数日本一

県産日本酒の酒粕を飼料の一部として加工し肥育牛へ給与(マニュアル作成)

和牛香、ガス脂肪酸分析
おいしさ見える化、イメージング質量分析

・魅力ある「福島牛」生産のイメージアップ
・「福島牛」特徴の見える化し、ブランド強化

3. 新たな和牛肉生産技術の実証

【背景】赤身指向に応える和牛肉生産

和牛繁殖雌牛の更新に伴い、旨みを重視した飼いや肥育

遊離アミノ酸(グルタミン酸、アスパラギン酸等)分析
和牛香(ガス脂肪酸)分析

・完熟旨み重視の赤身牛肉の生産技術の確立

4. 県産和牛流通販売対策強化

【背景】新たな特色和牛肉の販売拡大

関係機関・団体で組織する協議会の運営

試験販売等の実施など

・販売促進・PR
・牛肉の新たな販売確保

194

畜産競争力強化対策整備事業（継続）

1 趣 旨

畜産業の復興・再生を推進するため、地域の中心的経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織等）の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設整備や家畜導入を支援する。

2 事業内容

(1) 畜産競争力強化対策整備事業

畜産クラスター協議会が策定した畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織等）の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設整備や家畜導入を支援する。

3 事業実施主体 畜産クラスター協議会

4 予算額 100,800千円

5 補助率 施設整備 事業費の1/2以内

家畜導入上限額 妊娠牛 275千円

繁殖雌牛 175千円（増頭の頭数規模により、246千円）

繁殖雌豚 40千円

6 事業実施期間 平成27年度～令和5年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7366】

195

畜産競争力強化対策整備事業

畜産農家をはじめ、地域に存在する各関係者が有機的に連携・結集した高収益型畜産体制（畜産クラスター）を構築し、地域の中心的な経営体の収益性の向上に必要な施設整備や家畜導入を支援することで、原発事故の影響により弱体化した生産基盤の回復と、TPP11協定や日EU・EPA、日米貿易協定の発効といった国際環境に対応するため、国際競争力の強化を図る。

原発事故の影響により

- 避難指示区域の廃業
 - 自給飼料の給与制限
 - 風評による生産物の価格低下
 - 高齢者等を中心に離農が加速
- 生産基盤が弱体化。**

国際環境の変化

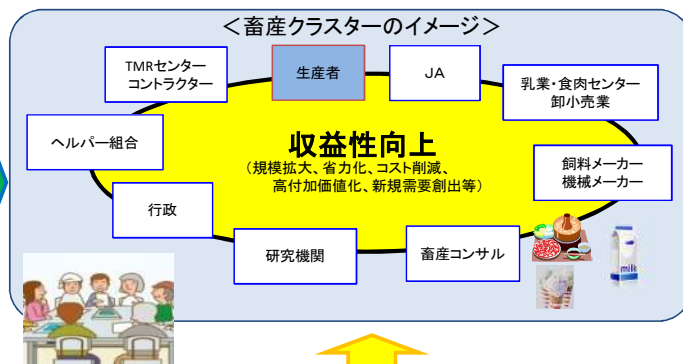
- TPP11協定、日EU・EPA発効
 - TAG交渉開始
- 国際競争力の強化が必要。**

<取組主体>

地域の収益性向上のための畜産クラスター計画に位置づけた中心的な経営体

- ・畜産を営む者
- ・飼料生産組織
- ・新規就農者

※個別経営体も対象
(原則、法人、法人化の計画を有する家族経営)



畜産生産基盤の回復と強化

- 規模拡大や協業化等による担い手確保・育成
- 機械導入や作業委託等による省力化
- 施設等貸付や指導体制整備等による新規就農者確保
- 地域資源活用による耕畜連携や高付加価値化、コスト削減など

畜産競争力強化整備事業(国庫・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)

中心的経営体の収益性の向上等に必要な施設の整備・家畜導入を支援（補助率：1/2以内）

※家畜導入上限額

妊娠牛27.5万円、繁殖雌牛17.5万円、繁殖雌豚4.0万円



牛舎等



飼料調製施設



畜産環境対策施設



家畜導入

(※公社等が整備し、中心的な経営体に貸し付ける場合も含む ※共同利用家畜排せつ物整備は地方公共団体も取組み可)

196

自給飼料生産復活推進事業（継続）

- 1 趣 旨
高品質自給飼料の安定生産及び効果的な供給体制の確立に向けた飼料生産組織（コントラクター）等への取組を支援する。
- 2 事業内容
(1) うまい！福島県産牛を支える飼料生産基盤強化事業
地域自給飼料品質向上支援
生産履歴管理対策（ソフトウェア等システム一式）の導入、土壌成分分析、飼料作物成分分析の経費を助成する。
- 3 事業実施主体 2の（1）：畜産農家等で構成する飼料生産組織等
- 4 予算額 2,080千円
- 5 補助率 1/2以内（補助上限208千円／事業実施主体）
- 6 事業実施期間 平成30年度～令和5年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7364】

197

うまい！福島県産牛を支える飼料生産基盤強化事業

総事業費 8,320千円（R3～5）、R5事業費2,080千円

本県の飼料生産基盤は原子力災害の影響を大きく受け、放射性物質の飛散に伴う安全性への不安から作付面積は減少した。しかし、震災後、農地除染の進展に合わせて地域の担い手を支援し、組織化を推進した結果、飼料生産組織が60組織余りに増加した。また、畜産経営において、これら飼料生産組織を活用した飼料生産の外部化・省力化が進められ、県内の自給粗飼料生産・利用基盤が徐々に回復しつつある。

しかし、除染に伴い地力にバラツキが見られることや、生産面積の増加と大規模作業体系化が進んだことにより、良質かつ均質な自給飼料の安定的生産が課題となっている。

そこで本事業では、飼料生産組織等の機能強化（生産量増加、品質向上、作業効率向上）の取組を支援する。生産物・圃場管理手法の導入による圃場作業の効率化に向けた取組等を支援することで、高品質発酵粗飼料の安定生産と、効果的な供給体制の体系的導入を推進する。

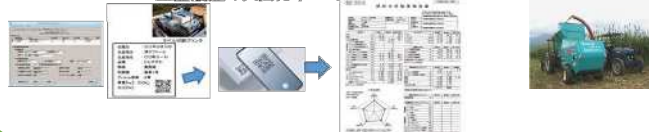
1 地域自給飼料品質向上支援

飼料生産基盤の回復及び新技術の普及を目指し、畜産農家や飼料生産組織等が実施する自給飼料の高品質化・品質安定化に向けた取組を中通り、浜通りを中心に定着

① 高品質粗飼料拡大対策

- ・補助対象：畜産農家の生産組織等
- ・内 容：圃場管理・生産履歴管理対策（ソフトウェア・ラベルプリンター等）、土壌・飼料作物成分分析
- ・補助率：1/2以内（ただし上限208千円／事業実施主体以内）
- ・所要額：2,080千円（208千円×10事業実施主体）

生産履歴の入出カイメージ



飼料生産の高度化の取組により
うまい！福島県産牛生産を支える飼料生産基盤を強化します！

198

栽培漁業振興対策事業

1 趣 旨

東日本大震災により本県の種苗生産施設は壊滅的な被害を受け、種苗生産、放流は困難となった。操業拡大に向けて資源造成を図るため、アワビ、ヒラメ及びアユ等について種苗生産及び放流を支援する。

2 事業内容

種苗放流支援事業（アワビ・ヒラメ・アユ）

水産資源研究所において本県沿岸へ放流するアワビ、ヒラメ及びアユの種苗生産を実施する。令和5年度放流予定数はアワビ15万個、ヒラメ100万尾、アユ100万尾

3 事業実施主体 県

4 予算額 280,399千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成30年度～令和5年度

【担当課：水産課 024-521-7376】

199

栽培漁業振興対策事業

- 東日本大震災により本県の種苗生産施設は壊滅的な被害を受け、種苗生産、放流は困難となった。操業再開に向けて資源造成を図るため、アワビ、ヒラメ及びアユ等について種苗生産及び放流を支援する。

種苗放流支援事業（生産委託）

水産資源研究所種苗研究・生産施設におけるアワビ、ヒラメ及びアユの種苗生産

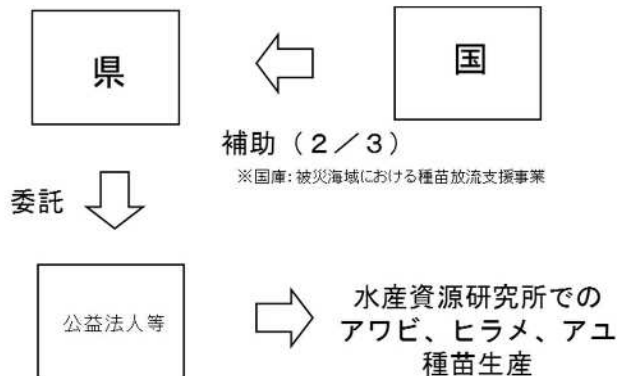


図 ヒラメ種苗放流の様子

令和5年度放流予定数

- アワビ種苗：15万個
- ヒラメ種苗：100万個（他県産卵から生産）
- アユ種苗：100万尾放流

200

さけ資源増殖事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により本県のさけ増殖組合の多くが被災し、復旧するまでの間、被災を逃れた組合のみでさけ稚魚のふ化・放流に取り組んでおり、さけ稚魚の放流数は震災前と比較して大きく減少していることから、さけ資源の維持を図るため、増殖団体が行う回帰率の高い大型種苗を放流する取組を支援する。

2 事業内容

さけ増殖団体による、稚魚を購入し県内河川に放流する経費に対して助成する。

3 事業実施主体 福島県鮭増殖協会

4 予算額 24,337千円

5 補助率 2/3以内

6 事業実施期間 昭和54年度～令和5年度

【担当課：水産課 024-521-7376】

201

さけ資源増殖事業

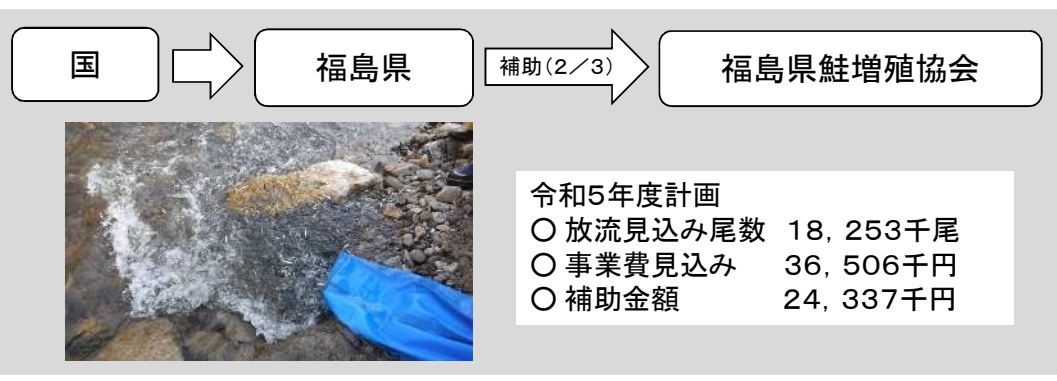
○ 東日本大震災によりさけふ化場が被災し、放流尾数が震災前の水準まで回復していない。さけ資源造成を図るため、回帰率の高い大型種苗の放流を行い増殖事業を継続する団体を支援する。

事業内容

さけ増殖団体が実施する放流取組みを支援

福島県鮭増殖協会が実施する、回帰率が高い大型種苗を購入・放流する取組みを支援

（国庫：被災海域における種苗放流支援事業、補助率：2/3以内）



202

ふくしまの元気を創る地域産業6次化推進事業（継続）

1 趣 旨

農林漁業者等の所得向上と地域産業振興を図るため、「第3期ふくしま地域産業6次化戦略」に基づき、地域産業6次化を支える担い手の育成や売れる商品づくり等を支援するとともに、地域産業6次化のビジネスモデルを創出・育成する取組を推進する。

2 事業内容

- (1) ふくしま6次化人材育成事業
6次化に意欲のある農林漁業者や市町村・JA等職員を対象に、実践者やコーディネーターを育成するため「ふくしま6次化創業塾」を開講する。
- (2) ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業
6次化に関する農林漁業者等からの相談に応じて専門家派遣、経営改善支援、新商品開発等に係るソフト経費支援などを行う「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」を設置・運営する。
- (3) 地域産業6次化ステップアップ強化事業
新商品を自ら生産開始・拡大するために必要な加工機械等の施設整備に補助する。

3 事業実施主体 (1) 及び (2) 県、(3) 農林漁業者等

4 予算額 81,261千円

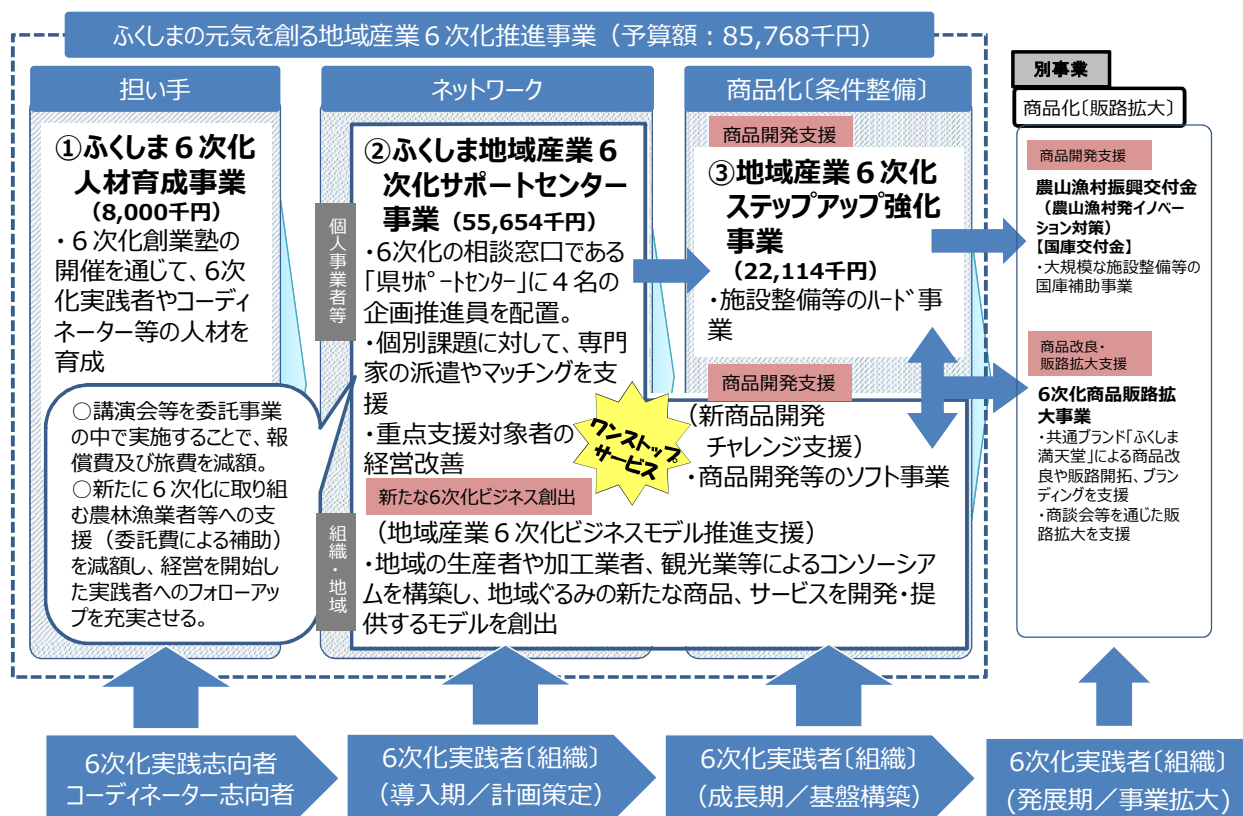
5 補助率 (3) 1/2以内

6 事業実施期間 令和3年度～令和5年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8041】

203

ふくしまの元気を創る地域産業6次化推進事業



204

みんなでつなぐ誇れる中山間地域等農業推進事業（継続）

1 趣 旨

農業生産の縮小が懸念される農業集落・地域に対し、地域農業の将来ビジョンづくりと、対象地域に密接に関わる関係人口の創出・交流等を通じた地域農業の活性化に資する取組を支援し、持続的に発展する中山間地域等における農業モデルを創出する。

2 事業内容

(1) 中山間地域等農業活力創造推進事業

地域計画の策定に取り組む等の集落・地域を対象とし、農林事務所が中心となるサポートチームが、集落員の主体的なワークショップなどの話し合いによる地域計画の作成を始め、関係人口との交流を通じた地域農業の活性化に資する集落ビジョンづくりと地域農業の発展に資する関係人口の創出・交流等の取組を支援する。

(2) 関係人口創出等農業活力創造支援事業

関係人口の創出・拡大の取組を通じ、地域農業の持続的な発展を実現するモデルとなる農業集落等を支援する。

3 事業実施主体 (1)：県、(2)：農業集落等

4 予算額 12,745千円

5 補助率 (2) 定額

6 事業実施期間 令和4年度～令和6年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7339】

205

みんなでつなぐ誇れる中山間地域等農業推進事業(R4～R6)

農業振興課

《取組・展開イメージ(果樹を中心とした地区の場合)》

地域農業の課題と対応方向

- 農業者の減少、労働力不足
- 集落の共同活動の縮小
- 地域計画策定は手付かず、付加価値化のための六次化等の取組停滞
- 鳥獣被害の高止まり

⇒ 既存施策の活用促進に加え、地域に活力をもたらす**関係人口との交流等を通じた地域農業の維持・活性化**など新たな取り組みを進めて行く必要。

支援対象集落の設定

集落戸数、農業者数、高齢化率等で絞り込み。市町村等の意見を踏まえ対象を設定

<ビジョンづくり(ワークショップ)>



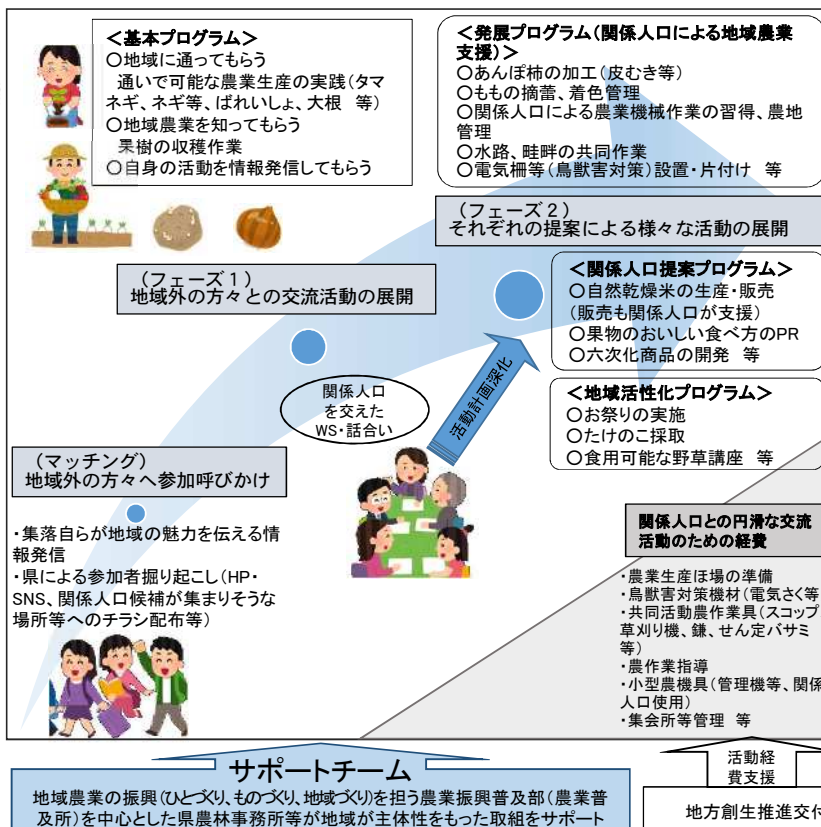
- ・ 地域の話合いを支援
- ・ 大学教授等外部専門家も参画呼びかけ

地域農業ビジョン(記載内容イメージ)

<現状>
○ 地域・農業の現状 ○ 地域資源(誇り、宝)、
○ 共に守っていくもの

<今後の取組方向>
○ 地域計画に準ずる計画
農業生産の方向、担い手の特定と集積方向
○ 地域資源活用と他地域の方との交流計画
・ 交流活動(関係人口への農地提供と農業生産支援、地域共同作業や農作業支援への呼びかけ、関係人口を交えたビジョンのバージョンアップ...)
○ その他地域活性化方策(案内看板設置・統一化、まつりの復活と伝承、景観作物栽培、自然を生かす力の伝承計画...)

対象集落の事業への参画誘導



地域計画の作成等各種施策の活用拡大、関係人口からの支援を通して魅力あふれる地域農業の維持・発展

鳥獣被害対策強化事業（継続）

1 趣 旨

農作物被害防止のためには、有害鳥獣の計画的な捕獲対策が必要であることから、市町村等における効果的な鳥獣被害対策及びイノシシ等の有害捕獲の取組を支援する。また、自然環境と共生した農村の実現のため、地域ぐるみで取り組む総合的な対策の推進や専門的な知識を有する市町村専門職員の活動を支援し、地域農業の振興と復興を図る。

2 事業内容

(1) イノシシ等有害捕獲促進事業

ア イノシシ等有害捕獲促進事業

イノシシやニホンジカの有害捕獲の取組に対し、捕獲経費の一部を助成し、捕獲活動の強化と促進による捕獲頭数の増加を図る。

イ 新技術を活用したイノシシ等有害捕獲促進事業

市町村専門職員が配置された市町村協議会等が行う新技術（ドローン）を活用した生息状況調査を支援し、生息場所等の位置を確認し、効率的な捕獲を実施するための場所や手法を検討して、捕獲頭数の更なる増加を図る。

ウ イノシシ等有害捕獲促進に係る被害防止施設等整備事業

市町村専門職員が配置された市町村協議会等が行う生息環境管理、被害防除、有害捕獲を組み合わせた総合的な対策に取り組むための侵入防止柵の設置や生息環境管理に要する経費を支援する。

(2) 鳥獣被害対策市町村専門職員育成支援事業

ア 鳥獣被害対策市町村専門職員候補者の確保・育成

野生鳥獣の生態等を学ぶ学生等を対象に、市町村専門職員との現地体験交流等により、専門職員への関心を高めてもらうとともに、県内外で就職相談会等を開催し、専門職員の候補者の確保・育成を図る。

イ 鳥獣被害対策市町村専門職員の広域的な被害拡大防止体制整備

広域的な被害拡大防止対策を推進するため、近隣市町村と連携しながら、地域に密着した対策を行う市町村専門職員の配置及び活動を支援する。

207

ウ 鳥獣被害対策市町村専門職員育成高度化研修の実施

市町村専門職員の能力向上のため、被害の実態の把握及び地域の実情に応じた有効な対策の検討や対策技術の指導実践を行う研修を実施する。

| | | |
|----------|----------------------------|----------------|
| 3 事業実施主体 | 2の(1)ア、イ、ウ(2)イ 2の(2)ア、ウ | 市町村又は協議会等 県 |
| 4 予算額 | 129,549千円 | |
| 5 補助率 | 2の(1)ア、イ、ウ(2)イ | 定額 |
| 6 事業実施期間 | 平成29年度～令和5年度 | |

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

208

鳥獣被害対策強化事業の概要

現状・背景

- 鳥獣による農作物等被害額は高止まりの状況であり、地域農業を振興する上で大きな障害となっている。(県内の令和3年度被害額 約1億4千万円)
- 市町村の垣根を越えて野生鳥獣の生息域が拡大している。
- イノシシの有害捕獲については、市町村も重点的に取り組んでいるものの、狩猟者に対して十分な捕獲経費の助成が行われていない。
- 野生鳥獣の生息域拡大が続いている中で、県内の多くの市町村では野生鳥獣の専門的な知識・技術を持たない職員が被害対策を担当している。→ 的確な対策ができない

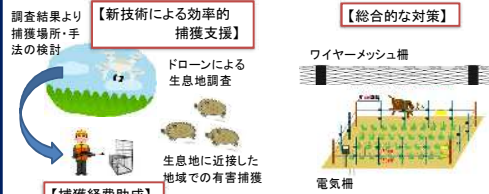
課題等

- イノシシ等の有害捕獲については、市町村から県に対し、捕獲経費の助成、効率的捕獲のための新技術による捕獲活動支援が求められている。
- 一方で、効果的な対策を定着させるためには捕獲だけに頼らない、総合的な被害防止対策を推進する必要がある。
- 持続的な対策とするため、地域に密着した被害防止対策をコーディネートできる人材の定着と広域的な連携が重要である。

イノシシ等有害捕獲の促進 (101,150千円)

イノシシやニホンジカの捕獲経費の一部助成や新技術による捕獲活動支援、集落ぐるみで行う総合的な対策の取組により、

- ①野生鳥獣による農作物の被害軽減を図る。
- ②放射性物質濃度の高いイノシシやニホンジカの捕獲活動を促進し、環境中から放射性物質を除去することで環境の回復を図る。

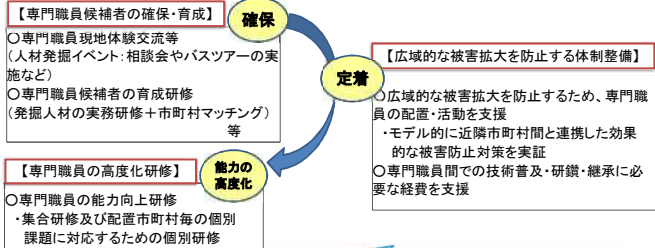


- イノシシ等有害捕獲の円滑な実施による捕獲頭数の増加
- 市町村対策専門員の支援による総合的対策の普及

市町村専門職員の育成支援 (28,399千円)

専門的な知識・技術を有した人材を市町村等に定着させ近隣市町村との連携体制を構築することで

- ①住民が主体となった総合的な対策技術の普及と定着を図る。
- ②広域的な被害の拡大を防止する。
- ③専門職員の技術研鑽・継承により、持続的な鳥獣被害対策体制を構築する。



- 専門職員による地域主体の総合的な対策をコーディネート
- 近隣市町村間の連携による被害の拡大を防止

鳥獣被害を克服する、力強い地域農業の振興

地域の力で進める！鳥獣被害対策事業（継続）

1 趣 旨

農作物等の鳥獣被害防止のため、地域の被害防止の取組に対する助言・指導や活動の中心となる人材の育成と地域づくりを行うとともに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成した市町村等協議会が実施する鳥獣被害防止活動を支援する。

2 事業内容

- (1) 鳥獣被害対策推進事業
 - ア 鳥獣被害対策推進事業
市町村担当者、農林事務所担当者向けの会議の実施や補助事業の推進、総合的な対策の普及・拡大を図る。
 - イ 豚熱対策捕獲強化推進事業
豚熱まん延防止を目的とした野生イノシシの捕獲に必要な防疫措置支援を行う。
- (2) 集落特性に応じた鳥獣被害対策実証・普及事業
 - ア モデル集落实証・普及活動
有害鳥獣による農作物等の被害防止のため、総合的な対策に取り組むモデル集落を県が主導して実証するとともに、その成果を波及させる。
- (3) 鳥獣被害対策人材育成強化事業
市町村職員及び市町村鳥獣被害対策協議会員、鳥獣被害対策実施隊員に対し、専門技術研修（農作物被害発生の主な要因となっているイノシシ、シカ、サル及びブクマの対策等）を行い、鳥獣被害対策の地域リーダーとなる人材を育成する。
- (4) 鳥獣被害防止総合対策事業
鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村の協議会が実施する鳥獣被害防止活動等を支援する。

3 事業実施主体

- (1)～(3) 県
- (4) 市町村、協議会等

- 4 予算額 297,599千円
- 5 補助率 (4) 定額、1/2以内
- 6 事業実施期間 令和元年度～令和5年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

令和5年度 地域で進める！鳥獣被害対策事業

現状・課題

- 加害鳥獣や被害作物は多種多様で地域特性に応じた総合的な対策の支援が必要
- イノシシやシカの農作物被害を着実に減らすためには、「捕獲」だけではなく、「被害防除」や「環境管理」を組み合わせる実施することが不可欠
- イノシシやシカの被害が深刻化・広域化し、効率的・効果的な捕獲が不可欠
- イノシシから豚への豚熱感染拡大防止対策が必要

施策の方向

- 地域特性に応じた集落主体の総合的な対策を推進
- 加害鳥獣に対応した侵入防止柵の設置や緩衝帯（棲み分けのための空間）の作出を推進
- 有害捕獲経費を助成し、捕獲活動を支援
- 豚熱感染拡大防止のため、捕獲や防疫措置の強化

事業方針：集落（住民）主体の基本的な対策の普及・拡大

【鳥獣被害対策の推進】

（鳥獣被害対策推進事業）

- 対策会議の開催
- 各種事業の推進
- 豚熱の防疫措置



【集落単位の総合的な対策推進】

（集落特性に応じた鳥獣被害対策実証・普及事業）

- モデル集落設置による対策の実証
- 集落住民による総合的な対策による被害軽減を実証



【人材の育成】

（鳥獣被害対策人材育成強化事業）

- 地域や集落で中心となって取り組む人材を育成し、地域の自助による対策を推進



【市町村等における総合的な対策を支援】（鳥獣被害防止総合対策事業）

<有害捕獲>

- 研修費助成、○捕獲機材の購入
- 捕獲活動の賃金
- 各鳥獣種の生息調査
- 焼却施設や射撃場の整備支援
- 捕獲経費助成 等



<被害防除>

- 追払い（主にサル、クマ）
- 被害調査
- 各獣種に対応する侵入防止柵の設置
- 技術実証経費 等



<環境管理>

- 各鳥獣種に対応する間伐ややぶの刈り払い
- 放任果樹の伐採（主にサルやクマ対象）



多面的機能支払事業 他（継続）

1 趣 旨

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地維持や資源向上を図る共同活動の取組を支援する。

また、人口減少や高齢化が進行する中山間地域等において、農業生産活動を行う農業者等の取組、地域をけん引するリーダーの確保・育成や販売戦略の策定などの取組を支援する。

2 事業内容

(1) 多面的機能支払事業

多面的機能の維持・発揮のための農業者等の共同活動や、農村集落維持を目的とした地域資源向上を図る共同活動を支援する。

(2) 中山間地域直接支払事業

過疎化・高齢化が急速に進行し、多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、遊休農地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、農業生産活動を行う農業者等の取組を支援する。

(3) 中山間地農業ルネッサンス事業

中山間地域の特色を活かした地域の創意工夫に溢れる取組、地域をけん引していくリーダーの確保・育成や農業戦略・販売戦略の策定などの取組を支援する。

(4) 「ふくしまの棚田」活性化事業

棚田を核とした地域振興のための活動組織の育成や、県・市町村の活動体系構築、棚田を核とした地域活性化のモデル育成を支援する。

213

3 事業実施主体

(1) 活動組織、市町村、県、福島県多面的機能支払推進協議会

(2) 市町村、県

(3) 市町村、県

(4) 市町村、県、農業者団体等

4 予算額 4,032,754千円

5 補助率

(1) 国1/2、県1/4、定額

(2) 国1/2～1/3、県1/4～1/3

(3) 定額

(4) 定額（1団体あたり上限500千円）

6 事業実施期間 平成12年度～令和6年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7380】

214

多面的機能支払事業 他（継続）

令和5年度当初予算 4,032,754千円

I 事業内容

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地維持や資源向上を図る共同活動の取組を支援する。

また、人口減少や高齢化が進行する中山間地域等において、農業生産活動を行う農業者等の取組、地域をけん引するリーダーの確保・育成や販売戦略の策定などの取組を支援する。

II 令和5年度の実施内容

多面的機能支払事業

多面的機能の維持・発揮のための農業者等の共同活動や、農村集落維持を目的とした地域資源向上を図る共同活動を支援する。

中山間地域等直接支払事業

過疎化・高齢化が急速に進行し、多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、遊休農地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、農業生産活動を行う農業者等の取組を支援する。

中山間地農業ルネッサンス推進事業

中山間地域の特色を活かした地域の創意工夫に溢れる取組、地域をけん引するリーダーの確保・育成や農業戦略・販売戦略の策定などの取組を支援する。

「ふくしまの棚田」活性化事業

棚田を核とした地域振興のための活動組織の育成や、県・市町村の活動体制構築、棚田を核とした地域活性化のモデル育成を支援する。

III 事業のイメージ



多面的機能支払事業
地域住民が共同で取組む植栽活動



「ふくしまの棚田」活性化事業
「西谷棚田（二本松市）」



中山間地域等直接支払事業
水路掃除の様子



中山間地農業ルネッサンス推進事業
関係人口受入に向けた地域資源の調査

215

遊休農地活用促進総合対策（継続）

1 趣 旨

遊休農地の活用を促進するため、市町村や農業者等が行う遊休農地の再生利用を支援するとともに、遊休農地の効果的な利用調整手法について調査・実証を進める。

2 事業内容

(1) 遊休農地活用推進事業

遊休農地の活用を進めるため、関係機関・団体と連携を図り、市町村農業委員会等が農地法第四章に基づいて行う遊休農地に関する措置の適正な執行を支援する。

(2) 遊休農地等利用調整手法調査・実証事業

遊休農地の発生防止や利活用を現地の実情に応じて効果的に進めるため、遊休農地の効果的な利用調整手法を調査・分析し、その手法を普及する。

(3) 遊休農地等再生対策支援事業

遊休化した農地の再生利用を図るため、遊休農地の再生作業等に国の事業の活用が見込めない地域において、市町村等が策定する遊休農地の再生計画の実現に向けた取組を支援する。

(4) 最適土地利用総合対策事業

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援する。

3 事業実施主体

(1)、(2) 県

(3) 市町村、市町村農業委員会、地域耕作放棄地対策協議会等

(4) 市町村、地域協議会等

216

4 予 算 額 10,001千円

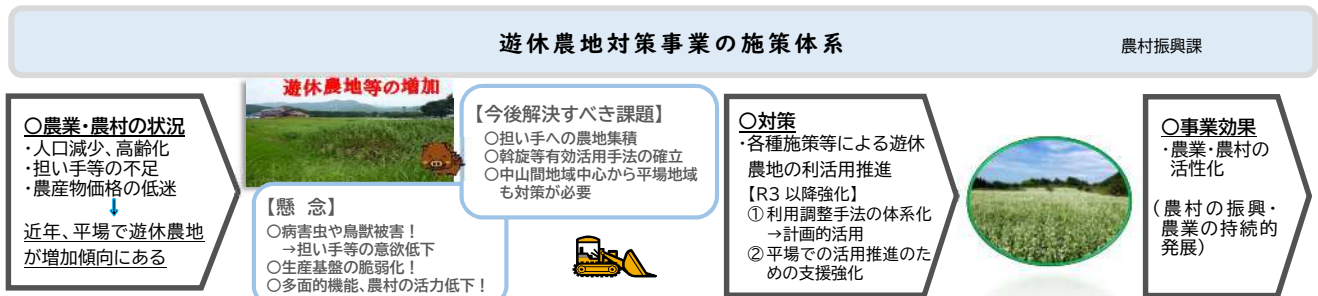
5 補 助 率

- (1)、(2) -
- (3) 1/2以内 (上限1,000千円)
- (4) 定額ほか

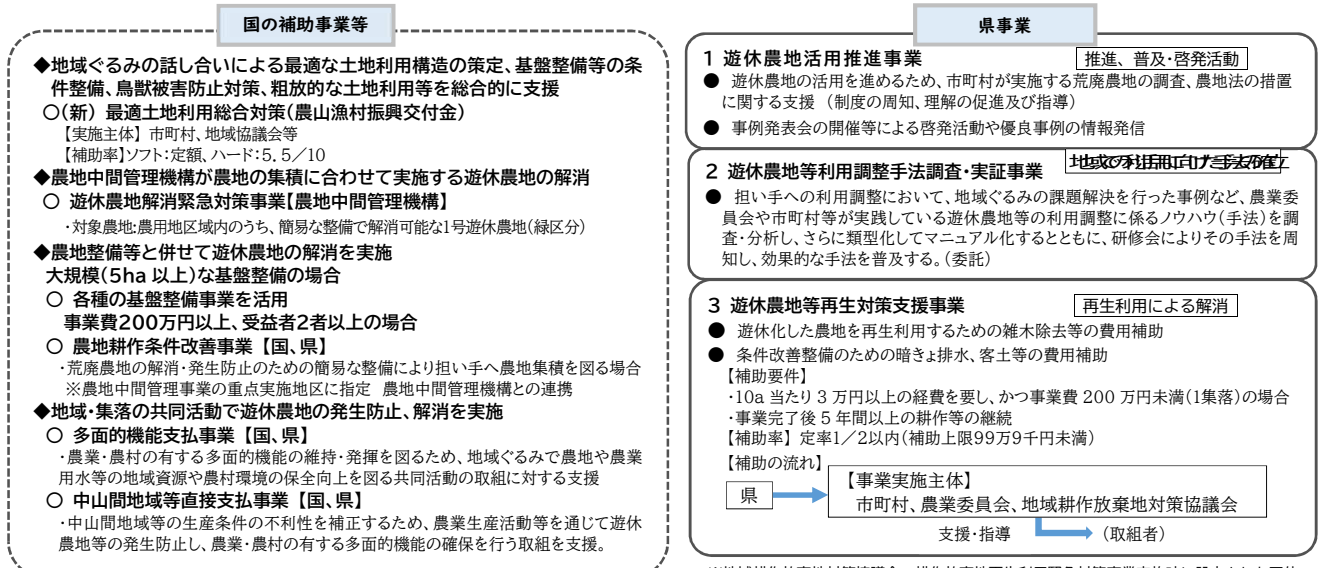
6 事業実施期間 平成28年度～令和7年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7380】

217



◎農地は農業生産にとって基礎的な資源であり食料の安定供給にとっても不可欠。農業が持続的に発展し、食料の安定供給の確保と多面的機能役割を十分に発揮していくためには、農地の確保と有効利用を推進することが重要。



※地域耕作放棄地対策協議会：耕作放棄地再生利用緊急対策事業実施時に設立された団体【構成員】市町村(必須)、農業委員会、JA、土地連等

218

ため池等整備事業 他（継続）

1 趣 旨

防災重点農業用ため池の劣化状況評価を進めた上で、老朽化対策及び地震耐性、豪雨耐性の向上が必要なため池について、堤体や洪水吐等の改修工事及び廃止工事を行う。

また、同時にハザードマップ作成の推進により県民生活の安全確保を図る。

2 事業内容

(1) ため池等整備事業（一般）

防災重点農業用ため池を改修、補強する工事を行う。

(2) ため池維持管理事業

ア ため池の廃止

農業用水を供給する必要のなくなったため池の廃止工事を行う。

イ ため池サポートセンターの運営

ため池サポートセンターを通じて、ため池管理者に対し、ため池の点検、保安全管理、技術的な指導・助言に関する支援を行う。

(3) 復興基盤総合整備事業（ため池整備事業）

原子力災害被災12市町村において、機能低下したため池を改修、補強する工事を行う。

(4) 防災重点農業用ため池評価事業

防災重点農業用ため池の劣化状況、地震耐性、豪雨耐性の調査を実施し、決壊の危険性について評価を行う。

(5) 震災対策農業水利施設整備事業

防災重点農業用ため池において、ハザードマップ作成により防災減災対策を進め、住民の安全確保及び防災減災への意識向上を図る。

219

3 事業実施主体 県

(2)(2)ア、(5)は市町村)

4 予算額 1,098,493千円

5 補助率

(1) 国50～55%：県29～34%

(2) 定額

(3) 国75%：県25%

(4) 定額

(5) 定額

6 事業実施期間 平成25年度～令和12年度

【担当課：農村整備総室農地管理課 024-521-7409】

ため池等整備事業 他（継続）

令和5年度当初予算 1,098,493千円

I 事業内容

防災重点農業用ため池の劣化状況評価を進めた上で、老朽化対策及び、地震耐性、豪雨耐性の向上が必要なため池について、堤体や洪水吐等の改修工事及び廃止工事を行う。

また、同時にハザードマップ作成の推進により県民生活の安全確保を図る。

【金ヶ森地区（浪江町） 他21地区】

II 令和5年度の実施内容

ため池等整備事業（一般）

防災重点農業用ため池を改修、補強する工事を行う。

ため池維持管理事業

ため池の廃止

農業用水を供給する必要のなくなったため池の廃止工事を行う。

ため池サポートセンターの運営

ため池サポートセンターを通じて、ため池管理者に対し、ため池の点検、保全管理、技術的な指導・助言に関する支援を行う。

復興基盤総合整備事業（ため池整備事業）

原子力災害被災12市町村において、機能低下したため池を改修、補強する工事を行う。

防災重点農業用ため池評価事業

防災重点農業用ため池の劣化状況、地震耐性、豪雨耐性の調査を実施し、決壊の危険性について評価を行う。

震災対策農業水利施設整備事業

防災重点農業用ため池において、ハザードマップ作成により防災減災対策を進め、住民の安全確保及び防災減災への意識向上を図る。

III 事業のイメージ



決壊を未然に防止



湊地区（会津若松市）



滝池地区（本宮市）

令和元年東日本台風で決壊したため池（玉川村）

頻発化・激甚化する災害に備えるため、ため池の整備・廃止を実施。



ため池の廃止

堤体を開削

ため池廃止の施工例



地震耐性評価の状況

森林とのきずな事業（継続）

1 趣 旨

ふくしまの森林について再び関心を持ってもらうことで、森林づくりの意識の醸成に資するため、本県の森林や林業に関する情報の発信と森林認証の普及推進、及び青年を対象とした森林に関する自己学習活動の支援を行う。

2 事業内容

- (1) 森林環境情報の収集と発信
森林環境に関する情報を収集するとともに、森林の現状や県産材利活用、及び県民参画による森林づくりの情報を発信する。
- (2) 森林認証の普及推進
環境・経済・社会貢献の3つの面から適切な森林経営が行われている森林を国際的ルールで認証する森林認証制度を普及し、森林環境の適正な保全や、持続可能な社会づくりを進めるため、制度普及に係るPR活動への支援、認証取得費用を助成する。
- (3) 若者の森林自己学習支援事業
新たに社会の担い手となる青年の森林づくりへの関心を深めるため、県内大学生等による森林づくりなど自己学習活動を支援。

3 事業実施主体

- (1) 県
- (2) 県内に所在する森林所有者及び管理者、木材生産事業者、流通事業者及び製材・加工事業者等
- (3) 県内の大学等において森林づくりワークショップなどの学習活動をする大学生等

4 予算額

13,011千円

5 補助率

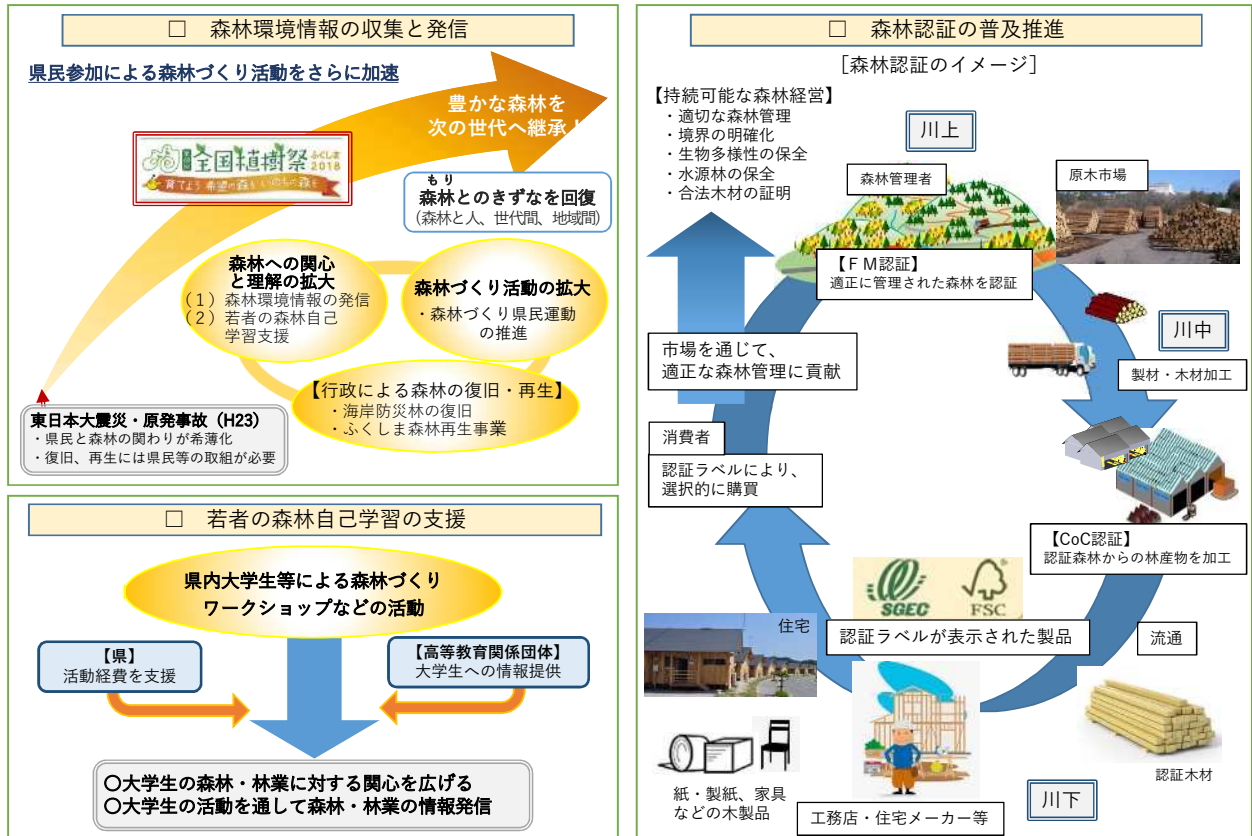
- (1) -
- (2) 1/2以内
- (3) 定額

6 事業実施期間

平成25年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7425】

森林とのきずな事業（継続）



223

森林情報（クラウド）活用推進事業（森林環境適正管理事業）（継続）

1 趣 旨

県の7割を占める広大な森林を適正に管理するため、ふくしま森林クラウドシステムと福島県森林GISの保守・運用を行う。また、森林の情報を県民を始めとする多くの人々に向け継続して発信するため、ふくしま森まっぶの運用を行う。

2 事業内容

(1) 森林情報（クラウド）活用推進事業

県内の森林における地図や森林資源等の情報を一元管理し、市町村や林業関係者との情報共有や連携強化を図るふくしま森林クラウドシステムの他、図面の高度編集や世代管理を行うスタンドアロン型森林GIS及び一般県民向け森林情報地図サイト「ふくしま森まっぶ」の保守・運用を行う。

3 事業実施主体

県

4 予算額

18,477千円

5 補助率

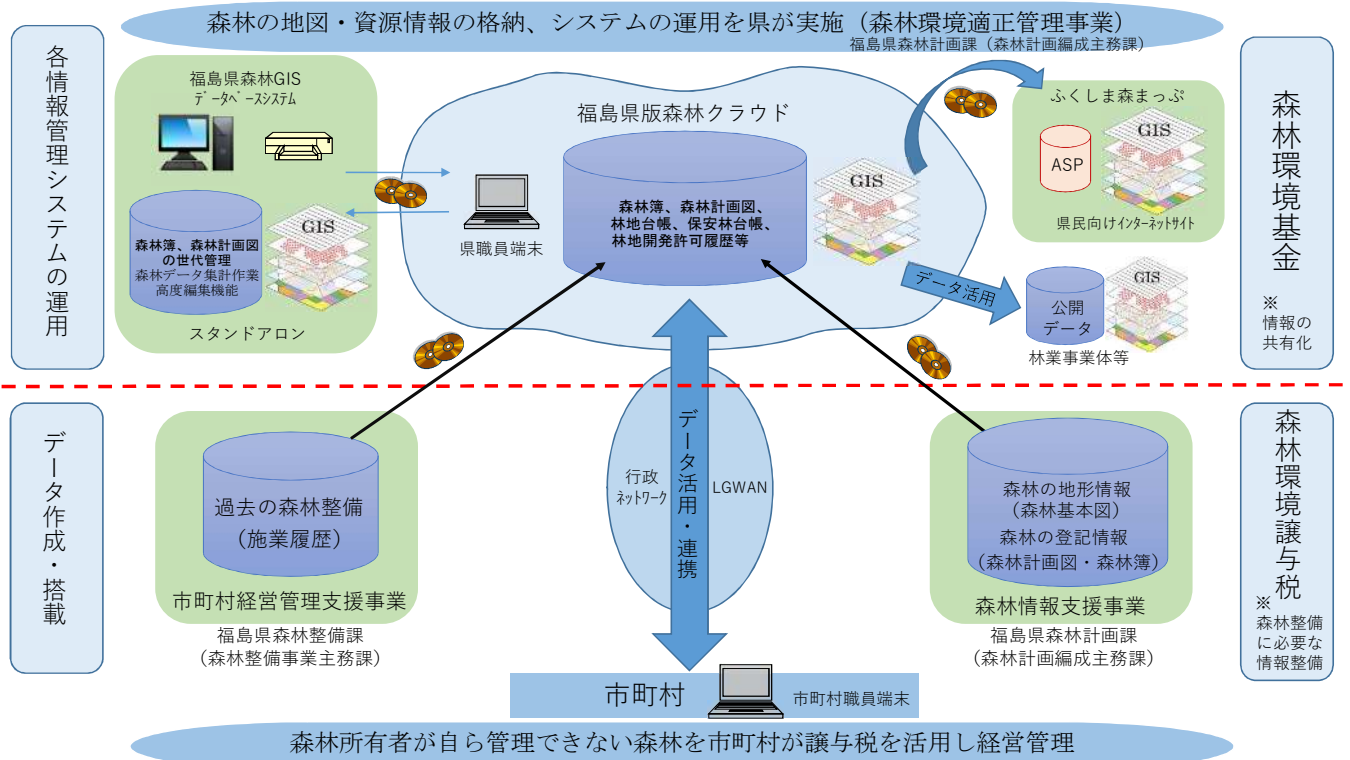
—

6 事業実施期間

平成18年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7423】

森林情報（クラウド）活用推進事業（森林環境適正管理事業）（継続）



225

治山事業（海岸防災林造成事業）（継続）

1 趣 旨

東日本大震災の津波により失われた保安林の機能を確保（回復）するため、多重防御の一環として海岸防災林造成事業を実施する。

2 事業内容

(1) 海岸防災林造成

東日本大震災の津波被害を踏まえ、保安林の津波防災機能を強化することとし、林帯幅について、市町の復興整備計画に基づき概ね200mに拡大するとともに、盛土により地下水位から3m程度の植生基盤を確保し、クロマツ等の植栽により「粘り強い海岸防災林」を整備する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 947,600千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成26年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7442】

226

治山事業(海岸防災林造成事業)(継続)

東日本大震災の津波により失われた保安林の機能を確保するため、多重防御の一環として海岸防災林を造成します

◇ 大津波による被害前後の状況 (南相馬市鹿島地区)

（被害前）
（被害後）
（整備後）

◆ 全体計画 ◆

地区数： 9 地区 (3市4町)
面積： 620 ha
事業費： 760 億円
期間： H23～R7

海岸防災林の復旧方法 (林帯幅約200m 地下水位から3m程度の盛土 クロマツ等植栽)

■ 大津波の被害を軽減した状況

漂流物を捕捉

大津波から背後地の住宅や農地を保全

治山事業(一般治山事業)(継続)

- 1 趣 旨

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全することや、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図ることで、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。
- 2 事業内容
 - (1) 山地治山総合対策

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地及び荒廃危険地等の復旧整備を実施する。

また、水源地域等の森林において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土保全に資するため荒廃地等の整備を総合的に実施し、県民の生命・財産を保全し、水資源の確保を図る。
- 3 事業実施主体 県
- 4 予算額

| |
|-------------------------|
| 610,497千円 |
| 〔令和5年度 当初 484,497千円〕 |
| 〔令和4年度 12月補正 126,000千円〕 |
- 5 補助率 ー
- 6 事業実施期間 平成28年度～令和10年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7442】

治山事業(一般治山事業)(継続)

■ 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全することや、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図ることで、安全で安心できる豊かな暮らしを確保します。

■ 山腹工・溪間工

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地及び荒廃危険地等の復旧整備を実施します。



山腹崩壊地(福島市)



山腹崩壊地(白河市)



山腹工施工後(福島市)



山腹工施工後(白河市)



治山ダム施工地(伊達市)

■ 森林整備

水源地域等の森林において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土保全に資するため荒廃地等の整備を総合的に実施し、県民の生命・財産を保全し、水資源の確保を図ります。



間伐が必要な森林(イメージ)



間伐直後の状況



間伐後3ヶ月経過の状況